

R 3 営繕 徳島東部防災拠点施設（仮称） 徳・東沖洲 1 改修工事建築（1）

課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当

# 目次

建 築						構 造			
図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称
A001	目次	A051	改修後 立面図(南・北)	A101	改修後 1階平面詳細図(12)	A151	雑詳細図(2) ヘリポートスロープ詳細	S001	構造特記仕様書 (1)
A002	特記仕様書(1)	A052	改修前 1階平面詳細図(1)	A102	改修後 1階展開図(1) スポーツ講座ゾーンA-1	A152	雑詳細図(3) ヘリポート柱脚部 防水詳細	S002	構造特記仕様書 (2)
A003	特記仕様書(2)	A053	改修前 1階平面詳細図(2)	A103	改修後 1階展開図(2) スポーツ講座ゾーンA-2	A153	雑詳細図(4) ハイサイドライト詳細	S003	鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (1)
A004	特記仕様書(3)	A054	改修前 1階平面詳細図(3)	A104	改修後 1階展開図(3) スポーツ講座ゾーンA-3	A154	雑詳細図(5) R階防水施工範囲	S004	鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (2)
A005	特記仕様書(4)	A055	改修前 1階平面詳細図(4)	A105	改修後 1階展開図(4) スポーツ講座ゾーンA-4	A155	雑詳細図(6) R階スラブ開口範囲	S005	溶接標準図 (1)
A006	特記仕様書(5)	A056	改修前 1階平面詳細図(5)	A106	改修後 1階展開図(5) スポーツ講座ゾーンA-5			S006	溶接標準図 (2)
A007	特記仕様書(6)	A057	改修前 1階平面詳細図(6)	A107	改修後 1階展開図(6) スポーツ講座ゾーンA-6			S007	鉄骨基準図 (1)
A008	特記仕様書(7)	A058	改修前 1階平面詳細図(7)	A108	改修後 1階展開図(7) スポーツ講座ゾーンC-1			S008	鉄骨基準図 (2)
A009	特記仕様書(8)	A059	改修前 1階平面詳細図(8)	A109	改修後 1階展開図(8) スポーツ講座ゾーンC-2			S009	鉄骨部分詳細図
A010	特記仕様書(9)	A060	改修前 1階平面詳細図(9)	A110	改修後 断面詳細図A-A' (1)			S010	フラットデッキ設計施工標準 (参考図)
A011	特記仕様書(10)	A061	改修前 1階平面詳細図(10)	A111	改修後 断面詳細図A-A' (2)			S011	RC壁補強標準図 (1)
A012	特記仕様書(11)	A062	改修前 1階平面詳細図(11)	A112	改修後 断面詳細図A-A' (3)			S012	RC壁補強標準図 (2)
A013	特記仕様書(12)	A063	改修前 1階平面詳細図(12)	A113	改修後 断面詳細図B-B' (1)			S013	増設壁詳細図 (1)
A014	特記仕様書(13)	A064	改修前 1階展開図(1) A階段・吹き抜け部-1	A114	改修後 断面詳細図B-B' (2)			S014	増設壁詳細図 (2)
A015	特記仕様書(14)	A065	改修前 1階展開図(2) A階段・吹き抜け部-2	A115	改修後 断面詳細図B-B' (3)			S015	開口閉塞補強詳細図
A016	附近見取図	A066	改修前 1階展開図(3) 廊下B	A116	改修後 断面詳細図C-C' (1)			S016	B1階伏図 (復元図)
A017	工事区分表(1)	A067	改修前 1階展開図(4) 1階庶務事務室/便所	A117	改修後 断面詳細図C-C' (2)			S017	1階伏図 (復元図)
A018	工事区分表(2)	A068	改修前 1階展開図(5) 熱源機械室/コンプレッサー室	A118	改修後 断面詳細図C-C' (3)			S018	2階伏図 (復元図)
A019	外部仕上表	A069	改修前 1階展開図(6) 倉庫A/機械室A	A119	改修後 断面詳細図D-D' (1)			S019	3階伏図 (復元図)
A020	内部仕上表(1)	A070	改修前 1階展開図(7) 受信・刷版室/見学ホール・前室	A120	改修後 断面詳細図D-D' (2)			S020	R階・PH階・PHR階伏図 (復元図)
A021	内部仕上表(2)	A071	改修前 1階展開図(8) 発送梱包室	A121	改修後 断面詳細図D-D' (3)			S021	軸組図 (復元図)
A022	内部仕上表(3)	A072	改修前 1階展開図(9) 制御盤室A/倉庫B/自販機置場	A122	改修後 断面詳細図E-E' (1)			S022	1階RC壁増設・撤去図
A023	内部仕上表(4)	A073	改修前 1階展開図(10) 守衛室/運転手控室/湯沸室/便所	A123	改修後 断面詳細図E-E' (2)			S023	2階RC壁増設・撤去図
A024	求積図(1) B1階求積図	A074	改修前 1階展開図(11) 発送ステーション	A124	1階新規建具配置図			S024	3階RC壁増設・撤去図
A025	求積図(2) 1階求積図	A075	改修前 1階展開図(12) 発送ゲート	A125	2階新規建具配置図			S025	R階RC壁増設・撤去図
A026	求積図(3) 2階求積図	A076	改修前 1階展開図(13) 輪転機室-1	A126	3階新規建具配置図			S026	ヘリポート伏図
A027	求積図(4) 3階求積図	A077	改修前 1階展開図(14) 輪転機室-2	A127	R階新規建具配置図			S027	ヘリポート軸組図
A028	求積図(5) R階・PH階求積図、敷地面積求積図	A078	改修前 1階展開図(15) 輪転機室-3	A128	新規建具表(1)			S028	立体紙庫・輪転機
A029	1階区画図	A079	改修前 1階展開図(16) 輪転機室-4	A129	新規建具表(2)			S029	ELV鉄骨
A030	2階区画図	A080	改修前 1階展開図(17) 輪転機室-5	A130	新規建具表(3)			S030	屋上トップライト伏図
A031	3階区画図	A081	改修前 1階展開図(18) 輪転機室-6	A131	新規建具表(4)			S031	部材断面表 (1)
A032	R、PH階区画図	A082	改修前 1階展開図(19) 油庫/折込広告置場	A132	新規建具表(5)			S032	部材断面表 (2)
A033	改修前 B1階平面図	A083	改修前 1階展開図(20) 墨インクタンク室/カラーインクタンク室	A133	ヘリポート 平面図			S033	鉄骨架構詳細図 (1)
A034	改修前 1階平面図兼仮設計画図[参考]	A084	改修前 1階展開図(21) 倉庫D/EPS	A134	ヘリポート 断面図			S034	鉄骨架構詳細図 (2)
A035	改修前 2階平面図	A085	改修前 1階展開図(22) 支度室/AGVメンテナンススペース	A135	ヘリポート 鉄骨ベース・GPL・デッキ固定孔詳細図			S035	鉄骨架構詳細図 (3)
A036	改修前 3階平面図	A086	改修前 1階展開図(23) 立体紙庫-1	A136	ヘリポート アルミデッキ・油脂回収溝詳細図				
A037	改修前 R、PH、PHR階平面図	A087	改修前 1階展開図(24) 立体紙庫-2	A137	ヘリポート 脱落防止床・脱落防止ネット詳細図				
A038	改修後 1階平面図兼配置図	A088	改修前 1階展開図(25) AGV走行路	A138	ヘリポート フリッジ詳細図				
A039	改修後 2階平面図	A089	改修前 1階展開図(26) 巻取紙・資材搬出入室	A139	ヘリポート風向灯付風向指示器・油水分離槽図				
A040	改修後 3階平面図	A090	改修後 1階平面詳細図(1)	A140	ヘリポート マーキング図				
A041	改修後 R階平面図	A091	改修後 1階平面詳細図(2)	A141	ヘリポート 安全表面図				
A042	改修前 1階天井伏図	A092	改修後 1階平面詳細図(3)	A142	ヘリポート航空灯火 配灯・配線図				
A043	改修前 2階天井伏図	A093	改修後 1階平面詳細図(4)	A143	ヘリポート航空灯火 機器図1				
A044	改修前 3階天井伏図	A094	改修後 1階平面詳細図(5)	A144	ヘリポート航空灯火 機器図2				
A045	改修後 1階天井伏図	A095	改修後 1階平面詳細図(6)	A145	ヘリポート航空灯火 系統図・負荷表・結線図				
A046	改修後 2階天井伏図	A096	改修後 1階平面詳細図(7)	A146	ヘリポート航空灯火 雷保護設備平面図				
A047	改修後 3階天井伏図	A097	改修後 1階平面詳細図(8)	A147	標準詳細図(1)				
A048	改修前 立面図(東・西)	A098	改修後 1階平面詳細図(9)	A148	標準詳細図(2)				
A049	改修前 立面図(南・北)	A099	改修後 1階平面詳細図(10)	A149	標準詳細図(3)				
A050	改修後 立面図(東・西)	A100	改修後 1階平面詳細図(11)	A150	雑詳細図(1) ヘリポート下フェンス詳細				

徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R3営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖洲1 改修工事建築(1)	●図面番号 A001	ジオグラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体 代表構成員 ジオグラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所 一級建築士事務所大阪府知事登録第(口)24761号 一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹
	●図面名 目次	●縮尺 N. S.	

## I. 工事概要

1. 工事名称	R3営繕 徳島東部防災拠点施設（仮称） 徳・東沖洲1 改修工事建築（1）
2. 工事場所	徳島市東沖洲1丁目8
3. 敷地面積	7,988.42㎡
4. 工事種目	※工事内容：改修工事一式 構造規模： 建築面積 4,940.79㎡ 延床面積 9,260.55㎡ 構造 SRC造 階数 地上3階塔屋1階地下1階建て
5. 工事区分	工事区分表にて明示する
6. 工 期	工事完成年月日は令和 年 月 とする。

## II. 建築工事仕様書

1章 一般共通事項	
項 目	特 記 事 項
1. 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁官庁営繕部監修の下記による。</p> <p>①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という。)</p> <p>②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。)</p> <p>③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)</p> <p>④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書 の優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの)</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等</p> <p>※確認申請等による変更がある場合は、設計変更の対象とする。</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <p>・本工事は、別途建築工事、電気工事、空調工事、管工事と分離発注であることから、円滑な工事を行うため、互いに調整、協力しながら工事にあたること。</p>

項 目	特 記 事 項
	<p>◎施工条件は次による。</p> <p>(右の留意事項に該当する場合に記入)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防音パネル、防音シートを使用する場合は、仕様、範囲、期間を監督員、工事監理業務受注者、施設管理者と協議の上、施工者にて計画を行うこと。</li> <li>・防塵シートを使用する場合は仕様、範囲、期間を仕様、範囲、期間を監督員、工事監理業務受注者、施設管理者と協議の上、施工者にて計画を行うこと。</li> <li>・工所用排水の工法、処理方法、放流先、予定排水量及び負担金については施設管理者と競技を行うこと。</li> <li>・撤去物の種類、規模、構造及び工法、養生方法、発生材の処理場、処理単価は、監督員、工事監理業務受注者、施設管理者と協議の上、積算と報告を行うこと。</li> <li>・一般道路の清掃、防塵、補修内容については、監督員、工事監理業務受注者、施設管理者と協議を行うこと。</li> </ul> <p>○安全対策関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の施工に当たっては工事進入ゲートに交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。</li> </ul> <p>○一般工用建設機械</p> <p>いずれもディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kWから260kW)を搭載した建設機械に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックホウ ・ホイローダ ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式)</li> <li>・空気圧縮機(可搬式)</li> <li>・油圧ユニット</li> </ul> <p>(以下に示す基礎工用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立した・ディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)</li> <li>・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ラフテレーンクレーン</li> </ul> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。</p> <p>ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号・最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、・排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年・以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p>

項 目	特 記 事 項
	<p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に23日間配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。◀義務付けられていない▶)。</li> <li>・警備員は、延23人(昼23人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。</li> <li>・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。</li> <li>・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。</li> <li>・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。</li> <li>・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</li> </ul> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</p> <p>名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から即ず作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から即ず作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和4年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工所用車両による土砂、工所用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。</p> <p>また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p>

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R3営繕 徳島東部防災拠点施設（仮称） 徳・東沖洲1 改修工事建築（1）	図面番号	A002	ジオグラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体 代表構成員 ジオグラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所 一級建築士事務所大阪府知事登録第(ロ)24761号 一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹
	図面名	特記仕様書（1）	縮尺	N. S.	

項目	特記事項																																																																																													
4. 工事現場管理	<p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリエード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」（電子データ）を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</li> <li>・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工士の資格を有する者とする。</li> </ul> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</li> <li>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、構仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</li> <li>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。</li> </ol> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th><th rowspan="2">事業名</th><th colspan="2">所在地</th><th rowspan="2">運搬距離 km</th><th rowspan="2">処分費</th></tr> <tr> <th colspan="2">処分地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">コークリト（無筋）</td><td rowspan="2">(有) 吉野川㈱ﾌﾟ (中間処分)</td><td>徳島市応神町東真方字北野7-2</td><td rowspan="2">11.3</td><td rowspan="2">800円/t</td></tr> <tr> <td>徳島市応神町東真方字西中須49-1</td></tr> <tr> <td rowspan="2">コークリト（有筋）</td><td rowspan="2">(有) 吉野川㈱ﾌﾟ (中間処分)</td><td>徳島市応神町東真方字北野7-2</td><td rowspan="2">11.3</td><td rowspan="2">1,000円/t</td></tr> <tr> <td>徳島市応神町東真方字西中須49-1</td></tr> <tr> <td rowspan="2">アスファルト</td><td rowspan="2">(有) 吉野川㈱ﾌﾟ (中間処分)</td><td>徳島市応神町東真方字北野7-2</td><td rowspan="2">11.3</td><td rowspan="2">800円/t</td></tr> <tr> <td>徳島市応神町東真方字西中須49-1</td></tr> <tr> <td rowspan="2">金属（処分）</td><td rowspan="2">(株) 旭金属 (☆優良認定業者)</td><td>徳島市東沖洲1丁目12</td><td rowspan="2">0.5</td><td rowspan="2">0円/t</td></tr> <tr> <td>徳島市東沖洲1丁目12</td></tr> <tr> <td rowspan="2">ガラス</td><td rowspan="2">(財)徳島県環境整備 公社(徳島東部)</td><td>板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td><td rowspan="2">16.4</td><td rowspan="2">5,640円/t</td></tr> <tr> <td>板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td></tr> <tr> <td rowspan="2">木材</td><td rowspan="2">(有) 徳島興産 (☆優良認定業者)</td><td>徳島市津田海岸町2番90号</td><td rowspan="2">7.1</td><td rowspan="2">10,000円/t</td></tr> <tr> <td>徳島市津田海岸町2番90号</td></tr> <tr> <td rowspan="2">廃ブラ</td><td rowspan="2">(株) 明和クリーン</td><td>三好市山城町寺野字大休場956</td><td rowspan="2">89.6</td><td rowspan="2">15,000円/m<sup>3</sup></td></tr> <tr> <td>三好市山城町寺野字大休場956</td></tr> <tr> <td rowspan="2">汚泥</td><td rowspan="2">宮崎基礎建設(株) (☆優良認定業者)</td><td>鳴門市大麻町三俣字津久田61番地1</td><td rowspan="2">14.9</td><td rowspan="2">11,000円/t</td></tr> <tr> <td>鳴門市大麻町三俣字津久田4-1、5-7</td></tr> <tr> <td rowspan="2">石膏ボード</td><td rowspan="2">(財)徳島県環境整備 公社(徳島東部)</td><td>板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td><td rowspan="2">16.4</td><td rowspan="2">22,800円/t</td></tr> <tr> <td>板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td></tr> </tbody> </table> <p>有価金属</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>鉄骨・軽量鉄骨</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>サッシ スチール</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>サッシ アルミ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>アスベスト含有建材</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">アスベスト含有成形板等</td><td rowspan="3">(株) 明和ケイソ</td><td>三好市山城町寺野字大休場956</td><td rowspan="3">89.6</td><td rowspan="3">20,000円/m<sup>3</sup></td></tr> <tr> <td>三好市山城町寺野字大休場956</td></tr> <tr> <td>三好市山城町寺野字大休場956</td></tr> <tr> <td rowspan="2">廃石綿等</td><td rowspan="2">(株) 明和ケイソ</td><td>三好市山城町寺野字大休場956</td><td rowspan="2">89.6</td><td rowspan="2">50,000円/m<sup>3</sup></td></tr> <tr> <td>三好市山城町寺野字大休場956</td></tr> </tbody> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。</p> <p>また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再生資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p>	種類	事業名	所在地		運搬距離 km	処分費	処分地		コークリト（無筋）	(有) 吉野川㈱ﾌﾟ (中間処分)	徳島市応神町東真方字北野7-2	11.3	800円/t	徳島市応神町東真方字西中須49-1	コークリト（有筋）	(有) 吉野川㈱ﾌﾟ (中間処分)	徳島市応神町東真方字北野7-2	11.3	1,000円/t	徳島市応神町東真方字西中須49-1	アスファルト	(有) 吉野川㈱ﾌﾟ (中間処分)	徳島市応神町東真方字北野7-2	11.3	800円/t	徳島市応神町東真方字西中須49-1	金属（処分）	(株) 旭金属 (☆優良認定業者)	徳島市東沖洲1丁目12	0.5	0円/t	徳島市東沖洲1丁目12	ガラス	(財)徳島県環境整備 公社(徳島東部)	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	16.4	5,640円/t	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	木材	(有) 徳島興産 (☆優良認定業者)	徳島市津田海岸町2番90号	7.1	10,000円/t	徳島市津田海岸町2番90号	廃ブラ	(株) 明和クリーン	三好市山城町寺野字大休場956	89.6	15,000円/m <sup>3</sup>	三好市山城町寺野字大休場956	汚泥	宮崎基礎建設(株) (☆優良認定業者)	鳴門市大麻町三俣字津久田61番地1	14.9	11,000円/t	鳴門市大麻町三俣字津久田4-1、5-7	石膏ボード	(財)徳島県環境整備 公社(徳島東部)	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	16.4	22,800円/t	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	鉄骨・軽量鉄骨						サッシ スチール						サッシ アルミ						アスベスト含有成形板等	(株) 明和ケイソ	三好市山城町寺野字大休場956	89.6	20,000円/m <sup>3</sup>	三好市山城町寺野字大休場956	三好市山城町寺野字大休場956	廃石綿等	(株) 明和ケイソ	三好市山城町寺野字大休場956	89.6	50,000円/m <sup>3</sup>	三好市山城町寺野字大休場956
種類	事業名			所在地				運搬距離 km	処分費																																																																																					
		処分地																																																																																												
コークリト（無筋）	(有) 吉野川㈱ﾌﾟ (中間処分)	徳島市応神町東真方字北野7-2	11.3	800円/t																																																																																										
		徳島市応神町東真方字西中須49-1																																																																																												
コークリト（有筋）	(有) 吉野川㈱ﾌﾟ (中間処分)	徳島市応神町東真方字北野7-2	11.3	1,000円/t																																																																																										
		徳島市応神町東真方字西中須49-1																																																																																												
アスファルト	(有) 吉野川㈱ﾌﾟ (中間処分)	徳島市応神町東真方字北野7-2	11.3	800円/t																																																																																										
		徳島市応神町東真方字西中須49-1																																																																																												
金属（処分）	(株) 旭金属 (☆優良認定業者)	徳島市東沖洲1丁目12	0.5	0円/t																																																																																										
		徳島市東沖洲1丁目12																																																																																												
ガラス	(財)徳島県環境整備 公社(徳島東部)	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	16.4	5,640円/t																																																																																										
		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先																																																																																												
木材	(有) 徳島興産 (☆優良認定業者)	徳島市津田海岸町2番90号	7.1	10,000円/t																																																																																										
		徳島市津田海岸町2番90号																																																																																												
廃ブラ	(株) 明和クリーン	三好市山城町寺野字大休場956	89.6	15,000円/m <sup>3</sup>																																																																																										
		三好市山城町寺野字大休場956																																																																																												
汚泥	宮崎基礎建設(株) (☆優良認定業者)	鳴門市大麻町三俣字津久田61番地1	14.9	11,000円/t																																																																																										
		鳴門市大麻町三俣字津久田4-1、5-7																																																																																												
石膏ボード	(財)徳島県環境整備 公社(徳島東部)	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	16.4	22,800円/t																																																																																										
		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先																																																																																												
鉄骨・軽量鉄骨																																																																																														
サッシ スチール																																																																																														
サッシ アルミ																																																																																														
アスベスト含有成形板等	(株) 明和ケイソ	三好市山城町寺野字大休場956	89.6	20,000円/m <sup>3</sup>																																																																																										
		三好市山城町寺野字大休場956																																																																																												
		三好市山城町寺野字大休場956																																																																																												
廃石綿等	(株) 明和ケイソ	三好市山城町寺野字大休場956	89.6	50,000円/m <sup>3</sup>																																																																																										
		三好市山城町寺野字大休場956																																																																																												

徳島県県土整備部営繕課

工事名

R3 営繕 徳島東部防災拠点施設（仮称） 徳・東沖洲1 改修工事建築（1）

図面名

特記仕様書（2）

図面番号

A003

縮尺

N. S.

ジオグラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体

代表構成員 ジオグラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所

一級建築士事務所大阪府知事登録第(ロ)24761号

一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹

項目	特記事項
	<p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージョンを使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・<b>無</b>）</p> <p>備品等名称： 保管場所： 注意事項：</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示</p> <p>受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は1週間とする。</p> <p>◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。</p> <p>◎解体前に、照明器具及びトランス内進相コンデンサのPOBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</li> <li>(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。</li> <li>(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</li> </ol> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には、発注前に、<b>・</b>「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」（電子データ）、「建設資材使用実績報告書」（電子データ）を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎以下の(1)～(3)のすべてに該当する材料は、「材料使用承諾願」及び「実績報告書」の提出は不要。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 木材以外の材料。</li> <li>(2) 県内産資材又は県内企業調達資材</li> <li>(3) 施工計画書に品質及び性能を有することを記載し、証明となる資料を添付している</li> </ol> <p>◎県産木材の使用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受注者は、工事的目的及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</li> <li>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材</li> <li>② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</li> </ol> </li> <li>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</li> </ol>
5. 施工調査	
6. 材料・製品等	

項目	特記事項						
	<p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維・板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、<b>・</b>監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎改修仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、NT0対象工事については、<b>・</b>県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</li> <li>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</li> <li>(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</li> </ol> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</td></tr> <tr> <td>① 材料の主な部分を県内産の原材料を使用している製品</td></tr> <tr> <td>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</td></tr> <tr> <td>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</td></tr> <tr> <td>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</td></tr> <tr> <td>注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</td></tr> </tbody> </table> <p>◎県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</li> <li>(2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</li> <li>(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</li> <li>(4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</li> <li>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</li> </ol> <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に漏漏のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎他工事と取り合い区分については、工事区分表(A017～018)にて明示する。</p>	県内産資材(次のいずれかに該当するもの)	① 材料の主な部分を県内産の原材料を使用している製品	② 徳島県内の工場で加工、製造された製品	注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。	注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。	注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。
県内産資材(次のいずれかに該当するもの)							
① 材料の主な部分を県内産の原材料を使用している製品							
② 徳島県内の工場で加工、製造された製品							
注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。							
注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。							
注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。							
7. 化学物質を発生する建築材料等							
8. 施工							

徳島県県土整備部営繕課

項目	特記事項																																																																												
9. 技能士の適用	<p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印 …… 適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>◎ とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>◎ 鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>◎ コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・ 型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>◎ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">防水</td> <td rowspan="10">防水施工</td> <td>◎ アスファルト防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>◎ 合成ゴム系シート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 塩化ビニルシート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ セメント系防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ シーリング防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 改質アパルトチエ工法防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 改質アパルトチエ常温粘着工法防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・ 大工工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根及びとい</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>かわらぶき</td> <td>・ かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">左官</td> <td>左官</td> <td>・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具製作</td> <td>・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>サッシ施工</td> <td>・ ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td>ガラス施工</td> <td>・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>◎ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">内装</td> <td rowspan="5">内装仕上げ施工</td> <td>・ フラスチック系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ カーペット系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 鋼製下地工事作業</td> </tr> <tr> <td>◎ ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ カーテン工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表装</td> <td>・ 表具作業 ・ 壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・ 建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>補装</td> <td>造園</td> <td>・ 造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調和機器施工</td> <td>・ 冷凍空調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	◎ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	◎ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	◎ コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	鉄骨	鉄工	◎ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	◎ アスファルト防水工事作業	・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業	◎ 合成ゴム系シート防水工事作業	・ 塩化ビニルシート防水工事作業	・ セメント系防水工事作業	・ シーリング防水工事作業	・ 改質アパルトチエ工法防水工事作業	・ 改質アパルトチエ常温粘着工法防水工事作業	・ FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	・ 大工工事作業	屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業	かわらぶき	・ かわらぶき作業	金属	建築板金	・ 内外装板金作業	左官	左官	・ 左官作業	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業	建具	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業	ガラス施工	・ ガラス工事作業	塗装	塗装	◎ 建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・ フラスチック系床仕上げ工事作業	・ カーペット系床仕上げ工事作業	・ 鋼製下地工事作業	◎ ボード仕上げ工事作業	・ カーテン工事作業		表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業	配管	配管	・ 建築配管作業	補装	造園	・ 造園工事作業	機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																											
仮設	とび	◎ とび作業																																																																											
鉄筋	鉄筋施工	◎ 鉄筋組立て作業																																																																											
コンクリート	コンクリート圧送施工	◎ コンクリート圧送工事作業																																																																											
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																																											
鉄骨	鉄工	◎ 構造物鉄工作業																																																																											
防水	防水施工	◎ アスファルト防水工事作業																																																																											
		・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業																																																																											
		・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業																																																																											
		◎ 合成ゴム系シート防水工事作業																																																																											
		・ 塩化ビニルシート防水工事作業																																																																											
		・ セメント系防水工事作業																																																																											
		・ シーリング防水工事作業																																																																											
		・ 改質アパルトチエ工法防水工事作業																																																																											
		・ 改質アパルトチエ常温粘着工法防水工事作業																																																																											
		・ FRP防水工事作業																																																																											
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																											
木	建築大工	・ 大工工事作業																																																																											
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																											
	かわらぶき	・ かわらぶき作業																																																																											
金属	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																											
左官	左官	・ 左官作業																																																																											
	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業																																																																											
建具	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業																																																																											
	ガラス施工	・ ガラス工事作業																																																																											
塗装	塗装	◎ 建築塗装作業																																																																											
内装	内装仕上げ施工	・ フラスチック系床仕上げ工事作業																																																																											
		・ カーペット系床仕上げ工事作業																																																																											
		・ 鋼製下地工事作業																																																																											
		◎ ボード仕上げ工事作業																																																																											
		・ カーテン工事作業																																																																											
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業																																																																											
配管	配管	・ 建築配管作業																																																																											
補装	造園	・ 造園工事作業																																																																											
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業																																																																											
10. 設計変更箇所確認	<p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事竣工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p>																																																																												
11. 工事検査及び技術検査	<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事という。一般入札工事とは、低入札工事以外の工事という。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回																																																													
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																											
3千万円未満	—	1回																																																																											
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																																																											
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																																																											
1億円以上	2回	3回																																																																											

項目	特記事項								
12. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・(A2)・原図版)</li> <li>・工事写真(写真帳1部(・(着事前)・(完成写真))、電子データ2部)</li> </ul> <p>・使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部)</p> <p>・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式を・CD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着事前、資材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着事前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施工中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完成写真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる・(よらない)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>	区分	サイズ	着事前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ
区分	サイズ								
着事前	カラー、手札版又はサービスサイズ								
施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ								
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ								
13. 火災保険									

項目	特記事項																																																										
14. 室内空気中の化学物質の濃度測定	<p>◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・ステレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定対象室(改修後室名)</th> <th>測定箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">1 F</td> <td>通り芯 B~E 間 一 体 室</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>運 転 手 控 室 ( 厨 房 )</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>便 所 ( 厨 房 )</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>倉 庫 B ( 打 合 室・休 息 室 )</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>コ ン プ レ ッ サ ー 室 ( ス タ ッ プ 用 更 衣 室・倉庫6 )</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>熱 源 機 械 室 ( 更 衣 室・シャワー室・トイレ等 )</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>熱 源 機 械 室 ( 更 衣 室・シャワー室・トイレ等 )</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1階合計：30</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">2 F</td> <td>予 備 室 B ( 演 舞 ス ペ ー ス )</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>空 調 機 械 室 A ( イ ベ ン ト ス ペ ー ス B )</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>予 備 室 A ( イ ベ ン ト ス ペ ー ス C )</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>清 掃 員 室 ( 貸 ス ペ ー ス 5 )</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>休 息 室 ( 貸 ス ペ ー ス 4 )</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>印 刷 事 務 室 ( 貸 ス ペ ー ス 3 )</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>セ ン タ ー 長 室 ( 貸 ス ペ ー ス 2 )</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>会 議 室 A . B ( 貸 ス ペ ー ス 1 )</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2階合計：18</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3 F</td> <td>飯 眠 室 ( 貸 ス ペ ー ス 9 )</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>男 子 更 衣 室 ( 貸 ス ペ ー ス 8 )</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>会 議 室 ( 貸 ス ペ ー ス 7 )</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>食 堂 ・ サ ロ ン ( 貸 ス ペ ー ス 6 )</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3階合計：7</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>総合計：55</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定は、測定対象室の工事施工前に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取機器を用いる方法 パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のままで測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空調設備は稼働させたまとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたまとする。 (4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p> <p>15. デジタル工事写真の小黑板情報電子化</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県GALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	測定対象室(改修後室名)		測定箇所数	1 F	通り芯 B~E 間 一 体 室	20	運 転 手 控 室 ( 厨 房 )	1	便 所 ( 厨 房 )	1	倉 庫 B ( 打 合 室・休 息 室 )	1	コ ン プ レ ッ サ ー 室 ( ス タ ッ プ 用 更 衣 室・倉庫6 )	1	熱 源 機 械 室 ( 更 衣 室・シャワー室・トイレ等 )	2	熱 源 機 械 室 ( 更 衣 室・シャワー室・トイレ等 )	2		1階合計：30	2 F	予 備 室 B ( 演 舞 ス ペ ー ス )	3	空 調 機 械 室 A ( イ ベ ン ト ス ペ ー ス B )	3	予 備 室 A ( イ ベ ン ト ス ペ ー ス C )	4	清 掃 員 室 ( 貸 ス ペ ー ス 5 )	1	休 息 室 ( 貸 ス ペ ー ス 4 )	2	印 刷 事 務 室 ( 貸 ス ペ ー ス 3 )	2	セ ン タ ー 長 室 ( 貸 ス ペ ー ス 2 )	1	会 議 室 A . B ( 貸 ス ペ ー ス 1 )	2		2階合計：18	3 F	飯 眠 室 ( 貸 ス ペ ー ス 9 )	1	男 子 更 衣 室 ( 貸 ス ペ ー ス 8 )	2	会 議 室 ( 貸 ス ペ ー ス 7 )	2			2		食 堂 ・ サ ロ ン ( 貸 ス ペ ー ス 6 )	2			3階合計：7			総合計：55
測定対象室(改修後室名)		測定箇所数																																																									
1 F	通り芯 B~E 間 一 体 室	20																																																									
	運 転 手 控 室 ( 厨 房 )	1																																																									
	便 所 ( 厨 房 )	1																																																									
	倉 庫 B ( 打 合 室・休 息 室 )	1																																																									
	コ ン プ レ ッ サ ー 室 ( ス タ ッ プ 用 更 衣 室・倉庫6 )	1																																																									
	熱 源 機 械 室 ( 更 衣 室・シャワー室・トイレ等 )	2																																																									
	熱 源 機 械 室 ( 更 衣 室・シャワー室・トイレ等 )	2																																																									
		1階合計：30																																																									
	2 F	予 備 室 B ( 演 舞 ス ペ ー ス )	3																																																								
		空 調 機 械 室 A ( イ ベ ン ト ス ペ ー ス B )	3																																																								
予 備 室 A ( イ ベ ン ト ス ペ ー ス C )		4																																																									
清 掃 員 室 ( 貸 ス ペ ー ス 5 )		1																																																									
休 息 室 ( 貸 ス ペ ー ス 4 )		2																																																									
印 刷 事 務 室 ( 貸 ス ペ ー ス 3 )		2																																																									
セ ン タ ー 長 室 ( 貸 ス ペ ー ス 2 )		1																																																									
会 議 室 A . B ( 貸 ス ペ ー ス 1 )	2																																																										
	2階合計：18																																																										
3 F	飯 眠 室 ( 貸 ス ペ ー ス 9 )	1																																																									
	男 子 更 衣 室 ( 貸 ス ペ ー ス 8 )	2																																																									
	会 議 室 ( 貸 ス ペ ー ス 7 )	2																																																									
		2																																																									
	食 堂 ・ サ ロ ン ( 貸 ス ペ ー ス 6 )	2																																																									
		3階合計：7																																																									
		総合計：55																																																									

徳島県県土整備部営繕課	工事名 R3 営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖洲1 改修工事建築(1)	図面番号 A004	ジオ・グラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体 代表構成員 ジオ・グラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所 一級建築士事務所大阪府知事登録第(口)24761号 一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹
	図面名 特記仕様書(3)	縮尺 N. S.	

2章 改修仮設工事

項目	特記事項
1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路、及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。
2. ベンチマーク	◎設計GLの設定は、BM( )を±0とし、NGLはBM±( )mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。
3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。  ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。  ◎労働安全衛生法第88条に基づき届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。  ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎日に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。  ◎外部足場(種類: , 仕様: 枚布、D= cm、シート仕様: ) ・壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)「手すり据置方式」により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。  ◎内部足場(種類: 枠組欄足場、簡易型移動式足場、脚立足場)  ◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。  ◎仮囲い(種類: 成形鋼板H=2m、L=75m) (図示)  ◎ゲート(有・無、仕様: キャスターゲート W5,000×H1,800)  ◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。  ◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を受け、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。
4. 養生	◎既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法: )  ◎既存部分の家具等の養生範囲は図示による。(養生方法: )  ◎仮間仕切りは、(A種・B種・C種)とする。
5. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 30㎡程度)・設けない) ※工事請負者の現場事務所内に関仕切りを設け、監督職員用の事務スペース、打ち合わせのスペースを設けること

項目	特記事項
6. 工事用水、電力等	◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償)ただし、施設管理者と協議すること。  ◎既存水利用(出来る・出来ない)、用水料金(有償・無償)ただし、施設管理者と協議すること。
7. イメージアップ工事	◎仮囲い化粧(図示)その他( )
8. 仮設道路整備復旧等	◎工事に当たっては、図示のとおり仮設道路を設ける。 なお、同道路の必要がなくなった時点で、早期に(図示のとおり状態に・現状に復旧)すること。  ◎道路占有料 円
9. 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は、(図示の場所に・用意していないので業者に)設けること。
10. 仮設トイレの洋式化	受注者は当初請負対象金額(設計金額)5千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。  ◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)5千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。  ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。  ○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

3章 躯体工事 (土工事)

項目	特記事項
1. 根切り	◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置を行うこと。  ◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。  ◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員に承諾を受ける。
2. 排水	◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。
3. 埋め戻し及び盛土	◎使用土は(A種・B種・C種・D種)とし、機器により締め固める。  建設発生土を搬入する場合には、土壌検査結果を添付するものとし、「徳島県生活環境保全条例」の土壌基準に適合しないものについては、搬入することができない。 ただし、次の場合は検査結果の添付の必要はない。 (1) 公共工事間利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合 (2) 購入土(切込碎石、砂、真砂土等)である場合  ◎余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。  ◎六価クロム溶出試験を(行う・行わない)。 行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固結材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12年3月31日 建設第258号)の「六価クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。
4. 地均し	◎建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。  ◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。

徳島県県土整備部営繕課	工事名 R3営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖洲1 改修工事建築(1)	図面番号 A005	ジオ・グラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体 代表構成員 ジオ・グラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所 一級建築士事務所大阪府知事登録第(ロ)24761号 一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹
	図面名 特記仕様書(4)	縮尺 N.S.	

項目	特記事項
5. 建設発生土の処理	<p>◎場内敷き均しとする。</p> <p>◎場外搬出適正処分とする。 民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000立方メートルまでごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。 ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。</p> <p>◎土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。</p> <p>◎場外搬出の場合の処理は次のとおりとする。 ・最終処分場の指定 排 出 土：普通土 会 社 名：(有)菊水物産 所 在 地：鳴門市大麻町大谷字さぶ風谷14番 処分単価：1m<sup>3</sup>当たり2,700円(税抜き) 運搬距離：約20kmを見込んでいる。</p>
6. 建設発生汚泥の処理	<p>◎現場内再生利用とする。</p> <p>◎発生汚泥を再生利用する場合には、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」に準拠し、その内容を明記した施工計画書を監督員に提出し、承認を受けた後に施工すること。また、施工計画書の承認を受ける際には、関係部局との協議に協力すること。</p> <p>◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p>
6. 山留め	<p>◎山留めは、適切な資料に基づき構造計算を行い、安全に設置すること。また、設置期間中、周辺地域及び山留めの状況を点検するとともに、安全管理に必要な計測を行う。</p> <p>◎法面施工の場合(素堀り・多段式)</p> <p>◎山留めの存置 存置範囲 図示による。</p> <p>◎鋼矢板等抜き跡の処理 (・直ちに砂等で充填・)</p>

項目	特記事項																														
1. 一般事項	◎試験杭の位置及び本数は図示による。仕様は本杭と同じとする。																														
2. 既製コンクリート杭地業	<p>◎排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。</p> <p>◎杭の種類</p> <p>種類 ・遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭) ・プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC杭) ・外殻鋼管付きコンクリート杭(SC杭)</p> <p>寸法、継手、性能等(種別:種類、性能及び曲げ強度区分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>コンクリート強度(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>鋼管厚(mm)</th> <th>杭径(mm)</th> <th>杭長(mm)</th> <th>継手数</th> <th>セット数</th> <th>長期設計支持力(kN/本)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験杭</td> <td>上杭 中杭 下杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本杭</td> <td>上杭 中杭 下杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎杭先端部形状 ・開放形 ・半開放形 ・閉そく形 ◎専門工事業者は、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督職員に提出すること。</p> <p>◎工 法 ・特定埋込杭工法 :平成13年7月2日 国土交通省告示第1113号第6による。 ・セメントミルク工法 :プレボーリング掘削長さ6Lー m、オーガー径 mm</p> <p>◎特定埋込杭工法における支持地盤の位置及び土質は図示とする。 ・杭の水平方向の位置ずれの精度は、( )mm以下とする。</p> <p>◎支持地盤への掘削深さ( )m、杭の支持地盤への根入・深さ( )m</p> <p>◎支持地盤の位置及び土質は図示とする。 ・杭の水平方向の位置ずれの精度は、( )mm以下とする。なお、ずれが( )mmを超えた場合は、監督員の指示を受ける。</p> <p>◎専門工事業者は、工事の規模に相応した施工機械、施工体制、施行実績を有することを証明する資料を監督職員に提出すること。</p> <p>◎杭の現場継手の形状は、JIS A 5525による。</p> <p>◎継手の施工に当たっては、上下杭の軸線を同一線上に合わせる。</p> <p>◎杭の現場継手の溶接は、原則として半自動又は自動のアーク溶接とする。</p> <p>◎溶接は標仕4.3.7.(2)(ア)(イ)、及び(ウ)の技術者が行う。</p> <p>◎溶接施工は標仕4.3.6(3)による。</p> <p>◎溶接部の確認は、標仕7.6.10に準じ行うこととし、確認結果の記録を監督職員に提出し、不合格溶接がある場合は標仕7.6.12により補修を行う。</p> <p>◎溶接後は溶接部を急冷しないように、適切な時間をおいて打ち込みを再開する。</p> <p>◎杭頭処理は、鋼製バンド等を使用し、10cm程度は手ばつりとする。</p> <p>◎杭頭の処理は標仕4.3.8による。</p> <p>◎杭頭の補強材は杭の継手に準じて溶接されるものとする。</p> <p>◎使用機械は、オーガーの駆動用電動機の電流値の変化が自動記録できるものを装備する。</p> <p>◎支持層の確認は、掘削した土砂を確認し、監督員の承認を受けること。</p> <p>◎特定埋込杭工法 ・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式で<math>\alpha=250</math>を採用できる工法 ・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式のうち<math>\alpha, \beta, \gamma</math>が以下の値を採用できる工法 <math>\alpha=( )</math>、<math>\beta=( )</math>、<math>\gamma=( )</math></p> <p>◎支持層は駆動用の電動機の電流値により確認する。</p> <p>◎杭先端は支持層に(1m)以上根入れする。なお、岩盤等で困難な場合は、監督員と協議する。</p> <p>◎杭長は支持層確認後決定する。</p>		種類	コンクリート強度(N/mm <sup>2</sup> )	鋼管厚(mm)	杭径(mm)	杭長(mm)	継手数	セット数	長期設計支持力(kN/本)	備考	試験杭	上杭 中杭 下杭									本杭	上杭 中杭 下杭								
	種類	コンクリート強度(N/mm <sup>2</sup> )	鋼管厚(mm)	杭径(mm)	杭長(mm)	継手数	セット数	長期設計支持力(kN/本)	備考																						
試験杭	上杭 中杭 下杭																														
本杭	上杭 中杭 下杭																														
3. 鋼杭地業																															

項目	特記事項																																																										
3. 鋼杭地業	<p>寸法、継手、性能等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>杭径(mm)</th> <th>杭長(mm)</th> <th>継手数</th> <th>セット数</th> <th>長期設計支持力(kN/本)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験杭</td> <td>上杭 中杭 下杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本杭</td> <td>上杭 中杭 下杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工 法 ◎特定埋込杭工法 ・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式で<math>\alpha=250</math>を採用できる工法 ・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式のうち<math>\alpha, \beta, \gamma</math>が以下の値を採用できる工法</p> <p>◎先端部の形状は(開放形・半開放形・閉塞形)とし、補強は、標準仕様書による。</p> <p>◎鋼管ぐいの現場継手の形状は、JIS A 5525による。</p> <p>◎杭頭処理は定規を用い、ガス切断により、水平かつ平滑に仕上げる。</p> <p>◎溶接部の確認は、標仕7.6.10により行い、確認結果の記録を監督職員に提出し、標仕7.6.12により補修を行う。</p> <p>◎掘削工法(アースドリル工法・リバース工法・オールケーシング工法・場所打ち鋼管コンクリート杭工法・掘削杭工法)とする。</p> <p>◎支持地盤の位置及び土質は図示とする。</p> <p>◎掘削深さ m、断面寸法 径 mm、本数 本</p> <p>◎材 料 鉄筋:異形鉄筋 A類、かぶり厚さ100mm 帯筋:形の種別は図示による。 溶接材料、溶接工、鉄筋の継手・定着(L1)等は、標準仕様書の各章による。</p> <p>◎組み立てた鉄筋ごとの継手 (・重ね継手 重ね継手長さ 図示による・)</p> <p>◎鉄筋かごの補強構造による。</p> <p>◎コンクリート ・セメントの種類は、高炉セメントB種とする。 ・コンクリートの種別は(A・B)種とする。 設計基準強度(Fc)=( )N/mm<sup>2</sup></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>水セメント比の最大値(%)</th> <th>スランプ(cm)</th> <th>粗骨材の最大寸法(mm)</th> <th>単位セメント量の最小値(kg/m<sup>3</sup>)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種</td> <td>60以下</td> <td rowspan="2">18</td> <td rowspan="2">25(20)</td> <td>310</td> <td>無水掘りの場合</td> </tr> <tr> <td>B種</td> <td>55以下</td> <td>340</td> <td>上記以外の場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)( )内は、砕石及び高炉スラグ砕石使用の場合</p> <p>◎構造体コンクリートの強度と供試体の強度の差を考慮した割増しを(行う・行わない)、構造体強度補正値(S)=( )N/mm<sup>2</sup></p> <p>◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正値(S)を加えた値とする。・・</p> <p>◎標準仕様書に記載された事項以外は、専門業者の仕様による。</p> <p>◎専門工事業者は、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督職員に提出すること。</p> <p>◎掘削孔の側壁の確認を行う装置を使用(する・しない)</p> <p>◎支持層の確認は、掘削した土砂を確認し、監督員の承認を受けること。</p> <p>◎掘削杭は、(財)日本建築センターの評価工法とする。 工法名( )</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>設計支持力</th> <th>支持力の算定方法又は確認方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>打ち込み工法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定埋込杭工法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>セメントミルク工法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>場所打ちコンクリート杭</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎受注者は、杭の施工に当たり、杭先端が設計図書に示された支持層に達したことを掘削(回転)抵抗値、掘削土の状況などにより、杭全数について1本1本適切に確認しなければならない。また、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事しゅん工検査請求書提出時までに監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎杭の施工に当たり、支持層への到達、現場接合及び先端処理については、全本数について監督員等の立会を受けなければならない。また、円滑に立会が行えるよう、杭のスケジュール管理表(任意様式)を作成し、事前に監督員へ提出して確認をうけなければならない。 なお、立会で確認した資料等については、工事現場において読み取り可能な状態で写真撮影し、立会写真とともに監督員へ提出しなければならない。</p>		種類	厚さ(mm)	杭径(mm)	杭長(mm)	継手数	セット数	長期設計支持力(kN/本)	備考	試験杭	上杭 中杭 下杭								本杭	上杭 中杭 下杭								種別	水セメント比の最大値(%)	スランプ(cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	単位セメント量の最小値(kg/m <sup>3</sup> )	備 考	A種	60以下	18	25(20)	310	無水掘りの場合	B種	55以下	340	上記以外の場合	工 法	設計支持力	支持力の算定方法又は確認方法	打ち込み工法			特定埋込杭工法			セメントミルク工法			場所打ちコンクリート杭		
	種類	厚さ(mm)	杭径(mm)	杭長(mm)	継手数	セット数	長期設計支持力(kN/本)	備考																																																			
試験杭	上杭 中杭 下杭																																																										
本杭	上杭 中杭 下杭																																																										
種別	水セメント比の最大値(%)	スランプ(cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	単位セメント量の最小値(kg/m <sup>3</sup> )	備 考																																																						
A種	60以下	18	25(20)	310	無水掘りの場合																																																						
B種	55以下			340	上記以外の場合																																																						
工 法	設計支持力	支持力の算定方法又は確認方法																																																									
打ち込み工法																																																											
特定埋込杭工法																																																											
セメントミルク工法																																																											
場所打ちコンクリート杭																																																											
4. 場所打ちコンクリート杭地業																																																											
5. 支持力及び支持地盤の確認																																																											

徳島県県土整備部営繕課	工事名 R3営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖洲1 改修工事建築(1)	図面番号 A006	ジオグラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体 代表構成員 ジオグラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所 一級建築士事務所大阪府知事登録第(ロ)24761号 一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹
	図面名 特記仕様書(5)	縮尺 N.S.	

項目	特記事項																
6. 載荷試験	<p>◎杭の載荷試験は( ・鉛直 ・水平)載荷試験とし、載荷荷重は( )とする。 また、試験杭の位置は図示のとおりとする。 報告書の記載事項は、試験の目的のほか、次の事項を記載する。</p> <p>①敷地の状況、杭の位置 ②杭の種類、材質、形状、寸法、質量等 ③杭の打込み深さ(地盤状況、地下水位等が明らかなき場合は合わせて図示する。) ④杭の施工法 ⑤試験装置の概要 ⑥荷重-時間曲線 時間-沈下曲線(片対数グラフを含む) 荷重-沈下曲線(両対数グラフを含む) ⑦測定数値表 ⑧杭の設置日時及び試験日時 ⑨試験の状況を示す写真及び杭の設置から試験までの気象記録 ⑩考察</p> <p>なお、土質性状については、できる限り地盤調査・土質試験データ等の詳細な情報を添付する。</p> <p>◎地盤の平板載荷試験(載荷荷重 )は( 行う ・行わない )。 また、試験位置は図示のとおりとする。 報告書の記載事項は、次の事項を記載する。</p> <p>①地盤工学会基準JGS 1521-2003と部分的に異なる方法を用いた場合には、その方法 ②試験方法 ③試験結果の図及び表 ④地盤反力係数 ⑤極限支持力 ⑥試験地盤の観察結果と地下水の状況 ⑦その他特記すべき事項</p>																
7. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等	<p>◎材料は、市場品とする。</p> <p>◎砂利及び砂地業 ・砂利は、( 切込砂利 ・切込砕石 ・再生クラッシュラン )とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用部位</th> <th>厚さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込砕石</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td>土間下</td> <td>図示</td> <td>RC30</td> </tr> </tbody> </table> <p>・締固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。</p> <p>・厚さが300mmを越える場合は、300mmごとに締固めを行う。</p> <p>◎締固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランブ18cm、設計基準強度18N/mm<sup>2</sup>)とし、厚さは図面による。</p> <p>◎床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみ込みは250mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。</p> <p>◎防湿層の位置は、土間スラブの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。</p>	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	切込砂利				切込砕石				再生クラッシュラン	土間下	図示	RC30
種別	使用部位	厚さ	粒度範囲														
切込砂利																	
切込砕石																	
再生クラッシュラン	土間下	図示	RC30														
8. 地盤改良	<p>◎六価クロム溶出試験を( 行う ・行わない )。 行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。</p> <p>六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固結材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12年3月31日 建設第258号)の「六価クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。</p>																

5章 鉄筋工事 ※構造特記仕様書の記載事項についても併せて確認すること。

項目	特記事項
1. 材料	◎構造特記仕様書および構造図による。
2. 材料試験	◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。
3. 鉄筋の継手及び定着	◎構造特記仕様書および構造図による。
4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。  ◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。  ◎杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭天端からとする。  ◎各部の配筋は、構造特記仕様書および構造図による。図示されていない場合は、標仕参考図 [1節-基礎及び基礎梁の配筋] ~ [7節-梁貫通孔その他配筋] による。
5. 帯筋	◎形の種別は構造図による。
6. 梁貫通孔補強	◎補強形式 鉄筋コンクリート構造配筋基準図による。  ◎梁貫通補強に建設技術評価規定に基づく評価品を使用する場合は、それぞれの部分についてメーカーの構造計算書を提出し、監督員の承諾を得ること。
7. ガス圧接	◎圧接技量資格者は、JIS Z 3881(ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準)に従う工事に相応した試験に基づく能力を有する者とする。  ◎検査は、外観検査及び( ・引張試験 ・超音波探傷試験)による。  ◎切り取り部分の継手は次のとおりとする。 ・柱、梁の主筋(019以上) : 圧接 ・上記以外 : ( 圧接 ・ 重ね継手) 重ね継手とする場合は監督員の承諾を受けること。また鉄筋相互間の間隔に留意すること。
8. 機械式継手	◎機械式継手の種類( )、工法( )  ◎品質の確認方法( )  ◎鉄筋相互のあき( )  ◎不合格となった継手部への措置
9. 溶接継手	◎溶接継手の種類( )、工法( )  ◎品質の確認方法( )  ◎鉄筋相互のあき( )  ◎不合格となった継手部への措置

項目	特記事項
10. 配筋検査	◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。
11. あと施工アンカー工事	◎構造特記仕様書および構造図による。

徳島県土木整備部営繕課	工事名 R3 営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖洲1 改修工事建築(1)	図面番号 A007	ジオグラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体 代表構成員 ジオグラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所 一級建築士事務所大阪府知事登録第(ロ)24761号 一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹
	図面名 特記仕様書(6)	縮尺 N. S.	



6章 コンクリート工事 ※構造特記仕様書の記載事項についても併せて確認すること。

項目	特記事項
1. 一般事項	<p>◎コンクリートの種別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Ⅰ類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)</li> <li>・Ⅱ類(JIS A 5308への適合したコンクリート)</li> </ul> <p>◎設計基準強度は、構造特記仕様書及び構造図による。</p> <p>◎構造体コンクリートの調合管理強度は、構造特記仕様書及び構造計画書による。</p> <p>◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p>
2. コンクリートの仕上がり	<p>◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6. 2. 3による。</p> <p>◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は( A )・ B ・ C )種とする。</p> <p>◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6. 2. 5による。</p>
3. 普通コンクリート	<p>◎セメントの種類は、( 普通ポルトランドセメント ) ・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 )とする。</p> <p>◎骨材は、標仕6. 3. 1 (2) による。</p> <p>◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用 ( できる ) ・ できない ) 。</p> <p>◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0. 04%以下とする。</p> <p>◎コンクリート中の塩化物量は、0. 3kg/m3以下とし、試験方法は標仕6. 5. 4による。</p> <p>◎試験りは( 行う ) ・ ( 行わない ) 。</p> <p>◎所要空気量は4. 5%±1. 5%とする。</p> <p>◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m3に含まれるアルカリ総量をNa2O換算で3. 0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。</p> <p>◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6. 3. 1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p>
4. 打継ぎの位置 ひび割れ誘発目地 打継ぎ目地	<p>◎打継ぎの位置 梁及びスラブ ( ・スパンの中央又は端から1/4付近 ) ・図示による) 柱及び壁( ・スラブ、梁又は基礎の上端 ) ・図示による)</p> <p>◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9. 7. 3 [目地寸法] (1) (ア)による。</p> <p>ひび割れ誘発目地の位置 ( ・図示による )</p>
5. レディミクストコンクリート 工場の指定	<p>◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員との承諾を受ける。</p>

項目	特記事項												
6. 型枠	<p>◎型枠は、( 県産木製型枠 ・ ( 合板 ) ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック )とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上がり種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6. 8. 2 (2) (ア)</td> <td>A 種</td> <td>あり</td> <td>-</td> <td>20</td> <td>造壁部分</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎スリーブの材種( 垂鉛鋼板 )</p> <p>◎打ち放し仕上げの打ち増し厚さは ( 20 ) mmとする。</p> <p>◎打ち放し仕上げのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より2mm程度、引込める。</p>	型枠の種類	仕上がり種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	6. 8. 2 (2) (ア)	A 種	あり	-	20	造壁部分
型枠の種類	仕上がり種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所								
6. 8. 2 (2) (ア)	A 種	あり	-	20	造壁部分								
7. 寒中コンクリート	<p>◎適用( する ) ・ ( しない ) 。</p> <p>◎適用期間:</p> <p>◎強度管理の材齢は、( )日とする。</p> <p>◎初期養生を行う期間は、コンクリートの圧縮強度が5N/mm2に達するまでとする。</p>												
8. 無筋コンクリート	<p>◎無筋コンクリートは、次の場合に適用する。 ・捨コンクリート ・補強筋を必要としないコンクリート</p> <p>◎設計基準強度 ( 18 ) N/mm2 , スランプ ( 18 ) cm</p>												
9. マスコンクリート	<p>◎最小断面寸法が壁状部材で80cm以上、マット状部材及び柱状部材で100cm以上のものに適用する。</p> <p>◎セメントは、( 中庸熱ポルトランドセメント ・ 低熱ポルトランドセメント ・ 高炉セメントB種 ・ ・ ・ フライアッシュセメントB種 ・ 普通ポルトランドセメントに標仕6. 13. 2(2) (ア)の混和剤を混合したもの )とする。</p> <p>◎適用箇所:</p> <p>◎スランプは、 cmとする。</p>												

7章 鉄骨工事 ※構造特記仕様書の記載事項についても併せて確認すること。

項目	特記事項
1. 一般事項	<p>◎製作工場は、国土交通大臣の認定による( M )グレード工場とし、その証明となる資料を監督職員に提出する。</p> <p>◎鉄骨製作工場には施工管理技術者を( 置く ) ・ 置かなくともよい )</p> <p>◎工事現場には、鉄骨製作工場名等を記載した板(30×35×45cm) (H. 4. 9. 30 住指発第347号)を掲示すること。</p>
2. 材料	<p>◎鋼材、デッキプレート、ボルト等は構造特記仕様書及び構造図による。</p> <p>◎柱底均しモルタルを無収縮モルタルとする場合は次による。 ・セメントは、JIS R 5210による普通又は早強ポルトランドセメントとする。 ・混和材は、セ膨張材メド系(酸化カルシウム、カルシウム・サルフォ・アルミネート等によって膨張する性質を利用するもの)とする。 ・砂、配合比等は、製造所の仕様による。 ・無収縮モルタルの品質及び試験方法は、標仕 表7. 2. 6による。</p>
3. 材料試験	<p>◎JIS規格品は、材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎トルシア形高力ボルトは、製品に対する製造管理方法及び品質管理試験の結果を、監督員に提出し承諾を受けること。</p> <p>◎板厚方向の引張試験を( 行う ) ・ ( 行わない ) 。</p>
4. 工作一般	<p>◎高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等は図示による。</p> <p>◎床書き現寸図は作成( する ) ・ ( しない ) 。</p> <p>◎鉄骨の製作精度は、標準仕様書7. 3. 3及びH12建告第1464号第二号イによる。 H12建告第1464号第二号イ(1)(2)のただし、書きによる補強は、「突き合わせ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル」による。</p> <p>◎仮設のため鉄骨に補助材等取付け及び貫通孔等を設ける場合は、工場溶接を原則とし、現場溶接となる場合は監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎仮組を( 実施する ) ・ ( 実施しない ) 。</p>

徳島県県土整備部営繕課	工事名 R3 営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖洲1 改修工事建築(1)	図面番号 A008	ジオ・グラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体 代表構成員 ジオ・グラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所 一級建築士事務所大阪府知事登録第(ロ)24761号 一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹
	図面名 特記仕様書(7)	縮尺 N. S.	

項目	特記事項
5. 高力ボルト接合	<p>◎すべり係数試験は(行う・<del>行わない</del>)。ただし、溶融亜鉛めっき工法の場合は、「13.溶融亜鉛めっき工法」によるものとする。</p> <p>◎ショットブラスト又はグリットブラストにより摩擦面の表面粗度を50μmRz以上確保する場合の表面粗度の確認方法は次のいずれかによる。  (1) 表面粗度測定機による測定  (2) プラスト機器の性能表による確認  (3) スプライスプレート販売元からの表面粗度検査結果証明書による確認  上記の方法により確認できない場合は、すべり係数試験(サンプル試験)を行い、すべり係数値0.45以上を確認すること。</p> <p>◎高力ボルトを工事現場に搬入後、JIS形高力ボルトは、トルク係数値の確認試験を(行う・行わない)。</p> <p>◎確認試験の数量は、呼び径ごとに代表ロットを選び、その中から任意に取り出した5セットとする。</p> <p>◎トルシア形高力ボルトは、軸力の確認試験を(行う・行わない)。</p> <p>◎締付け工法の確認は、JASS6 6.3〔締付け工法の確認〕に準じる。</p> <p>◎原則として本接合ボルトを仮ボルトとして使用しないこと。</p> <p>◎仮ボルトの本数は標仕7.10.5(2)～(4)とし、本接合完了までの応力に対して検討を行うこと。</p>
6. 普通ボルト接合	<p>普通ボルトの戻止めは(二重ナット・ナットの溶接・ゆるみ防止用特殊ナット)による。ただし、母屋・胴縁類の取付用ボルトは、全ねじボルトとし、戻止めを省略できる。普通ボルトの座金は(JIS B 1256・ )による。</p>
7. 溶接接合	<p>◎溶接作業は、工場作業を原則とする。ただし、やむを得ない場合は監督員の承認を得ること。</p> <p>◎溶接技能者に対して、技量付加試験を行う・(行わない)。</p> <p>◎開先の形状は構造図による。</p> <p>◎溶接部の余盛り高さは、JASS6 付則6〔鉄骨精度検査基準〕付表3〔溶接〕による。</p> <p>◎スカラップの形状は、図示による。</p> <p>◎エンドタブの切除は(行う・行わない)。行う場合は図示による。</p> <p>◎エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から、1～5mm残して、部材断面を欠損しないよう直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。</p> <p>◎低応力高サイクル疲労を受ける部位は、図示による。</p> <p>◎完全溶込み溶接部は超音波探傷試験を(行う・行わない)。試験を行う場合の平均出検査品質限界(AOQL)は(2.5%)・4%とする。  ※試験箇所等については、構造特記仕様書及び構造図による。</p>
8. スタッド溶接及びデッキプレート溶接	<p>◎デッキプレートは鉄骨部材に溶接する工法は、構造特記仕様書及び構造図による。  ◎スタッド溶接完了後は、試験記録を作成し、監督員の承認を得ること。</p>
9. 錆止め塗装	<p>◎素地ごしらは、標仕 表18.2.2(A)・(B)・(C)種とする。  ※A種及びB種は製作工場で行うものとする。  ※屋外：A種 / 屋内：B種</p> <p>◎塗料種別 鉄面 標準仕様書 表18.3.1の(A・B)種 ※屋外：A種 / 屋内：B種  亜鉛めっき面 標準仕様書 表18.3.2の(A・B・C)種</p> <p>◎塗料塗り種別 鉄面 標準仕様書 表18.3.3の(A・B)種 (工場1回、現場1回)  亜鉛めっき面 標準仕様書 表18.3.4の(A・B)種 (現場1回)</p> <p>◎鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面の塗装を行う・行わない。行う場合の塗料の種類は(A・B)種とする。</p> <p>◎耐火被覆材の接着する面の塗装の範囲は図示による。塗料の種類は(A・B)種とする。</p> <p>◎耐火被覆材の接着する面以外の塗装の範囲は図示による。塗装の範囲は、標仕7.8.2(1)(ア)～(オ)以外とする。</p>

項目	特記事項
10. 耐火被覆	<p>◎耐火被覆 種類( )、材料・工法( )  耐火性能( )、適用箇所( )</p>
11. 工事現場施工	<p>◎鉄骨建方の精度は、(社)日本建築学会「建築工事標準仕様書-6.鉄骨工事付則-6.鉄骨精度検査基準」による。ただし以下のものは図面による。  ・特に精度を必要とする構造物あるいは構造物の部分。  ・軽微な構造物あるいは構造物の部分。</p>
12. 軽量形鋼構造	<p>◎普通ボルトには、二重ナットなどにより戻止めを行う。ただし、胴縁、母屋類は除く。また、ボルト締め後のネジ山は、3山以上出るようにする。</p> <p>◎形鋼、鋼板類の亜鉛めっきは、標仕 表14.2.2Iによる。</p>
13. 溶融亜鉛めっき工法	<p>◎摩擦面の処理は、( プラスト処理 ・リン酸塩処理 )とする。</p> <p>◎プラスト処理とする場合は、5.高力ボルト接合同様の方法で表面粗度50μmRz以上の確認を行う。</p> <p>◎リン酸塩処理とする場合は、すべり耐力等を確認するものとし、確認方法は(すべり試験)とする。すべり試験の要領は、溶融亜鉛めっき高力ボルト技術協会の「めっき高力ボルト接合設計施工指針」による。</p>

8章 防水改修工事

項目	特記事項																																																																																													
1. 一般事項	<p>◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。</p> <p>◎降雨等に対する養生方法は、(上屋シート養生・下階天井養生・その他( ))とする。</p>																																																																																													
2. 改修工法の種類及び工程	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>工法</th> <th>T1A1工法</th> <th>Y-1工法</th> <th>S1-F2工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 既存保護層(立上り部等)撤去等</td> <td></td> <td>※1 平場</td> <td>※1 立上り</td> <td>ハイライト屋根部</td> </tr> <tr> <td>2 既存保護層(平場)撤去等</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 既存断熱層撤去等</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 既存防水層(立上り部等)撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 既存防水層(平場)撤去等</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 既存下地の補修及び処置</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 防水層の新設</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8 断熱材の新設</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9 保護層の新設</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:ヘリポート柱脚部・スロープ柱脚部・ハイサイドライト足元立上部</p>	工程	工法	T1A1工法	Y-1工法	S1-F2工法	1 既存保護層(立上り部等)撤去等		※1 平場	※1 立上り	ハイライト屋根部	2 既存保護層(平場)撤去等		○			3 既存断熱層撤去等		○			4 既存防水層(立上り部等)撤去等					5 既存防水層(平場)撤去等		○			6 既存下地の補修及び処置		○			7 防水層の新設		○	○	○	8 断熱材の新設		○		○	9 保護層の新設		○																																													
工程	工法	T1A1工法	Y-1工法	S1-F2工法																																																																																										
1 既存保護層(立上り部等)撤去等		※1 平場	※1 立上り	ハイライト屋根部																																																																																										
2 既存保護層(平場)撤去等		○																																																																																												
3 既存断熱層撤去等		○																																																																																												
4 既存防水層(立上り部等)撤去等																																																																																														
5 既存防水層(平場)撤去等		○																																																																																												
6 既存下地の補修及び処置		○																																																																																												
7 防水層の新設		○	○	○																																																																																										
8 断熱材の新設		○		○																																																																																										
9 保護層の新設		○																																																																																												
3. 既存下地の補修材料	<p>◎アスファルトは、JIS K 2207の規格品3種とする。</p> <p>◎端部押さえ金物は、既成アルミニウム製とし、形状寸法等は図示する。</p> <p>◎ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、改修用ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。</p>																																																																																													
4. ルーフドレン廻りの処理	<p>◎ルーフドレンの端部から(500mm・300mm)の防水層及びシーリングを撤去し、ポリマーセメントモルタルで勾配1/2程度に仕上げる。</p>																																																																																													
5. 既存下地の補修及び処理	<p>◎補修箇所の形状、長さ、数量等は図示する。</p>																																																																																													
6. アスファルト防水	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>保護層の内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">P1B</td> <td rowspan="3">屋根保護防水 絶縁工法・・</td> <td>B-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B-2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B-3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">P1B1 T1B1</td> <td rowspan="3">屋根保護防水 絶縁断熱工法</td> <td>B1-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B1-2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B1-3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">P2A1</td> <td rowspan="3">屋根保護防水 密着断熱工法</td> <td>A1-1</td> <td>※1</td> <td>押えコンクリート t80</td> </tr> <tr> <td>A1-2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A1-3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">P2A</td> <td rowspan="3">屋根保護防水 密着工法・・</td> <td>A-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A-2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A-3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">M4C</td> <td rowspan="4">屋根露出防水 密着工法・・</td> <td>C-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C-2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C-3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C-4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">M3D POD</td> <td rowspan="4">屋根露出防水 絶縁工法・・</td> <td>D-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D-2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D-3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D-4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">POD1 M3D1 M4D1</td> <td rowspan="2">屋根露出防水 絶縁断熱工法</td> <td>D1-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D1-2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">P1E P2E</td> <td rowspan="2">屋内防水・・ 密着工法・・</td> <td>E-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>E-2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:ヘリポート柱脚部・スロープ柱脚部・ハイサイドライト足元立上部</p> <p>保護コンクリートの厚さは、水下で(80・60mm)以上とする。</p> <p>保護コンクリートの伸縮調整目地は、周辺部600mm、中間部3,000mmとする。</p> <p>◎入隅部の成形緩衝材は、製造所の仕様による。</p>	工法	種別	施工箇所	保護層の内容	備考	P1B	屋根保護防水 絶縁工法・・	B-1			B-2			B-3			P1B1 T1B1	屋根保護防水 絶縁断熱工法	B1-1			B1-2			B1-3			P2A1	屋根保護防水 密着断熱工法	A1-1	※1	押えコンクリート t80	A1-2			A1-3			P2A	屋根保護防水 密着工法・・	A-1			A-2			A-3			M4C	屋根露出防水 密着工法・・	C-1			C-2			C-3			C-4			M3D POD	屋根露出防水 絶縁工法・・	D-1			D-2			D-3			D-4			POD1 M3D1 M4D1	屋根露出防水 絶縁断熱工法	D1-1			D1-2			P1E P2E	屋内防水・・ 密着工法・・	E-1			E-2		
工法	種別	施工箇所	保護層の内容	備考																																																																																										
P1B	屋根保護防水 絶縁工法・・	B-1																																																																																												
		B-2																																																																																												
		B-3																																																																																												
P1B1 T1B1	屋根保護防水 絶縁断熱工法	B1-1																																																																																												
		B1-2																																																																																												
		B1-3																																																																																												
P2A1	屋根保護防水 密着断熱工法	A1-1	※1	押えコンクリート t80																																																																																										
		A1-2																																																																																												
		A1-3																																																																																												
P2A	屋根保護防水 密着工法・・	A-1																																																																																												
		A-2																																																																																												
		A-3																																																																																												
M4C	屋根露出防水 密着工法・・	C-1																																																																																												
		C-2																																																																																												
		C-3																																																																																												
		C-4																																																																																												
M3D POD	屋根露出防水 絶縁工法・・	D-1																																																																																												
		D-2																																																																																												
		D-3																																																																																												
		D-4																																																																																												
POD1 M3D1 M4D1	屋根露出防水 絶縁断熱工法	D1-1																																																																																												
		D1-2																																																																																												
P1E P2E	屋内防水・・ 密着工法・・	E-1																																																																																												
		E-2																																																																																												

徳島県県土整備部営繕課	<p>工事名 R3営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖洲1 改修工事建築(1)</p>	<p>図面番号 A009</p>	<p>ジオ・グラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体  代表構成員 ジオ・グラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所  一級建築士事務所大阪府知事登録第(口)24761号  一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹</p>
	<p>図面名 特記仕様書(8)</p>	<p>縮尺 N.S.</p>	

項目	特記事項																																																																																																																																																																																																										
7. 改質アスファルト	<p>◎改質アスファルトシートは、JIS A 6013の規格品とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工法</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th colspan="2">シート</th> <th colspan="2">断熱材</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>厚さ</th> <th>種類</th> <th>厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">M4AS 屋根露出防水 密着工法</td> <td>AS-T1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>AS-T2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>AS-J2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">M3AS POAS 屋根露出防水 絶縁工法</td> <td>AS-T3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>AS-T4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>AS-J1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">M3AS1 M4AS1 POAS1</td> <td>AS-J3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>AS1-T1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>AS1-J1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎仕上げ塗料( ) 使用量( )</p> <p>◎合成高分子系ルーフィングシートは、JIS A 6008の規格品とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">シート</th> <th colspan="2">断熱材</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>厚さ</th> <th>種類</th> <th>厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>S-F1</td><td></td><td>mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>S-F2</td><td></td><td>mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>S-M1</td><td></td><td>mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>S-M2</td><td></td><td>mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>S-M3</td><td></td><td>mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>S-F1</td><td></td><td>mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>S-F2</td><td></td><td>mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>S-M1</td><td></td><td>mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>S-M2</td><td></td><td>mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>S-M3</td><td></td><td>mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>SI-F1</td><td></td><td>mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>SI-F2</td><td>塩ビ樹脂系</td><td>1.2mm</td><td></td><td></td><td>ハイライト屋根</td><td></td></tr> <tr><td>SI-M1</td><td></td><td>mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>SI-M2</td><td></td><td>mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>SI-M3</td><td></td><td>mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>S-C1</td><td></td><td>mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>◎仕上げ塗料( ) 使用量( )</p> <p>◎機械式固定工法の場合は、引抜き試験の結果に基づき、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。</p> <p>○建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速<math>V_0=(36)</math>m/s 地表面粗度区分(Ⅰ・<b>Ⅱ</b>・Ⅲ・Ⅳ)</p> <p>◎絶縁用シートは、発泡ポリエチレンシートとする。</p> <p>◎プライマー、増し張り用シート、成型役物、接着剤、仕上塗料、シール材、固定金具、絶縁用テープ等は、ルーフィングシート製造所の指定する製品とする。</p> <p>◎固定金具については図示する。</p>	工法	種別	施工箇所	シート		断熱材		備考	種類	厚さ	種類	厚さ	M4AS 屋根露出防水 密着工法	AS-T1							AS-T2							AS-J2							M3AS POAS 屋根露出防水 絶縁工法	AS-T3							AS-T4							AS-J1							M3AS1 M4AS1 POAS1	AS-J3							AS1-T1								AS1-J1							種別	シート		断熱材		施工箇所	備考	種類	厚さ	種類	厚さ	S-F1		mm					S-F2		mm					S-M1		mm					S-M2		mm					S-M3		mm					S-F1		mm					S-F2		mm					S-M1		mm					S-M2		mm					S-M3		mm					SI-F1		mm					SI-F2	塩ビ樹脂系	1.2mm			ハイライト屋根		SI-M1		mm					SI-M2		mm					SI-M3		mm					S-C1		mm				
工法	種別				施工箇所	シート		断熱材		備考																																																																																																																																																																																																	
		種類	厚さ	種類		厚さ																																																																																																																																																																																																					
M4AS 屋根露出防水 密着工法	AS-T1																																																																																																																																																																																																										
	AS-T2																																																																																																																																																																																																										
	AS-J2																																																																																																																																																																																																										
M3AS POAS 屋根露出防水 絶縁工法	AS-T3																																																																																																																																																																																																										
	AS-T4																																																																																																																																																																																																										
	AS-J1																																																																																																																																																																																																										
M3AS1 M4AS1 POAS1	AS-J3																																																																																																																																																																																																										
	AS1-T1																																																																																																																																																																																																										
	AS1-J1																																																																																																																																																																																																										
種別	シート		断熱材		施工箇所	備考																																																																																																																																																																																																					
	種類	厚さ	種類	厚さ																																																																																																																																																																																																							
S-F1		mm																																																																																																																																																																																																									
S-F2		mm																																																																																																																																																																																																									
S-M1		mm																																																																																																																																																																																																									
S-M2		mm																																																																																																																																																																																																									
S-M3		mm																																																																																																																																																																																																									
S-F1		mm																																																																																																																																																																																																									
S-F2		mm																																																																																																																																																																																																									
S-M1		mm																																																																																																																																																																																																									
S-M2		mm																																																																																																																																																																																																									
S-M3		mm																																																																																																																																																																																																									
SI-F1		mm																																																																																																																																																																																																									
SI-F2	塩ビ樹脂系	1.2mm			ハイライト屋根																																																																																																																																																																																																						
SI-M1		mm																																																																																																																																																																																																									
SI-M2		mm																																																																																																																																																																																																									
SI-M3		mm																																																																																																																																																																																																									
S-C1		mm																																																																																																																																																																																																									
8. 合成高分子系ルーフィングシート防水																																																																																																																																																																																																											

項目	特記事項																																																																																																																					
9. 塗膜防水	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>S(SI)-F1</th> <th>S(SI)-F2</th> <th>S(SI)-M1</th> <th>S(SI)-M2</th> <th>S(SI)-M3</th> <th>S-C1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下地処理</td> <td colspan="6">標仕9.4.4(1) 又は改標仕3.5.4による。入隅は直角、出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁用テープ張り</td> </tr> <tr> <td>平場接着法</td> <td colspan="3">接着剤塗布</td> <td colspan="2">固定金具</td> <td>接着剤</td> </tr> <tr> <td>断熱材(断熱工法)</td> <td colspan="3">下地に断熱材を隙間無く張付、ローラー等で密着した後ルーフィングを張り付ける</td> <td colspan="3">下地に断熱材を隙間無く敷詰め固定する</td> </tr> <tr> <td>立上り部等 出隅入隅部</td> <td>ルーフィングシート張付けに先立ち200mm角程度の補強張り用シートを増し張り</td> <td>ルーフィングシート 施工後成形役物張付け</td> <td>S-F1と同じ</td> <td>S-F2と同じ</td> <td>S-F2と同じ</td> <td>ルーフィングシート張付けに先立ち、成形役物又は200mm角程度の増張り用シートを張り付ける</td> </tr> <tr> <td>増張部</td> <td>シート張付けに先立ち次の処理をする ・ルーフトレン廻りは幅・100mm程度の増張り用シートをドレンと下地に割り張り張付ける。 ・配管廻りは幅100mm程度の増張り用シートを下地面に20mm程度張掛け、張付ける。</td> <td></td> <td>S-F1と同じ</td> <td></td> <td></td> <td>シート張付けに先立ち次の処理をする ・排水器具廻りは、幅250mm程度の増張り用シートを排水器具と下地に割り張り、排水器具のつばには増張り用シートを100mm程度張り掛け、張り付ける。 ・配管廻りは、幅250mm程度の増張り用シートを排水器具と下地に張り付け後、幅50mm程度の増張り用シートを下地面に30mm程度張り掛け、張り付ける。</td> </tr> <tr> <td>平場</td> <td>縦横100mm以上</td> <td>縦横40mm以上</td> <td>縦横100mm以上</td> <td>縦横40mm以上</td> <td>縦横40mm以上</td> <td>縦横100mm以上</td> </tr> <tr> <td>立上りと平場</td> <td>150mm以上</td> <td>40mm以上</td> <td>150mm以上</td> <td>40mm以上</td> <td>40mm以上</td> <td>100mm以上</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td colspan="3">接着剤</td> <td colspan="3">熱融着又は溶剤溶着</td> </tr> <tr> <td>接合端部</td> <td>テープ状シール又は接着剤</td> <td>紐状又は液状シール</td> <td>テープ状シール又は接着剤</td> <td colspan="2">紐状又は液状シール</td> <td>接着剤</td> </tr> <tr> <td>立上り・立下りの 末端部処理</td> <td colspan="5">端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け、末端部は押さえ金物で固定し、シール材を充填する。</td> <td>ポリマーセメントモルタルを覆い被せる</td> </tr> <tr> <td>仕上げ塗料</td> <td colspan="2">・非歩行用(2回塗り) ・軽歩行用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>保護コンクリート</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。</p> <p>◎脱気装置の仕様：</p> <p>◎ルーフトレンの材質規格：</p> <p>工法：メーカー仕様 種別：常温反応型改質アスファルト系塗膜防水 施工箇所：ヘリポート柱脚部・スロープ柱脚部・ハイサイドライト足元立上部</p> <p>◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上げ塗料等は主材料製造所の指定製品とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>仕上塗料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">POX</td> <td>X-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>X-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">L4X</td> <td>X-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>X-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PIY</td> <td>Y-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PZY</td> <td>Y-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。</p> <p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <p>◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。</p> <p>◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。</p> <p>◎一部シーリング面への仕上塗料仕上げ等を(行う)・行わない)。</p> <p>◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験)引張接着性試験)を行う。</p> <p>◎シーリングの色味については、監督員、工事監理業務受注者に確認を受けること。</p>	区分	S(SI)-F1	S(SI)-F2	S(SI)-M1	S(SI)-M2	S(SI)-M3	S-C1	下地処理	標仕9.4.4(1) 又は改標仕3.5.4による。入隅は直角、出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁用テープ張り						平場接着法	接着剤塗布			固定金具		接着剤	断熱材(断熱工法)	下地に断熱材を隙間無く張付、ローラー等で密着した後ルーフィングを張り付ける			下地に断熱材を隙間無く敷詰め固定する			立上り部等 出隅入隅部	ルーフィングシート張付けに先立ち200mm角程度の補強張り用シートを増し張り	ルーフィングシート 施工後成形役物張付け	S-F1と同じ	S-F2と同じ	S-F2と同じ	ルーフィングシート張付けに先立ち、成形役物又は200mm角程度の増張り用シートを張り付ける	増張部	シート張付けに先立ち次の処理をする ・ルーフトレン廻りは幅・100mm程度の増張り用シートをドレンと下地に割り張り張付ける。 ・配管廻りは幅100mm程度の増張り用シートを下地面に20mm程度張掛け、張付ける。		S-F1と同じ			シート張付けに先立ち次の処理をする ・排水器具廻りは、幅250mm程度の増張り用シートを排水器具と下地に割り張り、排水器具のつばには増張り用シートを100mm程度張り掛け、張り付ける。 ・配管廻りは、幅250mm程度の増張り用シートを排水器具と下地に張り付け後、幅50mm程度の増張り用シートを下地面に30mm程度張り掛け、張り付ける。	平場	縦横100mm以上	縦横40mm以上	縦横100mm以上	縦横40mm以上	縦横40mm以上	縦横100mm以上	立上りと平場	150mm以上	40mm以上	150mm以上	40mm以上	40mm以上	100mm以上	接合部	接着剤			熱融着又は溶剤溶着			接合端部	テープ状シール又は接着剤	紐状又は液状シール	テープ状シール又は接着剤	紐状又は液状シール		接着剤	立上り・立下りの 末端部処理	端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け、末端部は押さえ金物で固定し、シール材を充填する。					ポリマーセメントモルタルを覆い被せる	仕上げ塗料	・非歩行用(2回塗り) ・軽歩行用					保護コンクリート	工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考	POX	X-1				X-2				L4X	X-1				X-2				PIY	Y-2				PZY	Y-2			
区分	S(SI)-F1	S(SI)-F2	S(SI)-M1	S(SI)-M2	S(SI)-M3	S-C1																																																																																																																
下地処理	標仕9.4.4(1) 又は改標仕3.5.4による。入隅は直角、出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁用テープ張り																																																																																																																					
平場接着法	接着剤塗布			固定金具		接着剤																																																																																																																
断熱材(断熱工法)	下地に断熱材を隙間無く張付、ローラー等で密着した後ルーフィングを張り付ける			下地に断熱材を隙間無く敷詰め固定する																																																																																																																		
立上り部等 出隅入隅部	ルーフィングシート張付けに先立ち200mm角程度の補強張り用シートを増し張り	ルーフィングシート 施工後成形役物張付け	S-F1と同じ	S-F2と同じ	S-F2と同じ	ルーフィングシート張付けに先立ち、成形役物又は200mm角程度の増張り用シートを張り付ける																																																																																																																
増張部	シート張付けに先立ち次の処理をする ・ルーフトレン廻りは幅・100mm程度の増張り用シートをドレンと下地に割り張り張付ける。 ・配管廻りは幅100mm程度の増張り用シートを下地面に20mm程度張掛け、張付ける。		S-F1と同じ			シート張付けに先立ち次の処理をする ・排水器具廻りは、幅250mm程度の増張り用シートを排水器具と下地に割り張り、排水器具のつばには増張り用シートを100mm程度張り掛け、張り付ける。 ・配管廻りは、幅250mm程度の増張り用シートを排水器具と下地に張り付け後、幅50mm程度の増張り用シートを下地面に30mm程度張り掛け、張り付ける。																																																																																																																
平場	縦横100mm以上	縦横40mm以上	縦横100mm以上	縦横40mm以上	縦横40mm以上	縦横100mm以上																																																																																																																
立上りと平場	150mm以上	40mm以上	150mm以上	40mm以上	40mm以上	100mm以上																																																																																																																
接合部	接着剤			熱融着又は溶剤溶着																																																																																																																		
接合端部	テープ状シール又は接着剤	紐状又は液状シール	テープ状シール又は接着剤	紐状又は液状シール		接着剤																																																																																																																
立上り・立下りの 末端部処理	端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け、末端部は押さえ金物で固定し、シール材を充填する。					ポリマーセメントモルタルを覆い被せる																																																																																																																
仕上げ塗料	・非歩行用(2回塗り) ・軽歩行用					保護コンクリート																																																																																																																
工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考																																																																																																																		
POX	X-1																																																																																																																					
	X-2																																																																																																																					
L4X	X-1																																																																																																																					
	X-2																																																																																																																					
PIY	Y-2																																																																																																																					
PZY	Y-2																																																																																																																					
10. シーリング																																																																																																																						

徳島県県土整備部営繕課		<b>工事名</b> R3営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖洲1 改修工事建築(1)	<b>図面番号</b> A010	ジオグラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体 代表構成員 ジオグラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所 一級建築士事務所大阪府知事登録第(口)24761号 一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹
		<b>図面名</b> 特記仕様書(9)	<b>縮尺</b> N.S.	

項目	特記事項																																										
11. とい	<p>◎種類及び施工箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>既存</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸法</th> <th>接着試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SR-1</td> <td>1成分シリコン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>SR-2</td> <td>2成分シリコン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PS-2</td> <td>ポリファルサイド系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコン</td> <td></td> <td>※1</td> <td>新設</td> <td>20×10 15×10 10×10</td> <td>簡易接着性試験</td> </tr> <tr> <td>PU-2</td> <td>ポリウレタン系</td> <td></td> <td>誘発目地</td> <td>新設</td> <td>15×10</td> <td>簡易接着性試験</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:ヘリポート柱脚部・スロープ柱脚部・ハイサイドライト足元上部</p> <p>◎といの材種 ( )</p> <p>◎防露材の品質について、ホルムアルデヒドの発散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により、確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量がF☆☆☆☆の防露材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎たてどい受金物の取付けは図示する。</p> <p>◎ルーフトレンの取付けは図示する。</p> <p>◎アルミニウム押し形材は、JIS H 4100によるA6063Sの規格品とする。</p> <p>◎付属部品の材料は、主材料製造所の仕様による。</p> <p>◎主な構成部材の種別は(押し形、製品幅 mm、呼称板厚 mm)とする。</p> <p>◎本体の表面処理は(種)とする。 付属部品の表面処理は、主材料製造所の仕様による。</p> <p>◎既存笠木は撤去(する・しない)。 下地の補修工法は となる。</p> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 <math>V_0=( )m/s</math> 地表面粗度区分 ( I・II・III・IV ) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表( )</p> <p>◎屋上階改修部分については、漏水試験を行う。</p> <p>◎防水工事後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による ( 3・5・7・10 )年間の防水工事性能保証書を提出すること。 ※該当箇所：ハイサイドライト屋根</p>	記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験	SR-1	1成分シリコン系						SR-2	2成分シリコン系						PS-2	ポリファルサイド系						MS-2	変成シリコン		※1	新設	20×10 15×10 10×10	簡易接着性試験	PU-2	ポリウレタン系		誘発目地	新設	15×10	簡易接着性試験
記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験																																					
SR-1	1成分シリコン系																																										
SR-2	2成分シリコン系																																										
PS-2	ポリファルサイド系																																										
MS-2	変成シリコン		※1	新設	20×10 15×10 10×10	簡易接着性試験																																					
PU-2	ポリウレタン系		誘発目地	新設	15×10	簡易接着性試験																																					
12. アルミニウム製笠木																																											
13. 漏水試験																																											
14. 防水保証																																											

項目	特記事項																																																
9章 外壁改修工事																																																	
1. 外壁改修の施工数量及び調査方法	<p>◎当工事の積算計上数量は、1階部分の調査数量を調査し、全体数量との面積比率により算定した数量の・・・70%を計上している。</p> <p>◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、県単価で行う)</p> <p>◎外部足場設置後、施工数量調査を行う。</p> <p>◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。</p>																																																
2. 外壁改修工法の種類及び材料	<p>◎コンクリート打ち直し仕上げ外壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> <th>浮き部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法</td> <td>工法： 注入量： ml/本 注入間隔： エポキシ樹脂：</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Uカットシール材 充填工法</td> <td>材料： シーリング材：</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シール工法 充填工法</td> <td>材料：</td> <td>材料：</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎モルタル塗仕上げ外壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> <th>浮き部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法</td> <td>工法： 注入量： ml/本 注入間隔： エポキシ樹脂：</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Uカットシール材 充填工法</td> <td>材料： シーリング材：</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シール工法 充填工法</td> <td>材料：</td> <td>材料： 塗厚： 塗厚による 補強の有無： 仕上げ種類：</td> <td>材料： 塗厚： 塗厚による 補強の有無： 仕上げ種類：</td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注 入工法</td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂： 充填量： ml/本 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2</td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注 入工法</td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂： 注入量： ml/本 注入口： 個/m2 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2</td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 全面ポリマーセメン トスラリー注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>注入量： ml/本 注入口： 個/m2 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2</td> </tr> <tr> <td>注入口付アンカー ピンニング部分エポキ シ樹脂注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂： 充填量： ml/本 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2</td> </tr> </tbody> </table>	工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部	樹脂注入工法	工法： 注入量： ml/本 注入間隔： エポキシ樹脂：			Uカットシール材 充填工法	材料： シーリング材：			シール工法 充填工法	材料：	材料：		工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部	樹脂注入工法	工法： 注入量： ml/本 注入間隔： エポキシ樹脂：			Uカットシール材 充填工法	材料： シーリング材：			シール工法 充填工法	材料：	材料： 塗厚： 塗厚による 補強の有無： 仕上げ種類：	材料： 塗厚： 塗厚による 補強の有無： 仕上げ種類：	アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注 入工法			エポキシ樹脂： 充填量： ml/本 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2	アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注 入工法			エポキシ樹脂： 注入量： ml/本 注入口： 個/m2 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2	アンカーピンニング 全面ポリマーセメン トスラリー注入工法			注入量： ml/本 注入口： 個/m2 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2	注入口付アンカー ピンニング部分エポキ シ樹脂注入工法			エポキシ樹脂： 充填量： ml/本 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2
工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部																																														
樹脂注入工法	工法： 注入量： ml/本 注入間隔： エポキシ樹脂：																																																
Uカットシール材 充填工法	材料： シーリング材：																																																
シール工法 充填工法	材料：	材料：																																															
工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部																																														
樹脂注入工法	工法： 注入量： ml/本 注入間隔： エポキシ樹脂：																																																
Uカットシール材 充填工法	材料： シーリング材：																																																
シール工法 充填工法	材料：	材料： 塗厚： 塗厚による 補強の有無： 仕上げ種類：	材料： 塗厚： 塗厚による 補強の有無： 仕上げ種類：																																														
アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注 入工法			エポキシ樹脂： 充填量： ml/本 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2																																														
アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注 入工法			エポキシ樹脂： 注入量： ml/本 注入口： 個/m2 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2																																														
アンカーピンニング 全面ポリマーセメン トスラリー注入工法			注入量： ml/本 注入口： 個/m2 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2																																														
注入口付アンカー ピンニング部分エポキ シ樹脂注入工法			エポキシ樹脂： 充填量： ml/本 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2																																														

項目	特記事項																																																																																		
注入口付アンカー ピンニング全面エポキ シ樹脂注入工法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> <th>浮き部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エポキシ樹脂： 注入量： ml/本 注入口： 個/m2 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎タイル張り仕上げ外壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> <th>浮き部</th> <th>目地部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法</td> <td>工法： 注入量： ml/本 注入間隔： エポキシ樹脂：</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Uカットシール材 充填工法</td> <td>材料： シーリング材：</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイル部分 張替工法</td> <td></td> <td>接着剤：</td> <td>接着剤：</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイル張替工法</td> <td></td> <td>工法：</td> <td>接着剤：</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注 入工法</td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂： 充填量： ml/本 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注 入工法</td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂： 注入量： ml/本 注入口： 個/m2 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 全面ポリマーセメン トスラリー注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>注入量： ml/本 注入口： 個/m2 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注入口付アンカー ピンニング部分エポキ シ樹脂注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂： 充填量： ml/本 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注入口付アンカー ピンニング全面エポキ シ樹脂注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂： 注入量： ml/本 注入口： 個/m2 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注入口付アンカー ピンニング全面 ポリマーセメント スラリー注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>注入量： ml/本 注入口： 個/m2 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注入口付アンカー ピンニングエポキ シ樹脂注入タイル 固定工法</td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂： 充填量： ml/本 ピン本数：</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目地ひび割れ部改修 工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伸縮調整目地改修 工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎接着剤、エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。</p>	工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部	エポキシ樹脂： 注入量： ml/本 注入口： 個/m2 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2				エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。				工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部	目地部	樹脂注入工法	工法： 注入量： ml/本 注入間隔： エポキシ樹脂：				Uカットシール材 充填工法	材料： シーリング材：				タイル部分 張替工法		接着剤：	接着剤：		タイル張替工法		工法：	接着剤：		アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注 入工法			エポキシ樹脂： 充填量： ml/本 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2		アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注 入工法			エポキシ樹脂： 注入量： ml/本 注入口： 個/m2 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2		アンカーピンニング 全面ポリマーセメン トスラリー注入工法			注入量： ml/本 注入口： 個/m2 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2		注入口付アンカー ピンニング部分エポキ シ樹脂注入工法			エポキシ樹脂： 充填量： ml/本 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2		注入口付アンカー ピンニング全面エポキ シ樹脂注入工法			エポキシ樹脂： 注入量： ml/本 注入口： 個/m2 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2		注入口付アンカー ピンニング全面 ポリマーセメント スラリー注入工法			注入量： ml/本 注入口： 個/m2 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2		注入口付アンカー ピンニングエポキ シ樹脂注入タイル 固定工法			エポキシ樹脂： 充填量： ml/本 ピン本数：		目地ひび割れ部改修 工法					伸縮調整目地改修 工法				
工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部																																																																																
エポキシ樹脂： 注入量： ml/本 注入口： 個/m2 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2																																																																																			
エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。																																																																																			
工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部	目地部																																																																															
樹脂注入工法	工法： 注入量： ml/本 注入間隔： エポキシ樹脂：																																																																																		
Uカットシール材 充填工法	材料： シーリング材：																																																																																		
タイル部分 張替工法		接着剤：	接着剤：																																																																																
タイル張替工法		工法：	接着剤：																																																																																
アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注 入工法			エポキシ樹脂： 充填量： ml/本 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2																																																																																
アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注 入工法			エポキシ樹脂： 注入量： ml/本 注入口： 個/m2 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2																																																																																
アンカーピンニング 全面ポリマーセメン トスラリー注入工法			注入量： ml/本 注入口： 個/m2 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2																																																																																
注入口付アンカー ピンニング部分エポキ シ樹脂注入工法			エポキシ樹脂： 充填量： ml/本 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2																																																																																
注入口付アンカー ピンニング全面エポキ シ樹脂注入工法			エポキシ樹脂： 注入量： ml/本 注入口： 個/m2 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2																																																																																
注入口付アンカー ピンニング全面 ポリマーセメント スラリー注入工法			注入量： ml/本 注入口： 個/m2 ピン本数 一般： 本/m2 指定： 本/m2																																																																																
注入口付アンカー ピンニングエポキ シ樹脂注入タイル 固定工法			エポキシ樹脂： 充填量： ml/本 ピン本数：																																																																																
目地ひび割れ部改修 工法																																																																																			
伸縮調整目地改修 工法																																																																																			

徳島県県土整備部営繕課	<p>工事名 R3営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖洲1 改修工事建築(1)</p> <p>図面名 特記仕様書(10)</p>	<p>図面番号 A011</p> <p>縮尺 N.S.</p>	<p>ジオ・グラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体 代表構成員 ジョーグラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所 一級建築士事務所大阪府知事登録第(口)24761号 一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹</p>
-------------	--	---	--

項目	特記事項																																																																																																																																																																			
3. 塗り仕上げ外壁改修工事	<p>◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。</p> <p>◎下地処理（下地のひび割れ部の補修）は、 2. 外壁改修工法の種類と材料 による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>既存塗膜の除去及び下地調整の工法</th> <th>下地仕上</th> <th>下地調整</th> <th>仕上形状</th> <th>工法</th> <th>防火認定</th> <th>上塗材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">薄付け 仕上塗材 JIS A 6909</td> <td>外装薄塗材Si</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可とう形 外装薄塗材Si</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外装薄塗材E</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可とう形 外装薄塗材E</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防水形 外装薄塗材E</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">厚付け 仕上塗材 JIS A 6909</td> <td>外装厚塗材C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外装厚塗材E</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外装厚塗材Si</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複層塗材CE</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可とう形 複層塗材CE</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">複層 仕上塗材 JIS A 6909</td> <td>複層塗材E</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複層塗材S</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複層塗材RS</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複層塗材RE</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防水形 複層塗材CE</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防水形 複層塗材E</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防水形 複層塗材RE</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可とう形 改修用仕上 塗材</td> <td>可とう形 改修塗材E</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>可とう形 改修塗材RE</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>可とう形 改修塗材CE</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎マステック塗材塗り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>凸部処理</th> <th>仕上材塗</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎施工業者は、全国マステック事業協同組合連合会が実施する検定試験に合格した者がいる業者とする。</p> <p>◎施工後、施工を監督員の指示する場所に取り付けること。</p>	種類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材	薄付け 仕上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材Si							可とう形 外装薄塗材Si							外装薄塗材E							可とう形 外装薄塗材E							防水形 外装薄塗材E							厚付け 仕上塗材 JIS A 6909	外装厚塗材C							外装厚塗材E							外装厚塗材Si							複層塗材CE							可とう形 複層塗材CE							複層 仕上塗材 JIS A 6909	複層塗材E							複層塗材S							複層塗材RS							複層塗材RE							防水形 複層塗材CE							防水形 複層塗材E							防水形 複層塗材RE							可とう形 改修用仕上 塗材	可とう形 改修塗材E							可とう形 改修塗材RE							可とう形 改修塗材CE						区分	種別	下地調整	凸部処理	仕上材塗	備考						
種類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材																																																																																																																																																													
薄付け 仕上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材Si																																																																																																																																																																			
	可とう形 外装薄塗材Si																																																																																																																																																																			
	外装薄塗材E																																																																																																																																																																			
	可とう形 外装薄塗材E																																																																																																																																																																			
	防水形 外装薄塗材E																																																																																																																																																																			
厚付け 仕上塗材 JIS A 6909	外装厚塗材C																																																																																																																																																																			
	外装厚塗材E																																																																																																																																																																			
	外装厚塗材Si																																																																																																																																																																			
	複層塗材CE																																																																																																																																																																			
	可とう形 複層塗材CE																																																																																																																																																																			
複層 仕上塗材 JIS A 6909	複層塗材E																																																																																																																																																																			
	複層塗材S																																																																																																																																																																			
	複層塗材RS																																																																																																																																																																			
	複層塗材RE																																																																																																																																																																			
	防水形 複層塗材CE																																																																																																																																																																			
	防水形 複層塗材E																																																																																																																																																																			
	防水形 複層塗材RE																																																																																																																																																																			
	可とう形 改修用仕上 塗材	可とう形 改修塗材E																																																																																																																																																																		
		可とう形 改修塗材RE																																																																																																																																																																		
		可とう形 改修塗材CE																																																																																																																																																																		
区分	種別	下地調整	凸部処理	仕上材塗	備考																																																																																																																																																															

項目	特記事項																																																																																				
10章 建具改修工事																																																																																					
1. 一般事項	<p>◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46・年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。</p> <p>◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。</p> <p>◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。</p> <p>◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等が有れば、監督員と協議すること。</p> <p>◎防犯建物部品の適用は、建具表による。</p> <p>◎防火戸の指定は建具表による。</p> <p>◎建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。</p> <p>◎既存建具枠撤去箇所については、撤去面の補修も行うこと。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>かぶせ工法</th> <th>撤去工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>撤去の範囲</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>既存建具の種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新設建具の種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建具周囲の補修工法及び範囲</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シーリングの種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>サッシアンカー</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>養生範囲</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎詳細については建具表、建具キープランにて図示する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠の見込寸法</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B種</td> <td>S-5</td> <td>A-3</td> <td>W-4</td> <td>70</td> <td>パザイドライト</td> <td>BB-2</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎その他詳細については建具表、建具配置図にて図示する。</p> <p>◎防虫網の材質(ステンレス製(SUS316)) ガラス繊維入り合成樹脂製・合成樹脂製)</p> <p>◎建具には製作者名を表示すること。</p> <p>◎結露水の処理方法は図示による。</p> <p>◎既存枠へ新規に建具を取り付ける場合は、原則として小ねじどめとし、とめ付け間隔は、両端を押さえて、中間は400mm以下とする。やむを得ず溶接どめとする場合は、監督員と協議し、溶接部分には鉛酸カルシウムさび止めペイント(JIS K 5629)を1回塗りする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠の見込寸法</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎詳細については建具表、建具キープランにて図示する。</p> <p>◎防虫網の材質(ステンレス製(SUS316)) ガラス繊維入り合成樹脂製・合成樹脂製)</p> <p>◎防鳥網の材質は、ステンレス(SUS304)線材、線径1.5mm、ピッチ15mmとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> <th>面内変形追従性</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎詳細については建具表、建具キープランにて図示する。</p> <p>◎防火戸の指定及び鋼板の厚さは、建具表による。</p> <p>◎鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。</p> <p>◎簡易気密型ドアセットの機密性、水密性は建具表による。</p> <p>◎鋼板類の厚さは、建具表による。</p> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>気密性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> <th>面内変形追従性</th> <th>使用箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎詳細については建具表、建具キープランにて図示する。</p> <p>◎鋼板類の厚さは、建具表による。</p> <p>◎簡易気密型ドアセットの機密性、水密性は建具表による。</p> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>表面の仕上げ</th> <th>曲げ加工の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼板等：</td> <td>普通曲げ・角出し曲げ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎簡易気密型ドアセットの機密性、水密性は建具表による。</p> <p>◎建具材の含水率の種別は、(A・B・C)種とする。</p> <p>◎見込み寸法は、建具表にて図示する。</p>	区分	かぶせ工法	撤去工法	撤去の範囲			既存建具の種類			新設建具の種類			建具周囲の補修工法及び範囲			シーリングの種類			サッシアンカー			養生範囲			種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理	B種	S-5	A-3	W-4	70	パザイドライト	BB-2	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理								耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追従性	使用箇所	表面処理									気密性	遮音性	断熱性	面内変形追従性	使用箇所	備考							表面の仕上げ	曲げ加工の方法	鋼板等：	普通曲げ・角出し曲げ
区分	かぶせ工法	撤去工法																																																																																			
撤去の範囲																																																																																					
既存建具の種類																																																																																					
新設建具の種類																																																																																					
建具周囲の補修工法及び範囲																																																																																					
シーリングの種類																																																																																					
サッシアンカー																																																																																					
養生範囲																																																																																					
種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理																																																																															
B種	S-5	A-3	W-4	70	パザイドライト	BB-2																																																																															
種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理																																																																															
耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追従性	使用箇所	表面処理																																																																														
気密性	遮音性	断熱性	面内変形追従性	使用箇所	備考																																																																																
表面の仕上げ	曲げ加工の方法																																																																																				
鋼板等：	普通曲げ・角出し曲げ																																																																																				
2. 改修工法等																																																																																					
3. アルミニウム製建具																																																																																					
4. 樹脂製建具																																																																																					
5. 鋼製建具																																																																																					
6. 鋼製軽量建具																																																																																					
7. ステンレス製建具																																																																																					
8. 木製建具																																																																																					

項目	特記事項																		
8. 木製建具	<p>◎フラッシュ戸の表面材の合板の品質について、ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のフラッシュ戸を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。その他は、標仕16. 7. 2(2)(3)(b)(c)による。</p> <p>◎詳細については建具表、建具キープランにて図示する。</p> <p>◎かまち戸のかまち及び鏡板の材質は、( )とする。</p> <p>◎ふすまの上張り材は、(鳥の子・新鳥の子・ビニル紙)とする。</p> <p>◎ふすまの縁の仕上げは、(塗り縁・生地縁(素地)・生地縁(ウレタンクリアー塗装))とする。</p> <p>◎枠及びくつずりの材料は、( )とする。</p> <p>◎建物内部の木製建具に使用するホルムアルデヒド水溶液を用いた造作用、壁紙施工用及び建具用でん粉系接着剤のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のでん粉系接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>																		
9. 建具用金物	<p>◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5. 7. 11による。</p> <p>◎金属製建具に使用する丁番は改標仕表5. 7. 21による。</p> <p>◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。</p> <p>◎樹脂製建具に使用する丁番は、改標仕表5. 7. 31による。</p> <p>◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレスト等の取付け位置は図示による。</p> <p>◎一部建具に関する特殊な納まり等については、別途詳細図にて図示する。</p> <p>◎マスターキーは、製作する組数、鍵の数量について、発注者と協議を行うこと。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>西側エントランス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駆動方式</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>センサー</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>ドア開閉装置の種類</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>ドアの開閉方式</td> <td>2重引戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p>	設置場所	西側エントランス	駆動方式	*	センサー	*	ドア開閉装置の種類	*	ドアの開閉方式	2重引戸								
設置場所	西側エントランス																		
駆動方式	*																		
センサー	*																		
ドア開閉装置の種類	*																		
ドアの開閉方式	2重引戸																		
10. 自動ドア開閉																			
11. 自閉式上吊り引戸装置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>評価名簿による。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用戸の総質量(kg)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手動開き力(N)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手動閉じ力(N)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉じ速度の調整</td> <td></td> </tr> <tr> <td>制動区間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開閉繰り返し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐衝撃性</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p>	設置場所	評価名簿による。	適用戸の総質量(kg)		手動開き力(N)		手動閉じ力(N)		閉じ速度の調整		制動区間		開閉繰り返し		耐衝撃性			
設置場所	評価名簿による。																		
適用戸の総質量(kg)																			
手動開き力(N)																			
手動閉じ力(N)																			
閉じ速度の調整																			
制動区間																			
開閉繰り返し																			
耐衝撃性																			
12. 重量シャッター	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>建具キープランにて図示する。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度</td> <td>耐風圧強度</td> </tr> <tr> <td>シャッターの種類</td> <td>・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター ○屋内用防火シャッター ○防煙シャッター</td> </tr> <tr> <td>開閉機能</td> <td>・上部電動式(手動併用) ・上部手動式</td> </tr> <tr> <td>安全装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シャッターケース仕様</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p>	設置場所	建具キープランにて図示する。	強度	耐風圧強度	シャッターの種類	・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター ○屋内用防火シャッター ○防煙シャッター	開閉機能	・上部電動式(手動併用) ・上部手動式	安全装置		シャッターケース仕様							
設置場所	建具キープランにて図示する。																		
強度	耐風圧強度																		
シャッターの種類	・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター ○屋内用防火シャッター ○防煙シャッター																		
開閉機能	・上部電動式(手動併用) ・上部手動式																		
安全装置																			
シャッターケース仕様																			
13. 軽量シャッター	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>評価名簿による。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度</td> <td>耐風圧強度</td> </tr> <tr> <td>開閉装置</td> <td>・上部電動式(手動併用) ・手動式</td> </tr> <tr> <td>安全装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スラット仕様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シャッターケース仕様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガイドレール仕様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中柱の補強</td> <td></td> </tr> <tr> <td>座板</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p>	設置場所	評価名簿による。	強度	耐風圧強度	開閉装置	・上部電動式(手動併用) ・手動式	安全装置		スラット仕様		シャッターケース仕様		ガイドレール仕様		中柱の補強		座板	
設置場所	評価名簿による。																		
強度	耐風圧強度																		
開閉装置	・上部電動式(手動併用) ・手動式																		
安全装置																			
スラット仕様																			
シャッターケース仕様																			
ガイドレール仕様																			
中柱の補強																			
座板																			

徳島県県土整備部営繕課	<p><b>工事名</b></p> <p>R3営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖洲1 改修工事建築(1)</p>	<p><b>図面番号</b></p> <p>A012</p>	<p>ジオ・グラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体 代表構成員 ジオ・グラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所 一級建築士事務所大阪府知事登録第(口)24761号 一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹</p>
	<p><b>図面名</b></p> <p>特記仕様書(11)</p>	<p><b>縮尺</b></p> <p>N. S.</p>	

項目	特記事項																																																								
13. オーバーヘッドドア	<p>◎耐風圧性能は、JIS A 4715により、その区分は( )とする。</p> <table border="1"> <tr><td>使用箇所</td><td></td></tr> <tr><td>セクション材料</td><td>・ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバークラスタイプ</td></tr> <tr><td>開閉機能</td><td>・ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式</td></tr> <tr><td>収納形式による種類</td><td>・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形</td></tr> <tr><td>ガイドレールの材質・厚さ</td><td>・ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板 (厚さ含む)</td></tr> </table> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎板ガラス： 建具表にて図示する。</p> <table border="1"> <tr><th>種類</th><th>品 種</th><th>厚 さ</th><th>備 考</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>◎外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。</p> <p>◎ガラス留め材の種類</p> <table border="1"> <tr><th>建具の種類</th><th>材 種</th><th>ガラス溝の大きさ</th></tr> <tr><td>鋼 製</td><td></td><td>建具製造所の仕様による。</td></tr> <tr><td>アルミニウム製</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ステンレス製・</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>木 製</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>樹 脂 製</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>◎防火設備のガラスとめ材は、防火設備認定品とする。</p> <p>ガラスブロック積み</p> <table border="1"> <tr><th>表面形状</th><th>呼び寸法</th><th>厚さ</th><th>骨の材質・寸法、形状</th><th>目地幅の寸法</th><th>伸縮目地の位置</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>◎目地部の骨の補強方法は、ガラスブロック製造所の仕様による。</p> <p>◎壁用金属枠及び補強材を( 設ける ・ 設けない )、 形状は、図示による。</p> <p>◎化粧目地モルタルの色( )</p> <p>◎シーリング材は、改標仕 表3.7.11による。</p> <p>◎金属製化粧カバーの材質は、( )製とし、寸法、形状は、図示による。</p> <p>◎工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。</p>	使用箇所		セクション材料	・ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバークラスタイプ	開閉機能	・ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式	収納形式による種類	・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形	ガイドレールの材質・厚さ	・ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板 (厚さ含む)	種類	品 種	厚 さ	備 考													建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ	鋼 製		建具製造所の仕様による。	アルミニウム製			ステンレス製・			木 製			樹 脂 製			表面形状	呼び寸法	厚さ	骨の材質・寸法、形状	目地幅の寸法	伸縮目地の位置						
使用箇所																																																									
セクション材料	・ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバークラスタイプ																																																								
開閉機能	・ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式																																																								
収納形式による種類	・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形																																																								
ガイドレールの材質・厚さ	・ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板 (厚さ含む)																																																								
種類	品 種	厚 さ	備 考																																																						
建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ																																																							
鋼 製		建具製造所の仕様による。																																																							
アルミニウム製																																																									
ステンレス製・																																																									
木 製																																																									
樹 脂 製																																																									
表面形状	呼び寸法	厚さ	骨の材質・寸法、形状	目地幅の寸法	伸縮目地の位置																																																				
14. ガラス	<p>◎ガラス用フィルム</p> <table border="1"> <tr><th>名 称</th><th>種 類</th><th>箇 所</th><th>張り面</th></tr> <tr><td>ガラス飛散防止フィルム</td><td>第2種</td><td>既存屋上トップライト</td><td>外張り</td></tr> <tr><td>ガラス飛散防止フィルム</td><td>第2種</td><td>建具表による</td><td>内張り</td></tr> </table> <p>◎品質はJIS A 5759Iによる。</p>	名 称	種 類	箇 所	張り面	ガラス飛散防止フィルム	第2種	既存屋上トップライト	外張り	ガラス飛散防止フィルム	第2種	建具表による	内張り																																												
名 称	種 類	箇 所	張り面																																																						
ガラス飛散防止フィルム	第2種	既存屋上トップライト	外張り																																																						
ガラス飛散防止フィルム	第2種	建具表による	内張り																																																						
15. ガラス用フィルム	<p>◎耐風圧性能として、JIS等級S-6同等の仕様とすること。 ※適用箇所： ハイサイドライト建具</p>																																																								
16. 窓サッシ枠																																																									

11章 内装改修工事																																																																																																												
項目	特記事項																																																																																																											
1. 一般事項	<p>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎仕上げ材撤去面は、入念なケレン等下地調整を行うこと。</p> <p>◎今回工事にて、建築に不要となる盤や付属品等の撤去は適宜行うこと。</p> <p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。</p> <p>①床改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(1)参照</li> </ul> <table border="1"> <tr><th>種 類</th><th>撤去工法</th><th>撤去範囲</th><th>備 考</th></tr> <tr><td>ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル</td><td>改標仕6.2.2(1)(ア)による</td><td>全面・一部(図示)</td><td></td></tr> <tr><td>合成樹脂塗床</td><td>機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)</td><td>同 上</td><td>部分的な不良箇所に対する指示を記入。 また、木床組の場合、撤去範囲を記入</td></tr> <tr><td>フロ어링張床</td><td>改標仕6.2.2(1)(ウ)</td><td>同 上</td><td></td></tr> <tr><td>床タイル</td><td>改標仕6.2.2(1)(エ)</td><td>同 上</td><td></td></tr> <tr><td>床組</td><td>改標仕6.2.2(1)(オ)</td><td>同 上</td><td></td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照</li> </ul> <table border="1"> <tr><th>下地の状況</th><th>下地処理方法</th><th>備 考 欄</th></tr> <tr><td>凹凸部処理</td><td>サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル</td><td>合成樹脂床の場合</td></tr> <tr><td>欠損部 下地モルタル撤去部</td><td>モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃</td><td>塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びメロ等の補修</td></tr> </table> <p>◎改修後の床は全面清掃する。</p> <p>◎RCスラブ撤去箇所については、コンクリート撤去の後、フットスラブ 小口をケレン等で成形すること。</p> <p>②壁改修 ※下記機械は床撤去時にも使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照</li> <li>・間仕切り壁撤去到り構造体の補修 モルタル塗り ※施工場所は図示による。 塗り厚25mm超の場合の補修を (行う)・行わない)</li> </ul> <table border="1"> <tr><th>機械等の区分</th><th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th></tr> <tr><td>油圧クラッシュ使用</td><td></td></tr> <tr><td>ダイヤモンドカッター使用</td><td>解体撤去工事図にて図示する。</td></tr> <tr><td>ハンドブレーカー使用</td><td>解体撤去工事図にて図示する。</td></tr> <tr><td>アグレッションウォータージェット使用</td><td></td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2(2)、(3)及び(4)参照</li> </ul> <table border="1"> <tr><th>撤 去 区 分</th><th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th></tr> <tr><td>壁下地を含む全面 ボード面まで</td><td>解体撤去工事図にて図示する。</td></tr> <tr><td>ボード面を残し仕上げのみ</td><td></td></tr> </table> <p>③天井改修 改標仕6.4.2参照</p> <table border="1"> <tr><th>撤 去 区 分</th><th>既存壁取合の補修範囲及び内容</th></tr> <tr><td>天井下地を含む全面 ボード面まで</td><td>解体撤去工事図にて図示する。</td></tr> <tr><td>ボード面を残し仕上げのみ</td><td>照明器具等による補強が必要な場合は、その内容も留意。</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存天井面に直接新たな仕上げ材を張付ける。</li> <li>・既存天井塗装仕上げ面を塗替を行う。</li> </ul> <p>◎工事現場搬入時の含水率は( A ・ B )種とする。</p> <p>◎木材の品質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K 1570 (木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に適合したものとする。)、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施されているもの又は認証木材建材(AQマーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。</li> <li>・樹種及び等級</li> </ul> <table border="1"> <tr><th>施工箇所</th><th>樹 種</th><th>寸法・</th><th>材料の等級</th><th>形状・</th><th>表面の仕上げ</th><th>含水率</th><th>備 考</th></tr> <tr><td rowspan="4">下 地 材</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">造 作 材</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>A・B・C</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>A・B・C</td><td></td><td></td></tr> </table>	種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考	ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)		合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同 上	部分的な不良箇所に対する指示を記入。 また、木床組の場合、撤去範囲を記入	フロ어링張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同 上		床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	同 上		床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同 上		下地の状況	下地処理方法	備 考 欄	凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合	欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びメロ等の補修	機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	油圧クラッシュ使用		ダイヤモンドカッター使用	解体撤去工事図にて図示する。	ハンドブレーカー使用	解体撤去工事図にて図示する。	アグレッションウォータージェット使用		撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	壁下地を含む全面 ボード面まで	解体撤去工事図にて図示する。	ボード面を残し仕上げのみ		撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容	天井下地を含む全面 ボード面まで	解体撤去工事図にて図示する。	ボード面を残し仕上げのみ	照明器具等による補強が必要な場合は、その内容も留意。	施工箇所	樹 種	寸法・	材料の等級	形状・	表面の仕上げ	含水率	備 考	下 地 材																													造 作 材					A・B・C							A・B・C		
種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考																																																																																																									
ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)																																																																																																										
合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同 上	部分的な不良箇所に対する指示を記入。 また、木床組の場合、撤去範囲を記入																																																																																																									
フロ어링張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同 上																																																																																																										
床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	同 上																																																																																																										
床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同 上																																																																																																										
下地の状況	下地処理方法	備 考 欄																																																																																																										
凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合																																																																																																										
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びメロ等の補修																																																																																																										
機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																																																																											
油圧クラッシュ使用																																																																																																												
ダイヤモンドカッター使用	解体撤去工事図にて図示する。																																																																																																											
ハンドブレーカー使用	解体撤去工事図にて図示する。																																																																																																											
アグレッションウォータージェット使用																																																																																																												
撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																																																																											
壁下地を含む全面 ボード面まで	解体撤去工事図にて図示する。																																																																																																											
ボード面を残し仕上げのみ																																																																																																												
撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容																																																																																																											
天井下地を含む全面 ボード面まで	解体撤去工事図にて図示する。																																																																																																											
ボード面を残し仕上げのみ	照明器具等による補強が必要な場合は、その内容も留意。																																																																																																											
施工箇所	樹 種	寸法・	材料の等級	形状・	表面の仕上げ	含水率	備 考																																																																																																					
下 地 材																																																																																																												
造 作 材					A・B・C																																																																																																							
					A・B・C																																																																																																							
3. 木工事																																																																																																												
4. 製材																																																																																																												

項目	特記事項																																																																																																																								
3. 造作用集成材等	<p>ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の集成材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎「集成材の日本農林規格」による造作用集成材</p> <table border="1"> <tr><th>施工箇所</th><th>樹種</th><th>寸法(mm)</th><th>見付け材面の等級</th><th>備考</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>◎意匠図にて図示する。</p> <p>「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材</p> <table border="1"> <tr><th>施工箇所</th><th>化粧薄板の樹種</th><th>芯材の樹種</th><th>寸法(mm)</th><th>化粧薄板の厚さ(mm)</th><th>見付け材面の等級</th><th>備考</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成材</p> <table border="1"> <tr><th>施工箇所</th><th>化粧薄板の樹種</th><th>芯材の樹種</th><th>寸法(mm)</th><th>化粧薄板の厚さ(mm)</th><th>備 考</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>◎「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材</p> <table border="1"> <tr><th>施工箇所</th><th>樹種</th><th>寸法(mm)</th><th>見付け材面の品質</th><th>含水率</th><th>備 考</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>◎意匠図にて図示する。</p> <p>「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材</p> <table border="1"> <tr><th>施工箇所</th><th>化粧薄板の樹種</th><th>芯材の樹種</th><th>寸法(mm)</th><th>化粧薄板の厚さ(mm)</th><th>見付け材面の品質</th><th>含水率</th><th>備考</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成材</p> <table border="1"> <tr><th>施工箇所</th><th>化粧薄板の樹種</th><th>芯材の樹種</th><th>寸法(mm)</th><th>化粧薄板の厚さ(mm)</th><th>見付け材面の品質</th><th>含水率</th><th>備考</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の等級	備考											施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の等級	備考															施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	備 考													施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率	備 考													施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	備考																	施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	備考																
施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の等級	備考																																																																																																																					
施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の等級	備考																																																																																																																			
施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	備 考																																																																																																																				
施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率	備 考																																																																																																																				
施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	備考																																																																																																																		
施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	備考																																																																																																																		

徳島県県土整備部営繕課		<p>工事名 R3営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖洲1 改修工事建築(1)</p> <p>図面名 特記仕様書(12)</p>	<p>図面番号 A013</p> <p>縮尺 N.S.</p>	<p>ジオグラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体 代表構成員 ジオグラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所 一級建築士事務所大阪府知事登録第(口)24761号 一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹</p>
-------------	--	--	---	--

項目	特記事項																																																																																																
4. 造作用単板積層材	<p>◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆の造作用単板積層材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>防虫処理</th> <th>表面の化粧加工</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎「単板積層材の日本農林規格」以外による造作用単板積層材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>防虫処理</th> <th>表面の品質</th> <th>含水率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	厚さ(mm)	防虫処理	表面の化粧加工	備考											施工箇所	厚さ(mm)	防虫処理	表面の品質	含水率	備考																																																																											
施工箇所	厚さ(mm)	防虫処理	表面の化粧加工	備考																																																																																													
施工箇所	厚さ(mm)	防虫処理	表面の品質	含水率	備考																																																																																												
5. 床張り用合板等	<p>◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆の普通合板等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎普通合板</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>表板の樹種名</th> <th>接着の程度</th> <th>板面の品質</th> <th>防虫処理</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎意匠図にて図示する。</p> <p>◎構造用合板</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>等級</th> <th>表板の樹種名</th> <th>接着の程度</th> <th>板面の品質</th> <th>有効断面係数比</th> <th>防虫処理</th> <th>強度等級</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎意匠図にて図示する。</p> <p>◎パーティクルボード</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>表裏面の状態による区分</th> <th>曲げ強さによる区分</th> <th>接着剤による区分</th> <th>難燃性による区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎意匠図にて図示する。</p> <p>◎構造用パネル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>等級</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎意匠図にて図示する。</p> <p>◎下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。</p> <p>◎木ねじはJIS B 1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする。</p> <p>◎かすがい、座金、箱金物、短ざく金物等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として、日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。</p> <p>◎防腐処理に用いる木材保存剤は人体への安全性及び環境について配慮した表面処理用木材保存剤((社)日本木材保存協会の認定薬剤等とする。)とし、2回塗りとする。</p> <p>◎防蟻処理は、(社)日本木材保存協会及び(社)日本しろあり対策協会の認定品とし、2回塗り又は吹き付けとし、次の表の箇所及び部分に行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防蟻処理の施工箇所及び施工部分の名称</th> <th>塗り面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土台、火打土台、大引き、1階根太受け、大引き・根太受け床束等</td> <td>全面</td> </tr> <tr> <td>大壁造りの土台上端より、1m以内の部分にある柱、間柱、筋違、窓台等</td> <td>全面</td> </tr> <tr> <td>真壁造りの土台上端より、30cm以内の部分にある柱、間柱、筋違等</td> <td>全面</td> </tr> <tr> <td>土台上端より、1m以内の部分にあるモルタル塗ラス張り下地板</td> <td>全面</td> </tr> <tr> <td>1階窓台等</td> <td>全面</td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	厚さ(mm)	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	備考															施工箇所	厚さ(mm)	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	備考																					施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	備考															施工箇所	厚さ(mm)	等級	備考									防蟻処理の施工箇所及び施工部分の名称	塗り面	土台、火打土台、大引き、1階根太受け、大引き・根太受け床束等	全面	大壁造りの土台上端より、1m以内の部分にある柱、間柱、筋違、窓台等	全面	真壁造りの土台上端より、30cm以内の部分にある柱、間柱、筋違等	全面	土台上端より、1m以内の部分にあるモルタル塗ラス張り下地板	全面	1階窓台等	全面
施工箇所	厚さ(mm)	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	備考																																																																																											
施工箇所	厚さ(mm)	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	備考																																																																																								
施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	備考																																																																																											
施工箇所	厚さ(mm)	等級	備考																																																																																														
防蟻処理の施工箇所及び施工部分の名称	塗り面																																																																																																
土台、火打土台、大引き、1階根太受け、大引き・根太受け床束等	全面																																																																																																
大壁造りの土台上端より、1m以内の部分にある柱、間柱、筋違、窓台等	全面																																																																																																
真壁造りの土台上端より、30cm以内の部分にある柱、間柱、筋違等	全面																																																																																																
土台上端より、1m以内の部分にあるモルタル塗ラス張り下地板	全面																																																																																																
1階窓台等	全面																																																																																																
6. 諸金物	<p>◎木ねじはJIS B 1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする。</p> <p>◎かすがい、座金、箱金物、短ざく金物等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として、日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。</p> <p>◎防腐処理に用いる木材保存剤は人体への安全性及び環境について配慮した表面処理用木材保存剤((社)日本木材保存協会の認定薬剤等とする。)とし、2回塗りとする。</p> <p>◎防蟻処理は、(社)日本木材保存協会及び(社)日本しろあり対策協会の認定品とし、2回塗り又は吹き付けとし、次の表の箇所及び部分に行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防蟻処理の施工箇所及び施工部分の名称</th> <th>塗り面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土台、火打土台、大引き、1階根太受け、大引き・根太受け床束等</td> <td>全面</td> </tr> <tr> <td>大壁造りの土台上端より、1m以内の部分にある柱、間柱、筋違、窓台等</td> <td>全面</td> </tr> <tr> <td>真壁造りの土台上端より、30cm以内の部分にある柱、間柱、筋違等</td> <td>全面</td> </tr> <tr> <td>土台上端より、1m以内の部分にあるモルタル塗ラス張り下地板</td> <td>全面</td> </tr> <tr> <td>1階窓台等</td> <td>全面</td> </tr> </tbody> </table>	防蟻処理の施工箇所及び施工部分の名称	塗り面	土台、火打土台、大引き、1階根太受け、大引き・根太受け床束等	全面	大壁造りの土台上端より、1m以内の部分にある柱、間柱、筋違、窓台等	全面	真壁造りの土台上端より、30cm以内の部分にある柱、間柱、筋違等	全面	土台上端より、1m以内の部分にあるモルタル塗ラス張り下地板	全面	1階窓台等	全面																																																																																				
防蟻処理の施工箇所及び施工部分の名称	塗り面																																																																																																
土台、火打土台、大引き、1階根太受け、大引き・根太受け床束等	全面																																																																																																
大壁造りの土台上端より、1m以内の部分にある柱、間柱、筋違、窓台等	全面																																																																																																
真壁造りの土台上端より、30cm以内の部分にある柱、間柱、筋違等	全面																																																																																																
土台上端より、1m以内の部分にあるモルタル塗ラス張り下地板	全面																																																																																																
1階窓台等	全面																																																																																																

項目	特記事項																																	
7. 軽量鉄骨壁下地	◎木材の防腐・防蟻処理は工場において(加圧処理法・拡散処理法・浸積処理法)により行い、十分乾燥した後に現場へ搬入すること。 ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布することとする。 また、工場で処理した木材を使用する場合は、次によること。 ①各種製材の「日本農林規格」の保存処理の性能区分K2からK4までの区分によるものを使用する。 ②JIS A 9108(土台用加圧式防腐処理木材)によるものを使用する。 ③人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつ、JIS K 1570(木材保存剤)又は日本木材保存協会規格による加圧注入用木材防腐剤を用いて、JIS A 9002(木材の加圧式保存処理方法)による加圧式保存処理を行ったものを使用する。 ④防腐・防蟻に有効な薬剤が混入された接着剤を使用する場合は、特記による。 ⑤認証木材建材(AQマーク表示品)として認証された保存処理材を使用する。																																	
8. 軽量鉄骨天井下地	◎木材保存(防腐・防蟻処理)剤は監督員の承諾するものとする。  ◎継手、仕口、取付け方法等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。  ◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維・板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18. 2. 15)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。																																	
9. ビニル床シート張り(JIS A-5705) ビニル床タイル張り(JIS A 5705) 及びゴム床タイル張り	◎JIS A 6517の規格品とする。  ◎スタッド、ランナーの種類は、(65,100型)とし、改標仕表6. 7. 11による。 ◎出入口及びこれに準ずる開口部の補強は(改標仕6. 7. 4(5)による)。 ◎JIS A 6517の規格品とする。  野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6. 6. 11による。  耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティ-天井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。 ◎既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6. 6. 4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用すること。  ◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 $V_0 = ( ) \text{ m/s}$ 地表面粗度区分 ( I・II・III・IV ) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表( )  ◎屋外の野縁受・吊りボルト及びびんサート・野縁の間隔は図示による。 ◎ダクト等によって、吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の、補強方法は図示による。 ◎天井のふところ角が1.5m以上の箇所の補強方法は図示による。 ◎天井下地材における耐震性を考慮した補強方法は図示による。																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材質</th> <th rowspan="2">種類・種類</th> <th rowspan="2">色柄</th> <th rowspan="2">厚さ</th> <th colspan="3">幅木</th> <th rowspan="2">接着剤</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎帯電防止床シート：種類( ), 厚さ( ), 性能( )</p> <p>◎耐動荷重性床シート：種類( ), 厚さ( )</p> <p>◎視覚障害者用床タイル：種類・色( ), 形状・寸法( )</p> <p>◎ビニル幅木：材質(軟質・硬質)、高さ(60・70・100)、厚さ( )</p>	材質	種類・種類	色柄	厚さ	幅木			接着剤	施工箇所	備考	材質	厚さ	高さ																				
材質	種類・種類					色柄	厚さ	幅木				接着剤	施工箇所	備考																				
		材質	厚さ	高さ																														

項目	特記事項																																																																																																																																																
10. 合成樹脂塗床	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>材質</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築図にて図示</td> <td>エポキシ樹脂塗床</td> <td>ABC商会 ケミクリートEPクリア同等以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐材)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	施工箇所	材質	備考	建築図にて図示	エポキシ樹脂塗床	ABC商会 ケミクリートEPクリア同等以上																																																																																																																																										
施工箇所	材質	備考																																																																																																																																															
建築図にて図示	エポキシ樹脂塗床	ABC商会 ケミクリートEPクリア同等以上																																																																																																																																															
11. フローリング張り	◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆のフローリング及び接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																																																																																																																
12. 畳敷き	◎種別 ( A・B・C・D )種 ◎0種の場合は、(・KT-I・KT-II・KT-III・KT-K・KT-N)とする。 ◎畳表及び畳床はVOC含有量が少ないものとする。																																																																																																																																																
13. カーペット敷き	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種別</th> <th>品質</th> <th>帯電性</th> <th>厚さ</th> <th>工法</th> <th>防火性能</th> <th>下敷</th> <th>品質検査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	種別	品質	帯電性	厚さ	工法	防火性能	下敷	品質検査																																																																																																																																							
種類	種別	品質	帯電性	厚さ	工法	防火性能	下敷	品質検査																																																																																																																																									
14. せっこうボードその他ボード及び合板張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材質・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>不燃材等の区分</th> <th>小ねじ・釘・接着剤の種類</th> <th>下地の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>せっこうボード JIS A 6901の規格品</td> <td>壁 天井</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧せっこうボード 杉板目プリント JIS A 6901の規格品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>吸音用穴あきせっこうボード JIS A 6301の規格品</td> <td>壁 天井</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無機繊維強化せっこうボード JIS A 6901の規格品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6307の規格品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロックウール吸音材 JIS A 6303の規格品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>グラスウール吸音材 JIS A 6306の規格品</td> <td>壁 天井</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロックウール保温材 JIS A 9504の規格品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木毛セメント板 JIS A 5404の規格品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品</td> <td>壁 天井</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>火山性ガラス質複層板 (VSボード) JIS A 5440の規格品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通合板 農林省告示第233号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天然木化粧合板 農林省告示第233号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊加工化粧板 農林省告示第233号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>難燃合板 農林省告示第1869号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎意匠図にて図示する。</p> <p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	材質・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考	せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁 天井							化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品								化粧せっこうボード 杉板目プリント JIS A 6901の規格品								吸音用穴あきせっこうボード JIS A 6301の規格品	壁 天井							無機繊維強化せっこうボード JIS A 6901の規格品								ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6307の規格品								ロックウール吸音材 JIS A 6303の規格品								グラスウール吸音材 JIS A 6306の規格品	壁 天井							ロックウール保温材 JIS A 9504の規格品								木毛セメント板 JIS A 5404の規格品								けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁 天井							火山性ガラス質複層板 (VSボード) JIS A 5440の規格品								普通合板 農林省告示第233号								天然木化粧合板 農林省告示第233号								特殊加工化粧板 農林省告示第233号								難燃合板 農林省告示第1869号								その他							
材質・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考																																																																																																																																										
せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁 天井																																																																																																																																																
化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品																																																																																																																																																	
化粧せっこうボード 杉板目プリント JIS A 6901の規格品																																																																																																																																																	
吸音用穴あきせっこうボード JIS A 6301の規格品	壁 天井																																																																																																																																																
無機繊維強化せっこうボード JIS A 6901の規格品																																																																																																																																																	
ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6307の規格品																																																																																																																																																	
ロックウール吸音材 JIS A 6303の規格品																																																																																																																																																	
グラスウール吸音材 JIS A 6306の規格品	壁 天井																																																																																																																																																
ロックウール保温材 JIS A 9504の規格品																																																																																																																																																	
木毛セメント板 JIS A 5404の規格品																																																																																																																																																	
けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁 天井																																																																																																																																																
火山性ガラス質複層板 (VSボード) JIS A 5440の規格品																																																																																																																																																	
普通合板 農林省告示第233号																																																																																																																																																	
天然木化粧合板 農林省告示第233号																																																																																																																																																	
特殊加工化粧板 農林省告示第233号																																																																																																																																																	
難燃合板 農林省告示第1869号																																																																																																																																																	
その他																																																																																																																																																	

徳島県県土整備部営繕課	工事名 R3営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖洲1 改修工事建築(1)	図面番号 A014	ジオグラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体 代表構成員 ジオグラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所 一級建築士事務所大阪府知事登録第(口)24761号 一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹
	図面名 特記仕様書(13)	縮尺 N. S.	

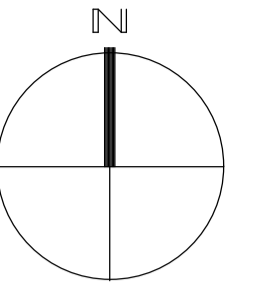
項目	特記事項																																																																														
15. 壁紙張り JIS A 6921	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種類</th> <th>防火性能の級別</th> <th>素地ごしらえ</th> <th>不燃材料等の区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の壁紙を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	施工箇所	種類	防火性能の級別	素地ごしらえ	不燃材料等の区分	備考																																																																								
施工箇所	種類	防火性能の級別	素地ごしらえ	不燃材料等の区分	備考																																																																										
16. モルタル塗り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>仕上げの種類</th> <th>目地の材質</th> <th>防水の有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設床部分</td> <td>金ゴテ仕上げ</td> <td>-</td> <td>無</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎モルタルは(・現場調合材料・既配合材料)とする。 ◎目地の位置及び寸法は図示による。 防水モルタルに用いる防水剤の使用法は、製造所の仕様による。 ◎総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。</p>	施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考	新設床部分	金ゴテ仕上げ	-	無																																																																					
施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考																																																																											
新設床部分	金ゴテ仕上げ	-	無																																																																												
17. タイル張り	<p>◎セメントモルタルによるタイル張り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">形状/寸法 (mm)</th> <th colspan="3">吸水率による区分</th> <th colspan="2">うわぐすり</th> <th rowspan="2">役物</th> <th rowspan="2">色</th> <th rowspan="2">再生材の</th> <th colspan="2">耐凍害性</th> <th rowspan="2">耐</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>I類</th> <th>II類</th> <th>III類</th> <th>ぬゆう</th> <th>無ゆう</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>清</th> <th>性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎壁タイル張り工法( ) ◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする。 ◎タイルの製造所：評価名簿による。 ◎見本焼きを(行う・行わない)。 ◎試験張りを(行う・行わない)。 ◎既製調合モルタルの製造所：評価名簿による。 ◎保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。</p> <p>◎有機系接着剤によるタイル張り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">形状/寸法 (mm)</th> <th colspan="3">吸水率による区分</th> <th colspan="2">うわぐすり</th> <th rowspan="2">役物</th> <th rowspan="2">色</th> <th rowspan="2">再生材の</th> <th colspan="2">耐凍害性</th> <th rowspan="2">耐</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>I類</th> <th>II類</th> <th>III類</th> <th>ぬゆう</th> <th>無ゆう</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>清</th> <th>性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする。 ◎タイルの製造所：評価名簿による。 ◎見本焼きを(行う・行わない)。 ◎試験張りを(行う・行わない)。 ◎有機質接着剤 ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎接着力試験を(行う・行わない) ◎セルフレベリング材の種類(せっこう系・セメント系) 塗り厚さは建築図にて図示する。 ◎シーラーその他の材料は、セルフレベリング材製造所の指定する製品とする。</p>	施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物	色	再生材の	耐凍害性		耐	備考	I類	II類	III類	ぬゆう	無ゆう	有	無	有	無	清	性															施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物	色	再生材の	耐凍害性		耐	備考	I類	II類	III類	ぬゆう	無ゆう	有	無	有	無	清	性														
施工箇所	形状/寸法 (mm)			吸水率による区分			うわぐすり					役物	色			再生材の	耐凍害性		耐	備考																																																											
		I類	II類	III類	ぬゆう	無ゆう	有	無	有	無	清			性																																																																	
施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物	色	再生材の	耐凍害性		耐	備考																																																																		
		I類	II類	III類	ぬゆう	無ゆう				有	無			有	無	清	性																																																														
18. セルフレベリング材塗り	◎セルフレベリング材の種類(せっこう系・セメント系) 塗り厚さは建築図にて図示する。 ◎シーラーその他の材料は、セルフレベリング材製造所の指定する製品とする。																																																																														
19. 接着剤	◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																																														
20. 既製家具	◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の合板・パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																																														
21. 断熱材	◎ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																																														
22. 内装用細木繊維化粧板	◎内装用細木繊維化粧板は、木繊維幅がおよそ1mmの仕様とすること。 既存下地へ施工の際、下地が不足する箇所がある場合は適宜追加等により、必要な下地の確保を行う。 接着時に板の反り防止のため、タッカーによる仮止めなども検討を行うこと。 また、端部は「面取りなし」の仕様とすること。																																																																														

項目	特記事項																								
1. 一般事項	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																								
2. 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	<p>&lt;屋内既存鉄部SOP部&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地調整</th> <th>入念な3種ケレンによる目荒らしを行うこと。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下塗り</td> <td>エポキシ系下塗材を使用すること。</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>仕上撤去等により、暗所であった所から構造現しとなる箇所など、暗室硬化が懸念される既存SOP部については、上記調整を適切に行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>	下地調整	入念な3種ケレンによる目荒らしを行うこと。	下塗り	エポキシ系下塗材を使用すること。	備考	仕上撤去等により、暗所であった所から構造現しとなる箇所など、暗室硬化が懸念される既存SOP部については、上記調整を適切に行うこと。																		
下地調整	入念な3種ケレンによる目荒らしを行うこと。																								
下塗り	エポキシ系下塗材を使用すること。																								
備考	仕上撤去等により、暗所であった所から構造現しとなる箇所など、暗室硬化が懸念される既存SOP部については、上記調整を適切に行うこと。																								
3. フタル酸樹脂エナメル塗り(FE)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	下地調整	備考																				
区分	種別	下地調整	備考																						
4. アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	下地調整	備考																				
区分	種別	下地調整	備考																						
5. 耐候性塗料塗り(OP)	<p>&lt;キャンピー グローブ・ボルト周り&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地調整</th> <th>RA種ケレン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残さび部補修塗り</td> <td>弱溶剤形さび面素地調整補助剤(ハイボンサピスタファイン同等品以上)</td> </tr> <tr> <td>上塗りの等級</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>下塗りは2回</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;キャンピー バイブ・デッキ周り&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地調整</th> <th>RB種ケレン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発さび部補修塗り</td> <td>弱溶剤形さび面素地調整補助剤(ハイボンサピスタファイン同等品以上)</td> </tr> <tr> <td>上塗りの等級</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>下塗りは1回(グローブ・ボルト周りの下塗り2回目より同工程)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※共通事項：塩分除去のため施工前に行う清掃については、散水、デッキブラシによる清掃、またグローブなど特にさびが確認される箇所は高圧洗浄による清掃を行うこと。</p>	下地調整	RA種ケレン	残さび部補修塗り	弱溶剤形さび面素地調整補助剤(ハイボンサピスタファイン同等品以上)	上塗りの等級	3級	備考	下塗りは2回	下地調整	RB種ケレン	発さび部補修塗り	弱溶剤形さび面素地調整補助剤(ハイボンサピスタファイン同等品以上)	上塗りの等級	3級	備考	下塗りは1回(グローブ・ボルト周りの下塗り2回目より同工程)								
下地調整	RA種ケレン																								
残さび部補修塗り	弱溶剤形さび面素地調整補助剤(ハイボンサピスタファイン同等品以上)																								
上塗りの等級	3級																								
備考	下塗りは2回																								
下地調整	RB種ケレン																								
発さび部補修塗り	弱溶剤形さび面素地調整補助剤(ハイボンサピスタファイン同等品以上)																								
上塗りの等級	3級																								
備考	下塗りは1回(グローブ・ボルト周りの下塗り2回目より同工程)																								
6. 合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種別</th> <th rowspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td></td> <td>C種</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>屋内既存鉄部SOP部 留意事項 入念な3種ケレンによる目荒らしを行うこと。 ※仕上撤去により、暗所であった所から構造現しとなる箇所など、暗室硬化が懸念される既存SOP部については、上記調整を適切に行うこと。</p> <p>&lt;鉄部の塗装について&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地調整</th> <th>上記に留意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さび止め塗料</td> <td>水さびさび止め塗料</td> </tr> <tr> <td>上塗り</td> <td>EP-G塗料 つや消し</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考	屋外	屋内	屋外	屋内	鉄鋼面	B種	RB種		C種			下地調整	上記に留意	さび止め塗料	水さびさび止め塗料	上塗り	EP-G塗料 つや消し
区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考																			
	屋外	屋内		屋外	屋内																				
鉄鋼面	B種	RB種		C種																					
下地調整	上記に留意																								
さび止め塗料	水さびさび止め塗料																								
上塗り	EP-G塗料 つや消し																								
7. 合成樹脂エマルジョンペイント塗料(EP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石膏ボード</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>C-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ビニルクロス撤去後、入念なバテ処理を行った上で施工を行うこと。</p>	区分	種別	下地調整	備考	石膏ボード	B種	RB種	C-1																
区分	種別	下地調整	備考																						
石膏ボード	B種	RB種	C-1																						
8. 合成樹脂エマルジョンペイント模様塗料塗り(EP-T)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種別</th> <th rowspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考	屋外	屋内	屋外	屋内													
区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考																			
	屋外	屋内		屋外	屋内																				
9. ウレタン樹脂ワニス塗り(UO)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所</th> <th>OSB床材面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容</td> <td>水性ウレタン塗料(全艶消し)</td> </tr> <tr> <td>詳細</td> <td>OS塗装着色(水性)+下塗り2回+上塗り1回(上塗り前に3回の塗装を行う)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>下塗り：キャピタルペイント サンディング同等以上 上塗り：キャピタルペイント フレッシュアックAF(全艶消し)同等以上</td> </tr> </tbody> </table>	箇所	OSB床材面	内容	水性ウレタン塗料(全艶消し)	詳細	OS塗装着色(水性)+下塗り2回+上塗り1回(上塗り前に3回の塗装を行う)	備考	下塗り：キャピタルペイント サンディング同等以上 上塗り：キャピタルペイント フレッシュアックAF(全艶消し)同等以上																
箇所	OSB床材面																								
内容	水性ウレタン塗料(全艶消し)																								
詳細	OS塗装着色(水性)+下塗り2回+上塗り1回(上塗り前に3回の塗装を行う)																								
備考	下塗り：キャピタルペイント サンディング同等以上 上塗り：キャピタルペイント フレッシュアックAF(全艶消し)同等以上																								
10. クリヤーラッカー塗り(OI)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	下地調整	備考	木部																			
区分	種別	下地調整	備考																						
木部																									
11. オイルステイン塗り(OS)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>下地調整</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	下地調整	備考	木部																				
区分	下地調整	備考																							
木部																									
12. 木材保護塗料塗り(WP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	下地調整	備考	木部																			
区分	種別	下地調整	備考																						
木部																									

項目	特記事項																																										
1. 一般事項	◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。 ◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。 ◎既存の石綿含有建材の分析結果は(〈貸与する〉・ない) ) ◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(5)及び大気汚染防止法により行い、調査結果を監督員に提出し、調査結果は3年間保存すること。 ・ただし、分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1による。 アスベスト粉塵濃度測定を(行う・行わない)。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を( )部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は調査書による。測定時期( )																																										
2. アスベスト含有吹付け材の除去	◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。 ◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。 ◎工法 (1) アスベスト除去工法は、「建築物等の保全技術・技術審査証明事業」による保全審査証明取得工法又は(財)日本建築センターによる審査証明取得工法とする。 ◎除去箇所一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建材種別</th> <th>面積</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>作業場の隔離等 (1) 前室、洗浄室及び更衣室は(図示の位置に設ける・仮設建築物を設ける)。 ◎施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間の保存すること。 (3) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</p>	階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法																																				
階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法																																						
3. アスベスト含有保温の除去	◎除去箇所一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建材種別</th> <th>面積</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎作業場の隔離等 (1) 前室、洗浄室及び更衣室は(図示の位置に設ける・仮設建築物を設ける)。 (2) 除去が完了したときは、石綿等に関する知識を有するものが除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。 ◎施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間の保存すること。 (3) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</p>	階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法																																				
階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法																																						
4. アスベスト含有成形板の除去	◎養生等 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場(簡易型移動式足場) 養生種別(養生シート) ◎工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきが行うこと。 (2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法によりアスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。 (5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、ビニルシート等で隔離を行い作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。 ◎除去箇所一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建材種別</th> <th>面積</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>輪転機室</td> <td>図示</td> <td>押出成形セメント板</td> <td>1.1㎡</td> <td>分析調査</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>運転手控室</td> <td>図示</td> <td>ビニル床シート</td> <td>19.9㎡</td> <td>分析調査</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>湯沸室</td> <td>図示</td> <td>ビニル床シート</td> <td>4.7㎡</td> <td>分析調査</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>厨房</td> <td>図示</td> <td>ビニル床シート</td> <td>11.1㎡</td> <td>分析調査</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>湯沸室</td> <td>図示</td> <td>ビニル床シート</td> <td>5.7㎡</td> <td>分析調査</td> </tr> <tr> <td>R</td> <td>倉庫</td> <td>図示</td> <td>ビニル床シート</td> <td>6.0㎡</td> <td>分析調査</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</p>	階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法	1	輪転機室	図示	押出成形セメント板	1.1㎡	分析調査	1	運転手控室	図示	ビニル床シート	19.9㎡	分析調査	2	湯沸室	図示	ビニル床シート	4.7㎡	分析調査	3	厨房	図示	ビニル床シート	11.1㎡	分析調査	3	湯沸室	図示	ビニル床シート	5.7㎡	分析調査	R	倉庫	図示	ビニル床シート	6.0㎡	分析調査
階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法																																						
1	輪転機室	図示	押出成形セメント板	1.1㎡	分析調査																																						
1	運転手控室	図示	ビニル床シート	19.9㎡	分析調査																																						
2	湯沸室	図示	ビニル床シート	4.7㎡	分析調査																																						
3	厨房	図示	ビニル床シート	11.1㎡	分析調査																																						
3	湯沸室	図示	ビニル床シート	5.7㎡	分析調査																																						
R	倉庫	図示	ビニル床シート	6.0㎡	分析調査																																						

徳島県土木整備部営繕課	工事名 R3営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖洲1 改修工事建築(1)	図面番号 A015	ジオグラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体 代表構成員 ジオグラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所 一級建築士事務所大阪府知事登録第(口)24761号 一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹
	図面名 特記仕様書(14)	縮尺 N.S.	





徳島小松島港[徳島港区]

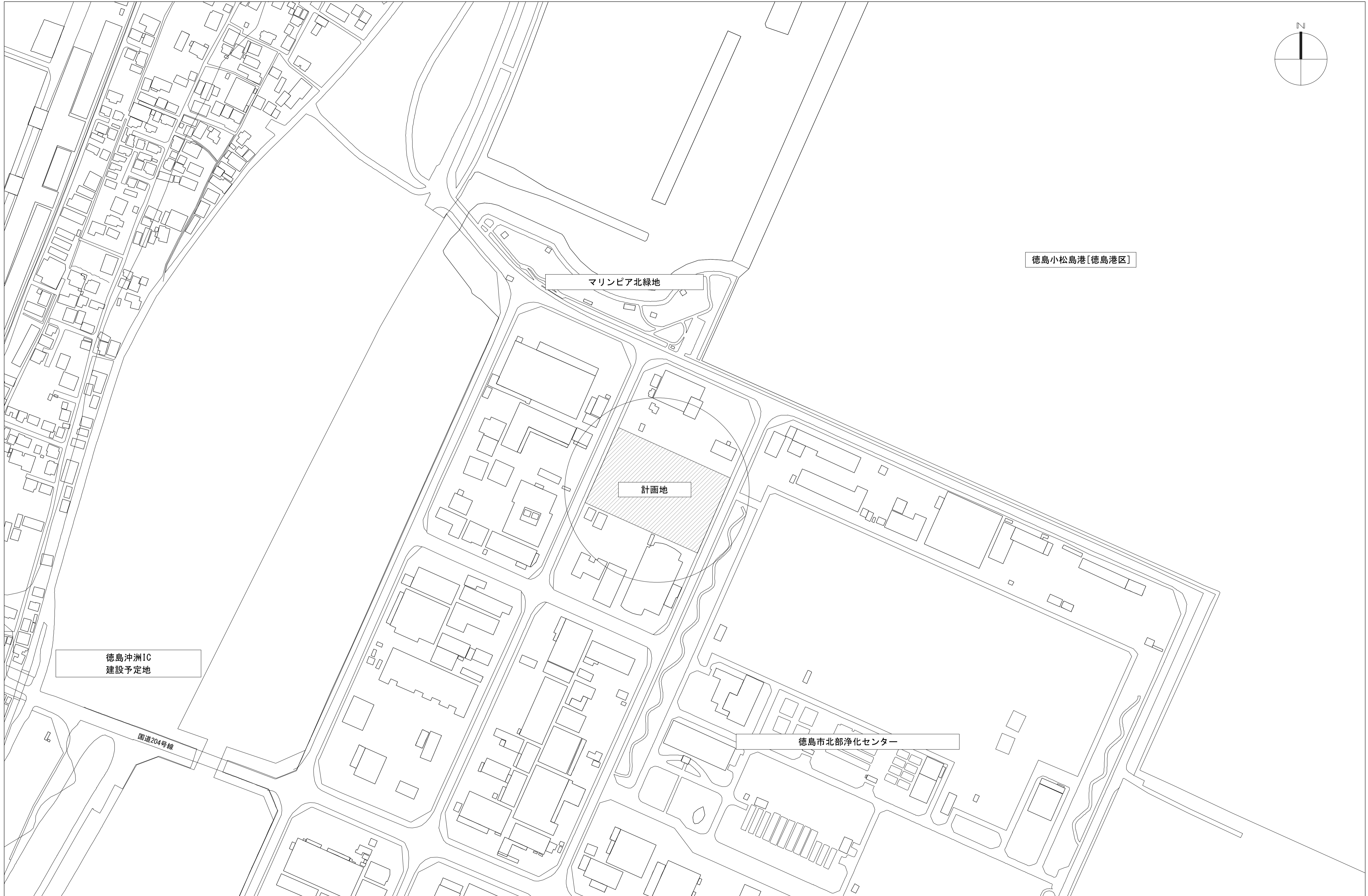
マリニピア北緑地

計画地

徳島市北部浄化センター

徳島沖洲IC  
建設予定地

国道204号線



徳島県県土整備部営繕課

工事名  
R3宮織 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖州1 改修工事建築(1)

図面名  
附近見取図

図面番号  
A016

縮尺  
1/3000(A3)

ジオグラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体  
代表構成員 ジオグラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所  
一級建築士事務所大阪府知事登録第(ロ)24761号  
一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹





		改修前	改修後		
			(1)	(2)	(3)
1. R階	床	エキスパンション@3000 エポキシ樹脂防水塗装耐水床材 コンクリート押工厚150 アスファルト防水層 コンクリートスラブ	ハイサイドライト周辺 上記以外	<新設>アスファルト系塗膜防水 コンクリート 断熱材t50 アスファルト防水(2重) 発泡ポリエチレン製緩衝材 -	- -
	バラベツト笠木	アルミ規格品w450	-	-	-
2. 塔屋屋根	軒天	フッ素ステンレス シルバー色 アスファルトルーフィング 木毛セメント板t25 LGS 100×50 ケイ酸カルシウム板 SOP塗装	-	-	-
		折板屋根 : ガルバリウム鋼板 パイプ : 鋼管 + 素地調整 + ジンクエポキシプライマー塗装 + エポキシ系中塗2回 + フッ素系上塗 グロープ : 鋼材 + CZコート + エポキシ系プライマー塗装2回 + エポキシ系中塗 + フッ素系上塗 ボルト : 鋼材 + 溶融亜鉛メッキ・ユニクロメッキ + エポキシ系プライマー塗装 + エポキシ系中塗(2回) + フッ素系上塗	-	-	<改修>既存折板屋根 : 下地調整の上DP塗装 既存パイプ : 下地調整の上DP塗装(発錆部は下塗り2回) 既存グロープ・ボルト部 : 下地調整の上さび面素地調整補助剤 + DP塗装(下塗り2回)
4. 外壁	~H6700 H6700~ 塔屋部	塗装合板型枠コンクリート打放し フッ素樹脂塗装3回 アルミスバンドレルリブ付縦貼 フッ素樹脂焼付 アルミパネルt2 フッ素樹脂焼付	- - -	- - -	- - -
5. 庇		アルミt2 フッ素樹脂焼付	-	-	-
6. 雨樋		縦トミジー管φ125 ルーフドレイン鋳鉄製	-	-	-
7. ピロティ1 (改修前:玄関ポーチ)	床 壁 天井	御影石 t=15 600角 塗装化粧合板型枠打放し フッ素樹脂塗装 IFL+3600部 : アルミパネルt2 フッ素樹脂焼付、アルミ廻り縁 IFL+4100部 : 耐水ボード+ベンキ塗装	- - -	- - -	- - IFL+3600部 : - IFL+4100部 : <改修>既存耐水ボードの上 SOP塗装
8. ピロティ2 (改修前:ピロティ)	床 巾木 壁 天井	磁器質タイル100角 コンクリート打放し コンクリート打放し フッ素樹脂塗装 岩綿吸音板(リブ付) IB-NC□□5	- - - -	- - - -	<撤去>仕上 <新設>防水モルタルコテ押え t30 - - <撤去>仕上 <新設>ケイカル板 t6 SOP塗装
9. 東側駐車場	床	植込 一部 磁器質タイル600角、車止め	-	-	<新設>アスファルト舗装 一部、アスファルト舗装ウォータージェット仕上 またはコンクリート舗装金ゴテ仕上 または透水コンクリート舗装
10. 西側駐車場	床 塀	アスファルト舗装 一部 植込 化粧合板型枠コンクリート打放し フッ素樹脂塗装3回	- -	- -	<新設>アスファルト舗装 一部、アスファルト舗装ウォータージェット仕上 またはコンクリート舗装金ゴテ仕上 または透水コンクリート舗装 <撤去>
11. 室外機置場	床 壁	コンクリートコテ押さえt120 塩化ビニール樹脂系アスファルト防水 コンクリートスラブ ベニヤ型枠打放し フッ素樹脂塗装	- -	- -	- -
12. テラス1,2	床 天井	コンクリートコテ押さえ 塩化ビニール樹脂系シート防水 コンクリートスラブ □□□	- -	- -	- -
13. 外構	塀 吸気塔・排気塔 自転車置場	塗装合板型枠コンクリート打放し フッ素樹脂塗装3回 塗装合板型枠コンクリート打放し、アルミガラリ 床 : コンクリート金ゴテ押え 壁 : 塗装合板型枠コンクリート打放し フッ素樹脂塗装 屋根 : 折板	- - -	- - -	<撤去> <撤去> <撤去>
14. 緑地	高木 低木 立上り	クス、ケヤキ ツツジ、オカメヅタ、クローバー コンクリート型枠打放しフッ素樹脂塗装 H300	-	-	外構図にて記載
徳島県県土整備部営繕課		工区記号凡例 (1): R3営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖州1 改修工事建築(1) (2): R3営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖州1 改修工事建築(2) (3): 仮計画図	工事名 R3営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖州1 改修工事建築(1)	図面番号 A019	ジオ-グラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体 代表構成員 ジオ-グラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所 一級建築士事務所大阪府知事登録第(ロ)24761号 一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹
			図面名 外部仕上表	縮尺 N.S.	

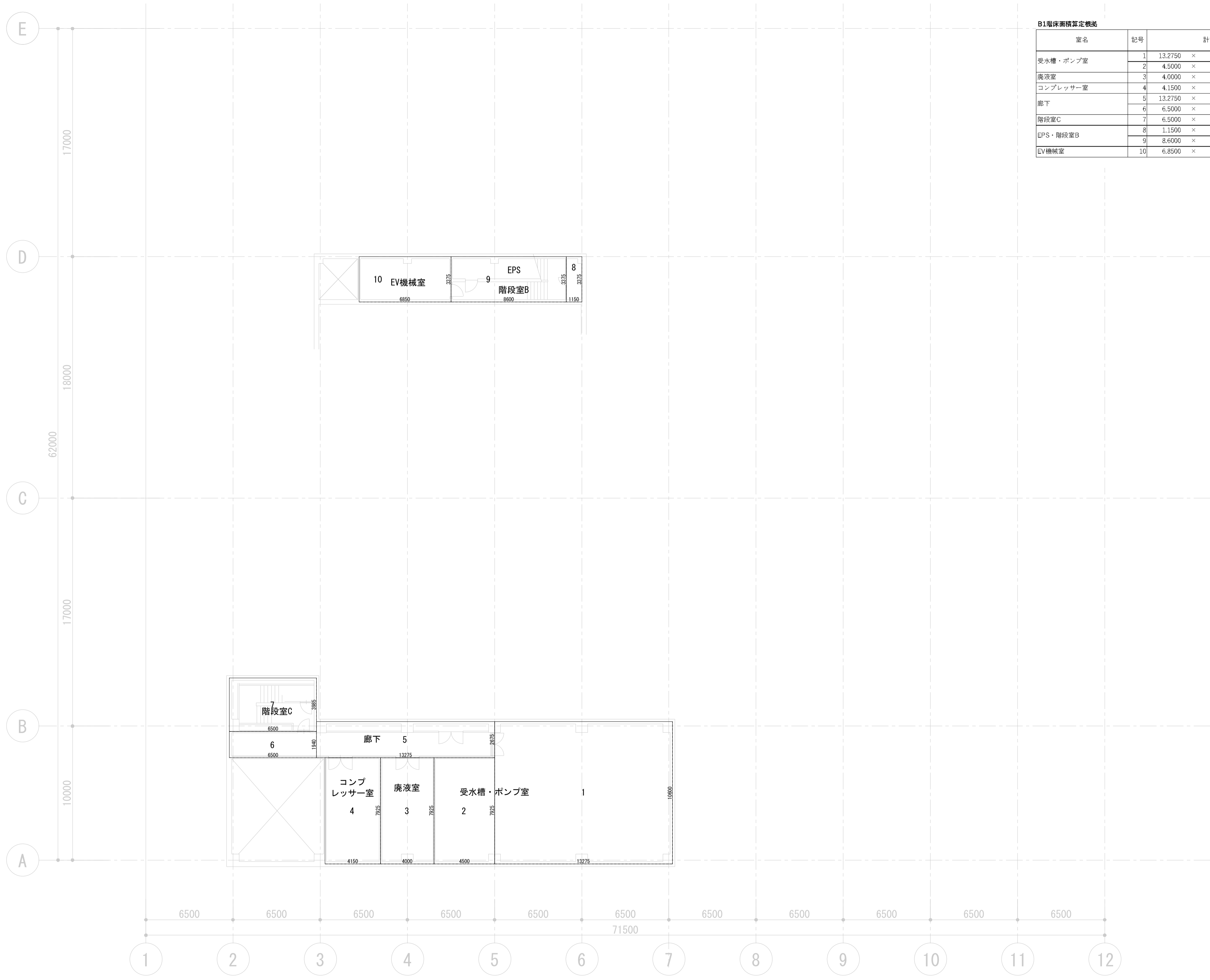










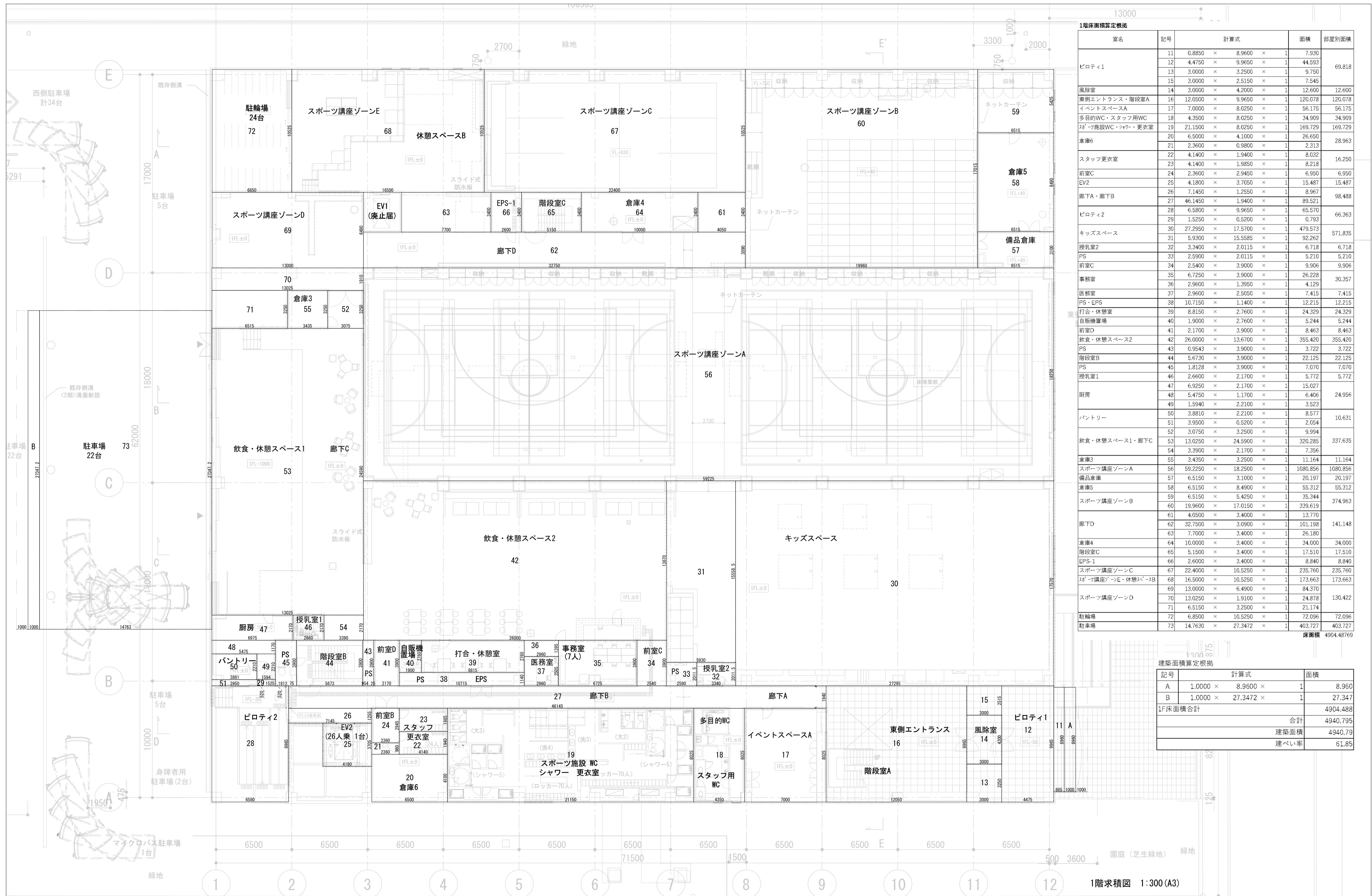


B1階床面積算定概況

室名	記号	計算式	面積	部屋別面積
受水槽・ポンプ室	1	13.2750 × 10.6000 × 1	140.715	176.378
	2	4.5000 × 7.9250 × 1	35.663	
廃液室	3	4.0000 × 7.9250 × 1	31.700	31.700
コンプレッサー室	4	4.1500 × 7.9250 × 1	32.889	32.889
廊下	5	13.2750 × 2.6750 × 1	35.511	48.121
	6	6.5000 × 1.9400 × 1	12.610	
階段室C	7	6.5000 × 3.9850 × 1	25.903	25.903
EPS・階段室B	8	1.1500 × 3.3750 × 1	3.881	32.906
	9	8.6000 × 3.3750 × 1	29.025	
EV機械室	10	6.8500 × 3.3750 × 1	23.119	23.119
<b>床面積</b>				<b>371.0144</b>

B1階求積図 1:300(A3)

徳島県県土整備部営繕課	工事名	図面番号	ジオグラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体 代表構成員 ジオグラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所 一級建築士事務所大阪府知事登録第(ロ)24761号 一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹
	R3 営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖州1 改修工事建築(1) 図面名 求積図(1) B1階求積図	A024 縮尺 1:300(A3)	



1階床面積算定根拠

室名	記号	計算式	面積	部屋別面積
ピロティ1	11	0.8850 × 8.9600 × 1	7.930	69.818
	12	4.4750 × 9.9650 × 1	44.593	
	13	3.0000 × 3.2500 × 1	9.750	
	15	3.0000 × 2.5150 × 1	7.545	
風除室	14	3.0000 × 4.2000 × 1	12.600	12.600
東側エントランス・階段室A	16	12.0500 × 9.9650 × 1	120.078	120.078
イベントスペースA	17	7.0000 × 8.0250 × 1	56.175	56.175
多目的WC・スタッフ用WC	18	4.3500 × 8.0250 × 1	34.909	34.909
スポーツ施設WC・シャワー・更衣室	19	21.1500 × 8.0250 × 1	169.729	169.729
倉庫6	20	6.5000 × 4.1000 × 1	26.650	28.963
	21	2.3600 × 0.9800 × 1	2.313	
スタッフ更衣室	22	4.1400 × 1.9400 × 1	8.032	16.250
前室C	23	4.1400 × 1.9850 × 1	8.218	8.218
前室D	24	2.3600 × 2.9450 × 1	6.950	6.950
EV2	25	4.1800 × 3.7050 × 1	15.487	15.487
廊下A・廊下B	26	7.1450 × 1.2550 × 1	8.967	98.488
27	46.1450 × 1.9400 × 1	89.521		
ピロティ2	28	6.5800 × 9.9650 × 1	65.570	66.363
29	1.5250 × 0.5200 × 1	0.793		
キッズスペース	30	27.2950 × 17.5700 × 1	479.573	571.835
授乳室2	31	5.9300 × 15.5585 × 1	92.262	6.718
PS	32	3.3400 × 2.0115 × 1	6.718	
前室C	33	2.5900 × 2.0115 × 1	5.210	5.210
事務室	34	2.5400 × 3.9000 × 1	9.906	9.906
事務室	35	6.7250 × 3.9000 × 1	26.228	30.357
医務室	36	2.9600 × 1.3950 × 1	4.129	7.415
PS・EPS	37	2.9600 × 2.5050 × 1	7.415	
打合・休憩室	38	10.7150 × 1.1400 × 1	12.215	12.215
自販機置場	39	8.8150 × 2.7600 × 1	24.329	24.329
前室D	40	1.9000 × 2.7600 × 1	5.244	5.244
前室D	41	2.1700 × 3.9000 × 1	8.463	8.463
飲食・休憩スペース2	42	26.0000 × 13.6700 × 1	355.420	355.420
PS	43	0.9543 × 3.9000 × 1	3.722	3.722
階段室B	44	5.6730 × 3.9000 × 1	22.125	22.125
PS	45	1.8128 × 3.9000 × 1	7.070	7.070
授乳室1	46	2.6600 × 2.1700 × 1	5.772	5.772
厨房	47	6.9250 × 2.1700 × 1	15.027	24.956
48	5.4750 × 1.1700 × 1	6.406		
49	1.5940 × 2.2100 × 1	3.523	10.631	
50	3.8810 × 2.2100 × 1	8.577		
51	3.9500 × 0.5200 × 1	2.054	9.994	
52	3.0750 × 3.2500 × 1	9.994		
飲食・休憩スペース1・廊下C	53	13.0250 × 24.5900 × 1	320.285	337.635
54	3.3900 × 2.1700 × 1	7.356	11.164	
55	3.4250 × 3.2500 × 1	11.164		
倉庫3	56	59.2250 × 18.2500 × 1	1080.856	1080.856
備品倉庫	57	6.5150 × 3.1000 × 1	20.197	20.197
倉庫5	58	6.5150 × 8.4900 × 1	55.312	55.312
スポーツ講座ゾーンB	59	6.5150 × 5.4250 × 1	35.344	374.963
60	19.9600 × 17.0150 × 1	339.619		
61	4.0500 × 3.4000 × 1	13.770	141.148	
62	32.7500 × 3.0900 × 1	101.198		
63	7.7000 × 3.4000 × 1	26.180	34.000	
64	10.6000 × 3.4000 × 1	34.000		
階段室C	65	5.1500 × 3.4000 × 1	17.510	17.510
EPS-1	66	2.6000 × 3.4000 × 1	8.840	8.840
スポーツ講座ゾーンC	67	22.4600 × 10.5250 × 1	235.760	235.760
スポーツ講座ゾーンE・休憩スペースB	68	16.5000 × 10.5250 × 1	173.663	173.663
69	13.0000 × 6.4900 × 1	84.370	130.422	
70	13.0250 × 1.9100 × 1	24.878		
71	6.5150 × 3.2500 × 1	21.174	72.096	
72	6.8500 × 10.5250 × 1	72.096		
73	14.7630 × 27.3472 × 1	403.727	403.727	
床面積				4904.48769

建築面積算定根拠

記号	計算式	面積	
A	1.0000 × 8.9600 × 1	8.960	
B	1.0000 × 27.3472 × 1	27.347	
1F床面積合計		4904.488	
		合計	4940.795
		建築面積	4940.79
		建ぺい率	61.85

徳島県国土整備部営繕課

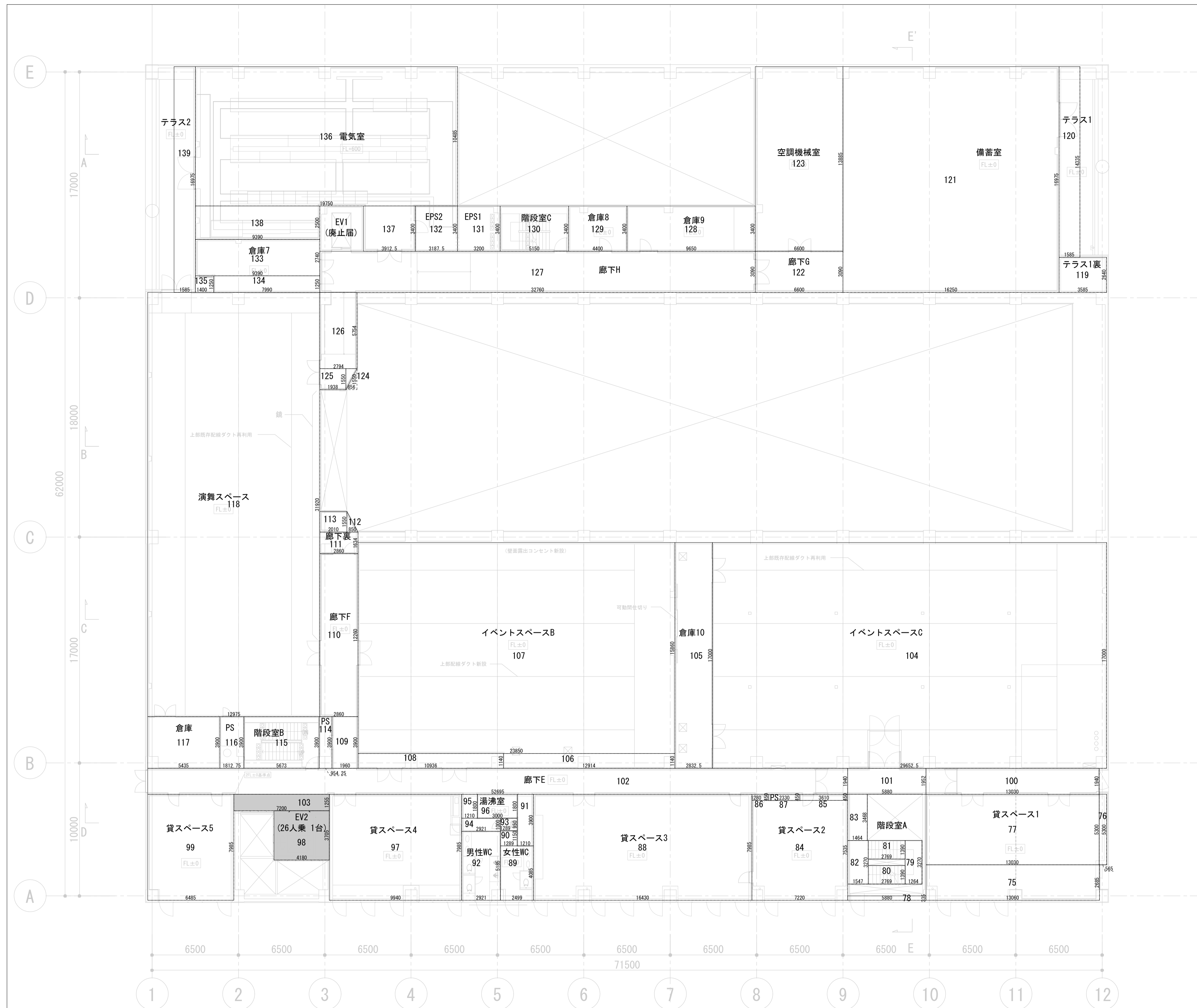
工事名  
R3営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖州1 改修工事建築(1)

図面番号  
A025

図面名  
求積図(2) 1階求積図

縮尺  
1:300(A3)

ジオグラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体  
代表構成員 ジオグラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所  
一級建築士事務所大阪府知事登録第(ロ)24761号  
一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹



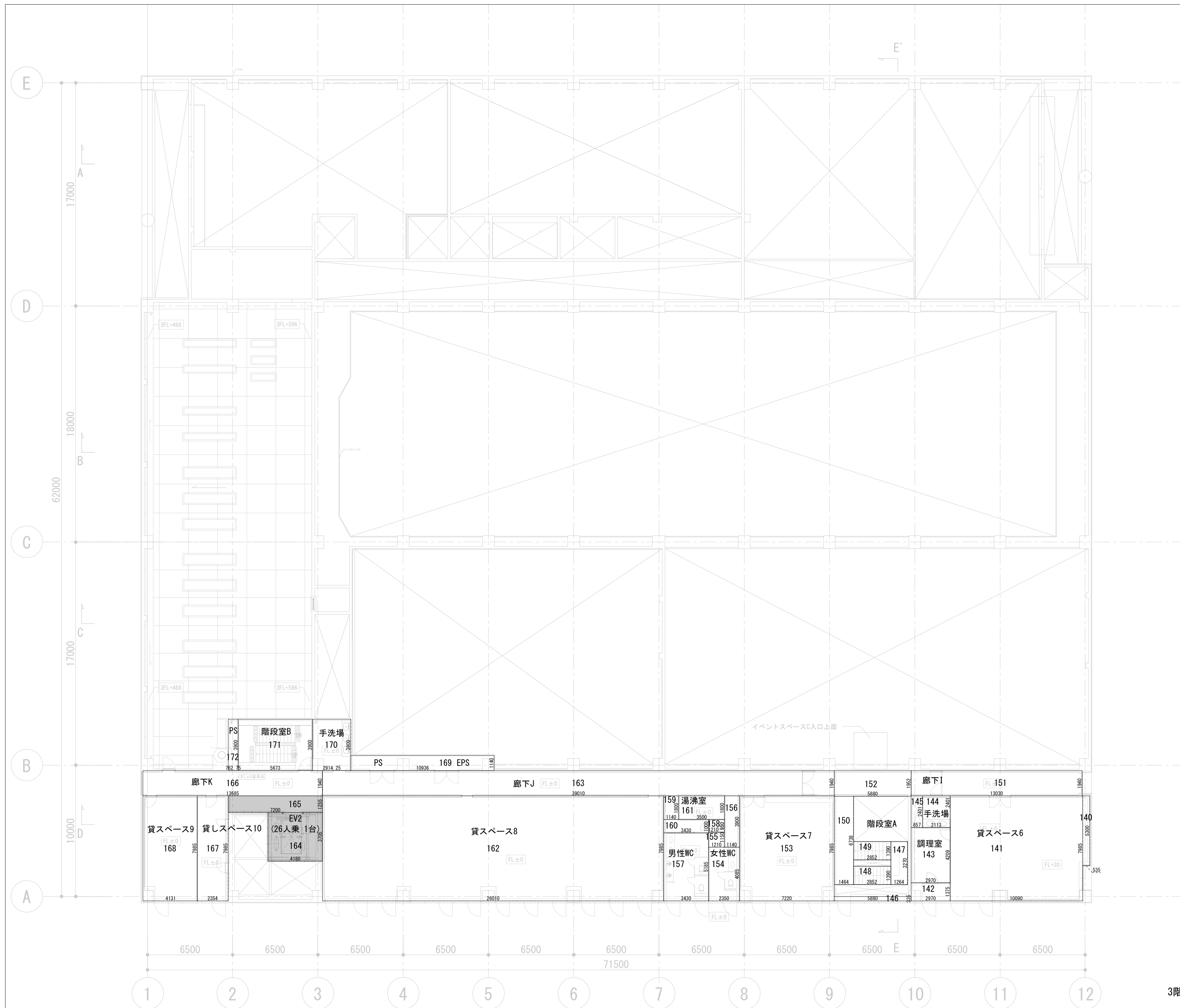
2階床面積算定根拠

室名	記号	計算式	面積	部屋別面積	
貸スペース1	75	13.0600 × 2.6850 × 1	35.066	107.120	
	76	0.5650 × 5.3000 × 1	2.995		
	77	13.0300 × 5.3000 × 1	69.059		
階段室A	78	5.8800 × 0.3350 × 1	1.970	23.937	
	79	1.2640 × 3.2700 × 1	4.133		
	80	2.7690 × 1.3900 × 1	3.849		
	81	2.7690 × 1.3900 × 1	3.849		
	82	1.5470 × 3.2700 × 1	5.059		
	83	1.4640 × 3.4680 × 1	5.077		
貸スペース2	84	7.2200 × 7.5350 × 1	54.403	56.603	
	85	3.6100 × 0.4500 × 1	1.625		
	86	1.2800 × 0.4500 × 1	0.576		
PS	87	2.3300 × 0.4500 × 1	1.049	1.049	
貸スペース3	88	16.4300 × 7.9850 × 1	131.194	131.194	
女性WC	89	2.4990 × 4.0850 × 1	10.208	11.691	
男性WC	90	1.2890 × 1.1500 × 1	1.482	4.719	
女性WC前室	91	2.1200 × 3.9000 × 1	8.268	15.145	
男性WC	92	2.9210 × 5.1850 × 1	15.145	1.225	
SK	93	1.2890 × 0.9500 × 1	1.225	5.099	
男性WC前室	94	2.9210 × 1.0000 × 1	2.921	5.400	
湯沸室	95	1.2100 × 1.8000 × 1	2.178	79.371	
貸スペース4	96	3.0000 × 1.8000 × 1	5.400	79.371	
EV2	97	9.9400 × 7.9850 × 1	79.371	15.487	
貸スペース5	98	4.1800 × 3.7050 × 1	15.487	51.783	
廊下E	99	6.4850 × 7.9850 × 1	51.783	148.020	
	100	13.0300 × 1.9400 × 1	25.278		
	101	5.8800 × 1.9520 × 1	11.478		
廊下F	102	52.6950 × 1.9400 × 1	102.228	148.020	
	103	7.2000 × 1.2550 × 1	9.036		
	104	29.6525 × 17.0000 × 1	504.093		
イベントスペースC	105	2.8325 × 17.0000 × 1	48.153	504.093	
倉庫10	106	12.9140 × 1.1400 × 1	14.722	392.983	
イベントスペースB	107	23.8500 × 15.8600 × 1	378.261	12.467	
PS・EPS	108	10.9360 × 1.1400 × 1	12.467	42.708	
廊下F	109	1.9600 × 3.9000 × 1	7.644	8.447	
110	2.8600 × 12.2600 × 1	35.064			
111	2.8600 × 1.6340 × 1	4.673			
廊下表	112	0.8500 × 1.5500 × 0.5	0.659	8.447	
	113	2.0100 × 1.5500 × 1	3.116		
PS	114	0.9543 × 3.9000 × 1	3.722	3.722	
階段室B	115	5.6730 × 3.9000 × 1	22.125	22.125	
PS	116	1.8128 × 3.9000 × 1	7.070	7.070	
倉庫	117	5.4350 × 3.9000 × 1	21.197	21.197	
演舞スペース	118	12.9750 × 31.9200 × 1	414.162	414.162	
テラス1裏	119	3.5850 × 2.6400 × 1	9.464	9.464	
テラス1	120	1.5850 × 14.3350 × 1	22.721	22.721	
備蓄室	121	16.2500 × 16.9750 × 1	275.844	275.844	
廊下G	122	6.6000 × 3.0900 × 1	20.394	20.394	
空調機械室	123	6.6000 × 13.8850 × 1	91.641	91.641	
廊下H	124	0.8560 × 1.5500 × 0.5	0.663	120.972	
	125	1.9380 × 1.5500 × 1	3.004		
	126	2.7940 × 5.7540 × 1	16.077		
倉庫9	127	32.7600 × 3.0900 × 1	101.228	32.810	
倉庫8	128	9.6500 × 3.4000 × 1	32.810	14.960	
倉庫7	129	4.4000 × 3.4000 × 1	14.960	17.510	
階段室C	130	5.1500 × 3.4000 × 1	17.510	10.880	
EPS1	131	3.2000 × 3.4000 × 1	10.880	10.838	
EPS2	132	3.1875 × 3.4000 × 1	10.838	25.729	
倉庫7	133	9.3900 × 2.7400 × 1	25.729	37.466	
	134	7.9900 × 1.2500 × 1	9.988		
	135	1.4000 × 1.2500 × 1	1.750		
電気室	136	19.7500 × 10.4850 × 1	207.079	243.856	
	137	3.9125 × 3.4000 × 1	13.303		
	138	9.3900 × 2.5000 × 1	23.475		
テラス2	139	1.5850 × 16.9750 × 1	26.905	26.905	
				床面積	3071.22739

■ 増床面積 (24.52m²)

2階床面積図 1:300 (A3)

徳島県県土整備部営繕課	工事名	図面番号	ジオグラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体 代表構成員 ジオグラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所 一級建築士事務所大阪府知事登録第(ロ)24761号 一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹
	R3営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖州1 改修工事建築(1)	A026	
	図面名	縮尺	
	求積図(3) 2階床面積図	1:300 (A3)	



3階床面積算定概況

室名	記号	計算式	面積	部屋別面積
貸スペース6	140	0.5350 × 5.3000 × 1	2.836	87.488
	141	10.0900 × 7.9850 × 1	80.569	
	142	2.9700 × 1.3750 × 1	4.084	
調理室	143	2.9700 × 4.2090 × 1	12.501	12.501
手洗場	144	2.1130 × 2.4010 × 1	5.073	5.073
PS	145	0.8570 × 2.4010 × 1	2.058	2.058
階段室A	146	5.8800 × 0.3350 × 1	1.970	23.896
	147	1.2640 × 3.2700 × 1	4.133	
	148	2.8520 × 1.3900 × 1	3.964	
	149	2.8520 × 1.3900 × 1	3.964	
	150	1.4640 × 6.7380 × 1	9.864	
廊下I	151	13.0300 × 1.9400 × 1	25.278	36.756
貸スペース7	152	5.8800 × 1.9520 × 1	11.478	57.652
女性WC	154	2.3500 × 4.0850 × 1	9.600	10.991
男性WC	155	1.2100 × 1.1500 × 1	1.392	
女性WC前室	156	1.1400 × 3.9000 × 1	4.446	4.446
男性WC	157	3.4300 × 5.1850 × 1	17.785	17.785
SK	158	1.2100 × 0.9500 × 1	1.150	1.150
男性WC前室	159	1.1400 × 1.8000 × 1	2.052	5.482
湯沸室	160	3.4300 × 1.0000 × 1	3.430	
湯沸室	161	3.5000 × 1.8000 × 1	6.300	6.300
貸スペース8	162	26.0100 × 7.9850 × 1	207.690	207.690
廊下J	163	39.0100 × 1.9400 × 1	75.679	75.679
EV2	164	4.1800 × 3.7050 × 1	15.487	15.487
廊下K	165	7.2000 × 1.2550 × 1	9.036	35.585
貸スペース10	166	13.6850 × 1.9400 × 1	26.549	
貸スペース11	167	2.3540 × 7.9850 × 1	18.797	18.797
PS・EPS	168	4.1310 × 7.9850 × 1	32.986	32.986
手洗場	169	10.5000 × 1.1400 × 1	11.970	11.970
階段室B	170	2.9143 × 3.9000 × 1	11.366	11.366
階段室B	171	5.6730 × 3.9000 × 1	22.125	22.125
PS	172	0.7628 × 3.9000 × 1	2.975	2.975
			床面積	706.2354

■ 増床面積 (24.52m<sup>2</sup>)

3階求積図 1:300 (A3)

徳島県県土整備部営繕課

工事名  
R3営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖州1 改修工事建築(1)

図面番号  
A027

図面名  
求積図(4) 3階求積図

縮尺  
1:300 (A3)

ジオグラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体  
代表構成員 ジオグラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所  
一級建築士事務所大阪府知事登録第(ロ)24761号  
一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹

室名	記号	計算式	面積	部屋別面積
ピロティ	173	4.1500 × 9.9600 × 1	41.334	41.334
EV2	174	4.1800 × 3.7050 × 1	15.487	15.487
EVホール	175	7.2000 × 3.2050 × 1	23.076	23.076
階段室B	176	7.2000 × 3.9000 × 1	28.080	28.080
			<b>床面積</b>	<b>107.9769</b>

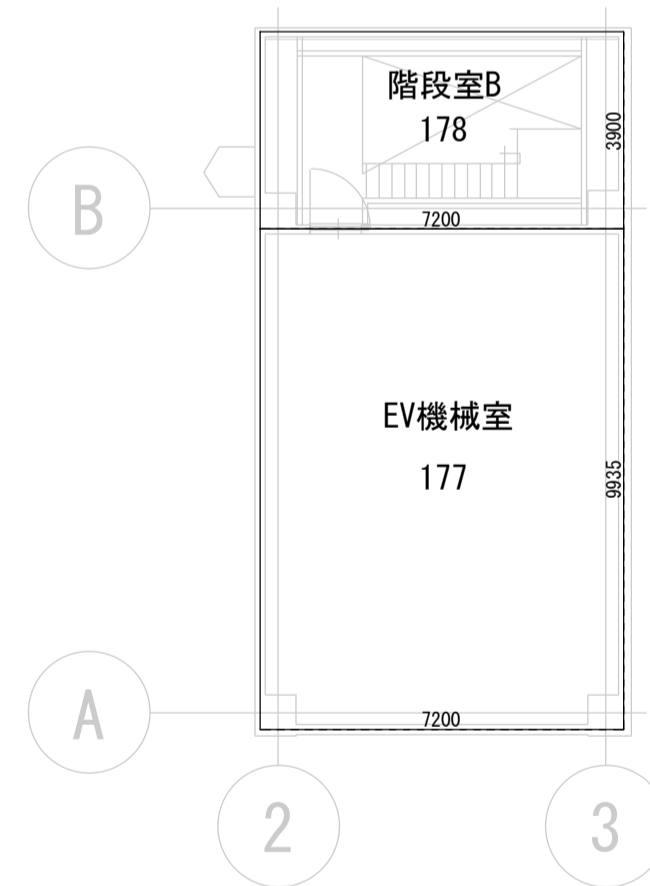
室名	記号	計算式	面積	部屋別面積
EV機械室	177	7.2000 × 9.9350 × 1	71.532	71.532
階段室B	178	7.2000 × 3.9000 × 1	28.080	28.080
			<b>床面積</b>	<b>99.612</b>

B1階床面積	371.01
1階床面積	4904.49
2階床面積	3071.23
3階床面積	706.24
R階床面積	107.98
PH階床面積	99.61
延べ面積	9260.55
容積率非算入	630.37
容積対象面積	8630.18

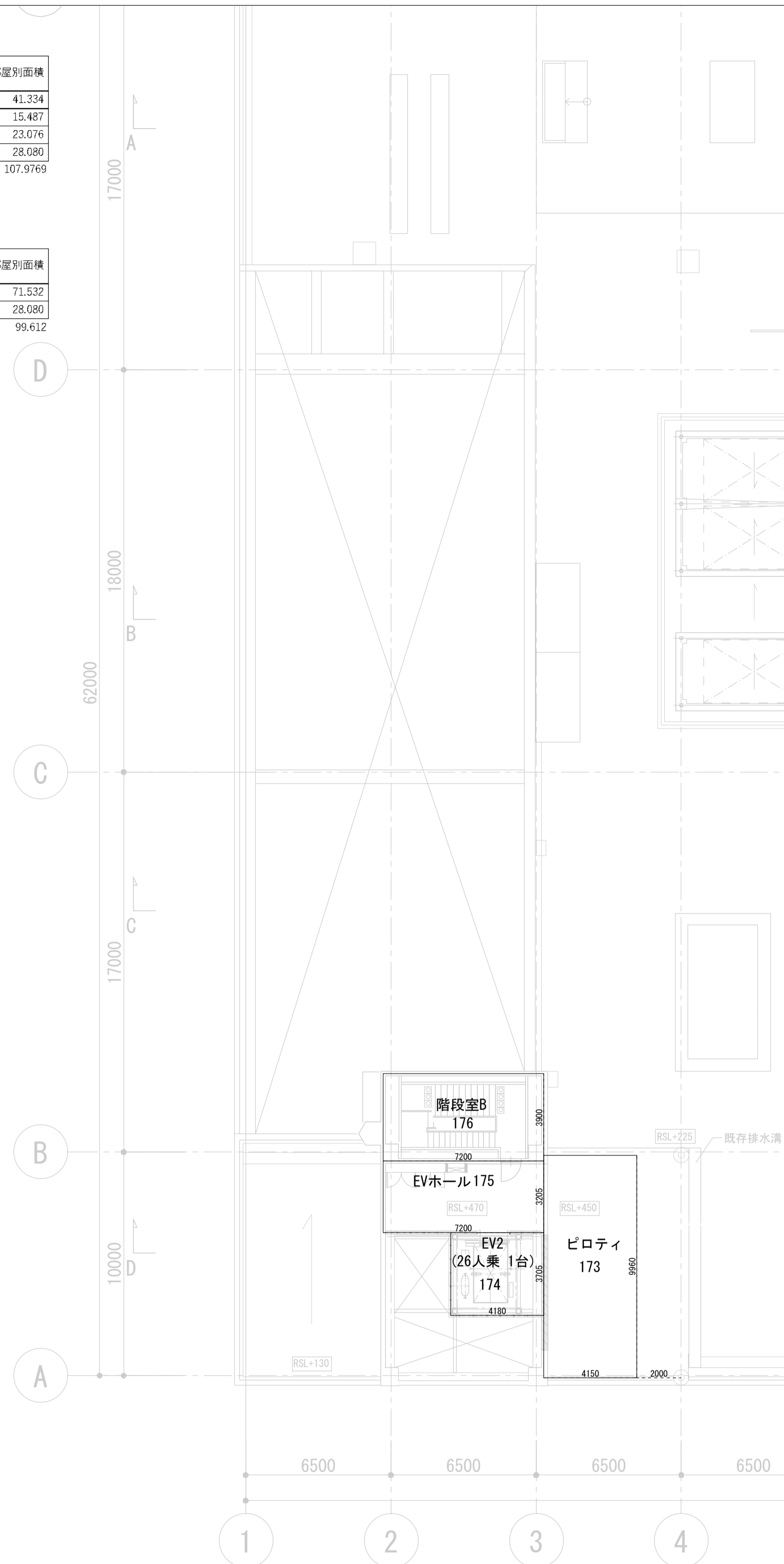
B1階	0.00
1階	0.00
2階	24.52
3階	24.52
R階	0.00
PH階	0.00
合計	49.04

建築面積	4940.79
建ぺい率	61.85

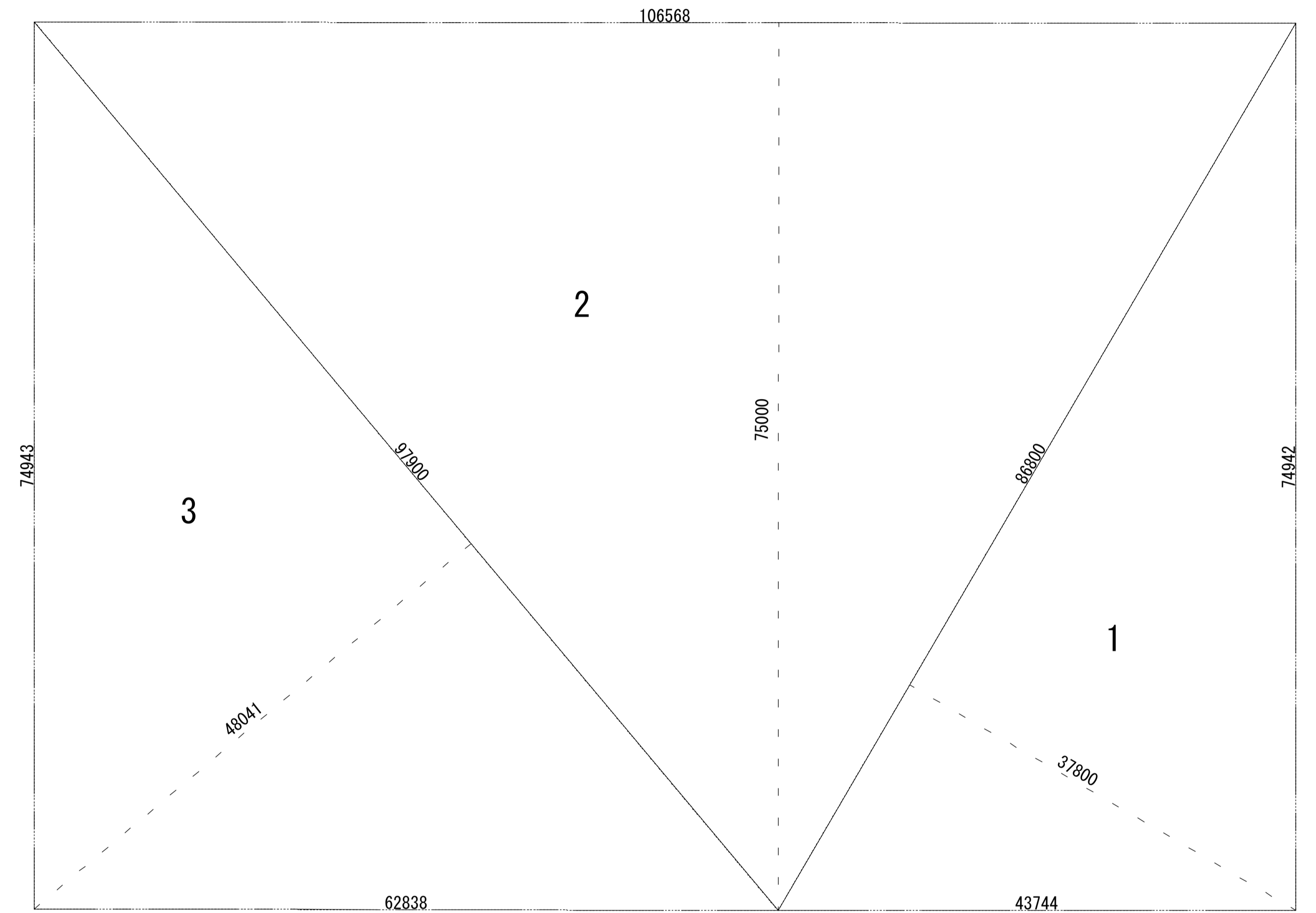
※算定根拠は「求積図(2)1階求積図」を参照



R階・PH階求積図 1:300 (A3)



No.	計算式	計(m <sup>2</sup> )
1	86.8000 × 37.8000 × 0.5 =	1640.520
2	106.5680 × 75.0000 × 0.5 =	3996.300
3	97.9000 × 48.0410 × 0.5 =	2351.607
合計		7988.427
<b>敷地面積</b>		<b>7988.42</b>



敷地面積求積図 1:600 (A3)

徳島県国土整備部営繕課

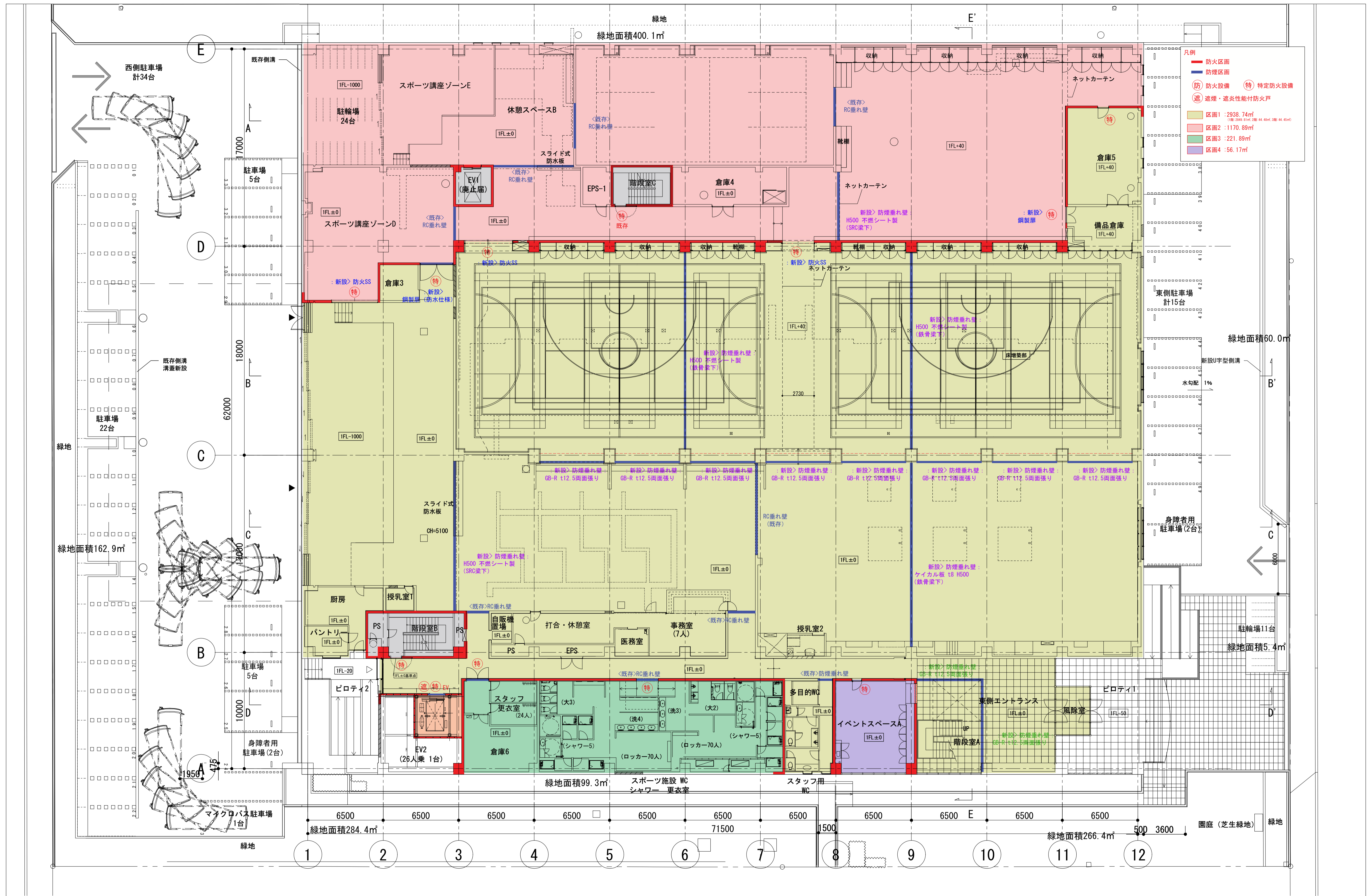
工事名  
R3営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖州1 改修工事建築(1)

図面番号  
A028

図面名  
求積図(5) R階・PH階求積図、敷地面積求積図

縮尺  
-

ジオグラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体  
代表構成員 ジオグラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所  
一級建築士事務所大阪府知事登録第(ロ)24761号  
一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹



- 凡例
- 防火区画
  - 防煙区画
  - 防 防火設備 (特) 特定防火設備
  - 遮 遮煙・遮炎性能付防火戸
  - 区画1 : 2938.74㎡ (R3 2008.81㎡, 2008.44, 40㎡, 300 44, 65㎡)
  - 区画2 : 1170.89㎡
  - 区画3 : 221.89㎡
  - 区画4 : 56.17㎡

徳島県県土整備部営繕課

- 記号凡例
- ◁○▷: R3 営繕 徳島東部防災拠点施設 (仮称) 徳・東沖州1 改修工事建築 (1)
  - ◁◎▷: R3 営繕 徳島東部防災拠点施設 (仮称) 徳・東沖州1 改修工事建築 (2)
  - ◁■▷: 仮計画図

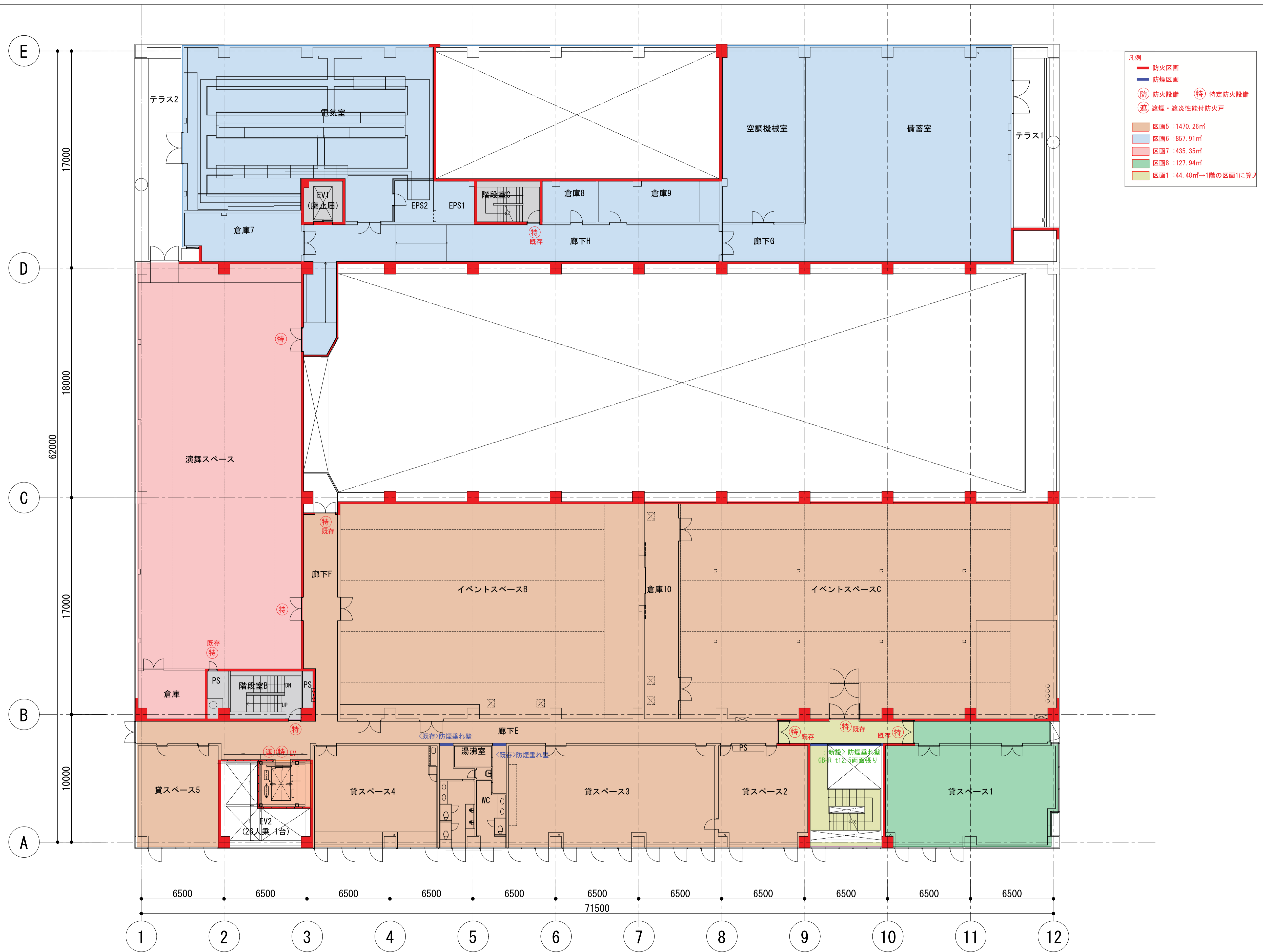
工事名  
R3 営繕 徳島東部防災拠点施設 (仮称) 徳・東沖州1 改修工事建築 (1)

図面名  
1階区画図

図面番号  
A029

縮尺  
1:300 (A3)

ジオグラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体  
代表構成員 ジオグラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所  
一級建築士事務所大阪府知事登録第(ロ)24761号  
一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹



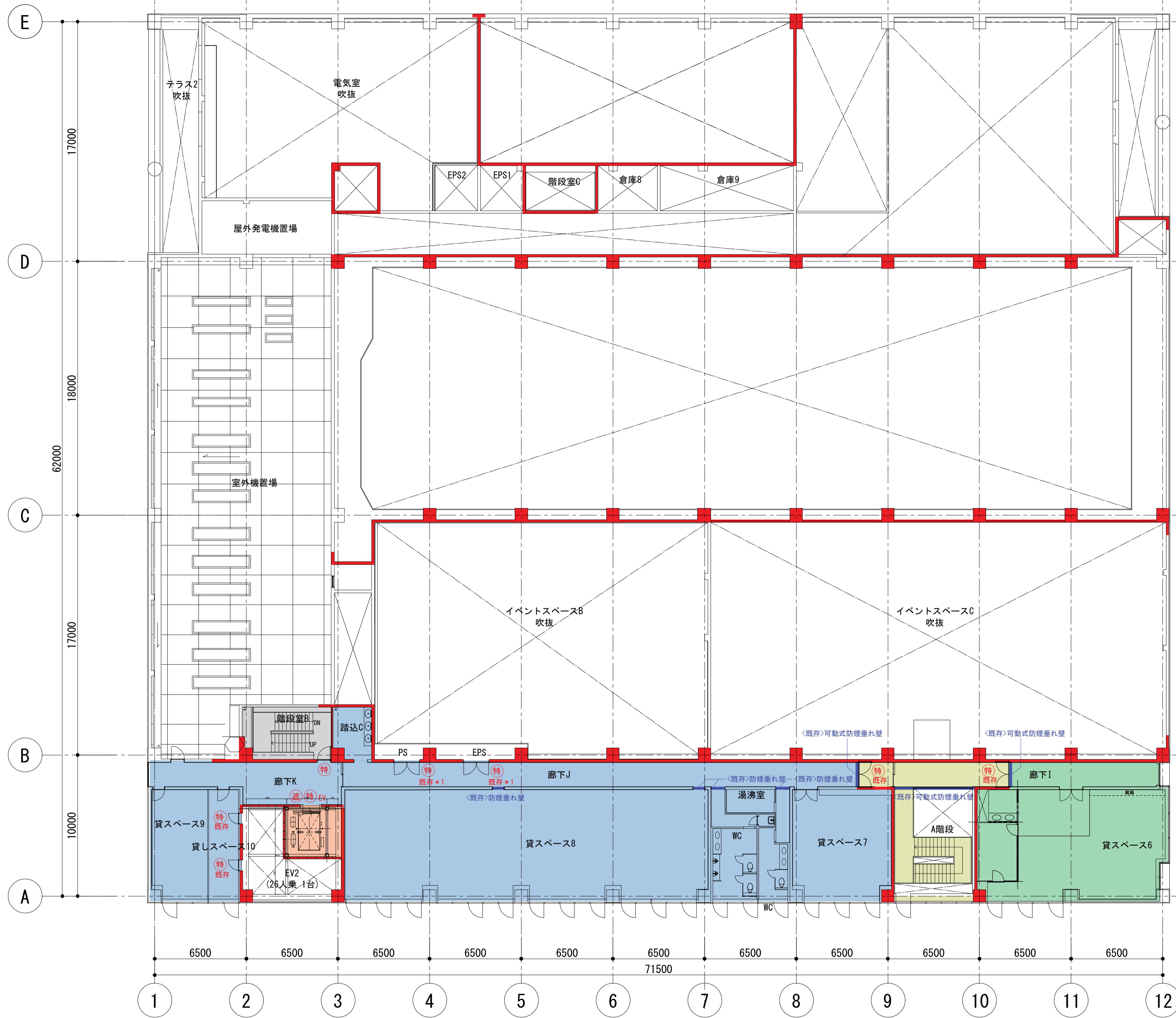
徳島県県土整備部営繕課

記号凡例  
 <O>: R3 営繕 徳島東部防災拠点施設 (仮称) 徳・東沖州1 改修工事建築 (1)  
 <◎>: R3 営繕 徳島東部防災拠点施設 (仮称) 徳・東沖州1 改修工事建築 (2)  
 <■>: 仮計画図

工事名  
 R3 営繕 徳島東部防災拠点施設 (仮称) 徳・東沖州1 改修工事建築 (1)  
 図面名  
 2階区画図

図面番号  
 A030  
 縮尺  
 1:300 (A3)

ジオグラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体  
 代表構成員 ジオグラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所  
 一級建築士事務所大阪府知事登録第(ロ)24761号  
 一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹



- 凡例
- 防火区画
  - 防煙区画
  - 防 防火設備 (特) 特定防火設備
  - 遮 遮煙・遮炎性能付防火戸
  - \*1 既存区画および現場確認より鉄板の厚さが1.5mm以上かつ周囲の部分が不燃の鉄製扉のため、特定防火設備と判断(告示1369号)
  - 区画9 : 481.30㎡
  - 区画10 : 127.95㎡
  - 区画1 : 44.45㎡→1階の区画1に算入

徳島県県土整備部営繕課

- 記号凡例
- <○>: R3営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖州1 改修工事建築(1)
  - <◎>: R3営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖州1 改修工事建築(2)
  - <■>: 仮計画図

工事名  
R3営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖州1 改修工事建築(1)

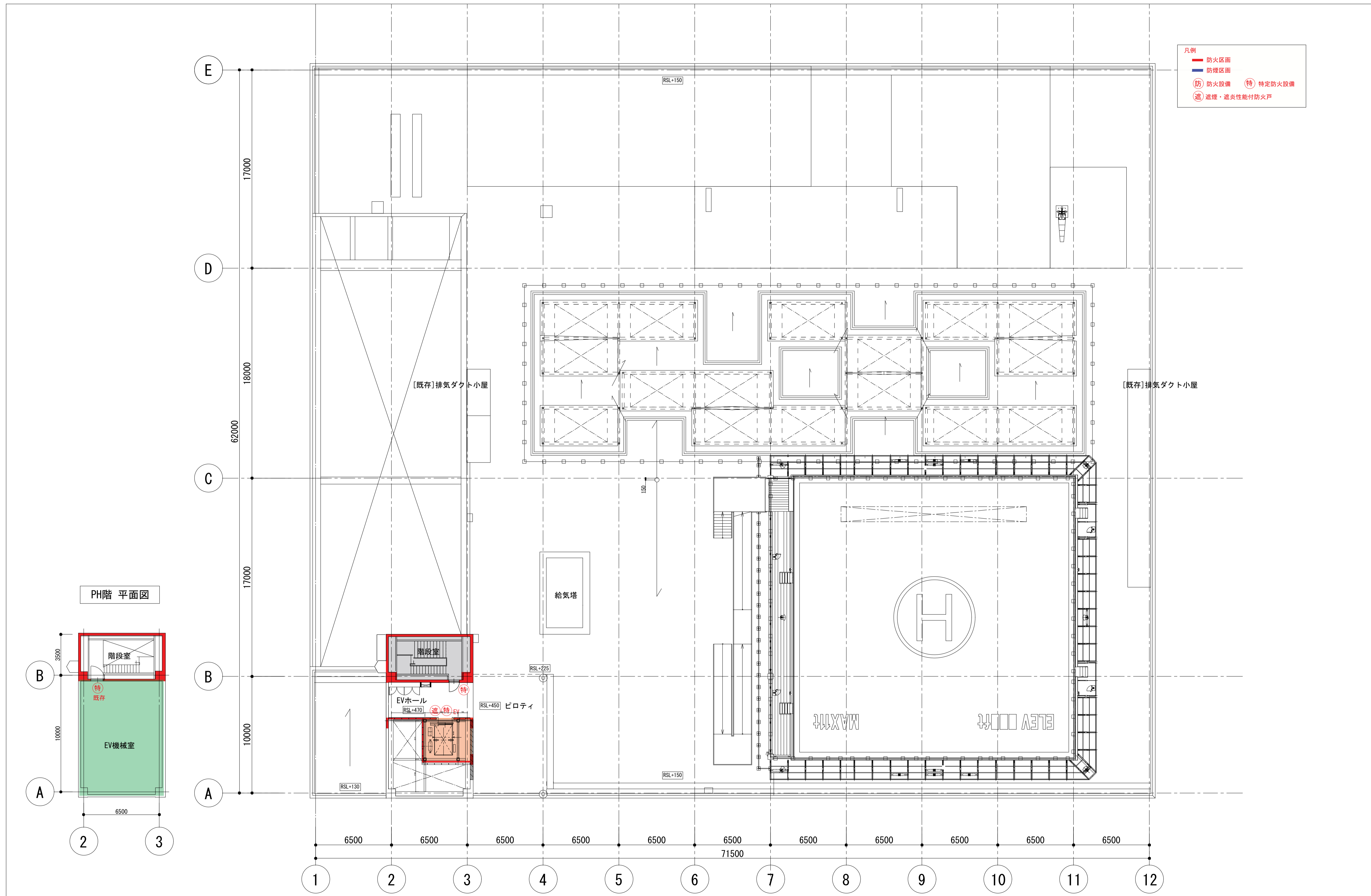
図面名  
3階区画図

図面番号  
A031

縮尺  
1:300 (A3)

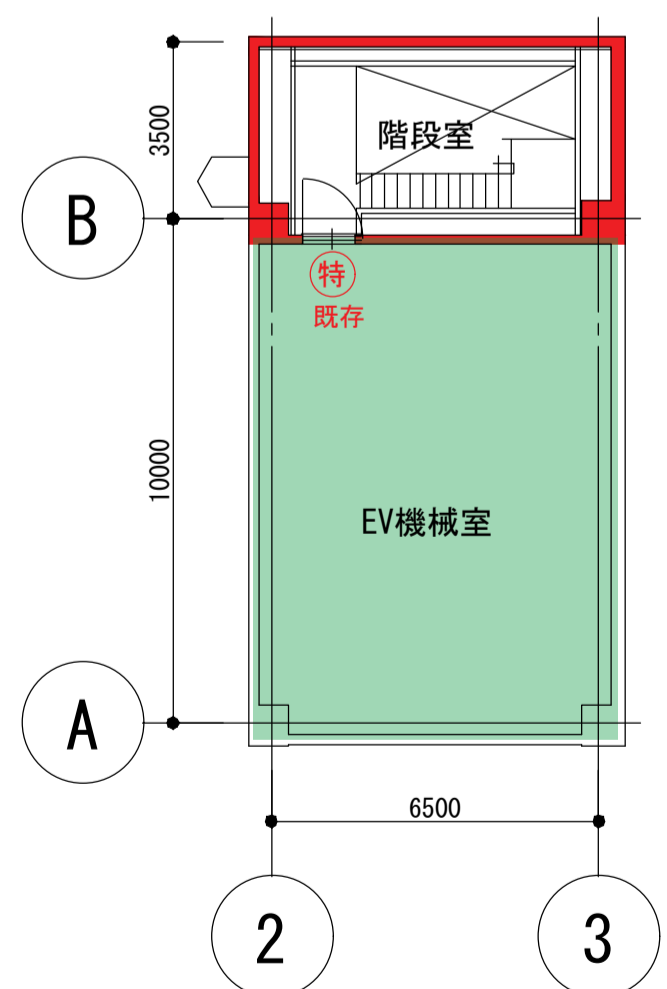
ジオグラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体  
代表構成員 ジオグラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所  
一級建築士事務所大阪府知事登録第(ロ)24761号  
一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹





凡例	防火区画	防煙区画	防火設備	特 特定防火設備
	遮煙・遮炎性能付防火戸			

PH階 平面図



徳島県県土整備部営繕課

記号凡例	<O>: R3営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖州1 改修工事建築(1)
	<◎>: R3営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖州1 改修工事建築(2)
	<■>: 仮計画図

工事名	R3営繕 徳島東部防災拠点施設(仮称) 徳・東沖州1 改修工事建築(1)
図面名	R, PH階区画図

図面番号	A032
縮尺	1:300 (A3)

ジオグラフィック・デザイン・ラボ+泉設計室+構造計画研究所設計共同体  
 代表構成員 ジオグラフィック・デザイン・ラボ一級建築士事務所  
 一級建築士事務所大阪府知事登録第(ロ)24761号  
 一級建築士国土交通大臣登録 第327982号 前田茂樹